（一社）岐阜県観光連盟元職員に関わる不適正事案

調査報告書

令和８年 11 月

岐阜県知事公室行政管理課調査チーム

目　　次

Ⅰ　調査の概要
1　はじめに　・・・・・・　1

2　調査の経緯等　・・・・・・　1

3　元連盟職員Ａに関する捜査・公判の状況　・・・・・・　2

Ⅱ　本事案が生じた背景事情
1　元連盟職員Ａの雇用の経緯等　・・・・・・　3
（1）東京事務所六本木センターでの雇用（平成 15 年度　※県における最初の雇用）
（2）財団法人ソフトピアジャパンでの雇用（平成 16 年度～17 年度）
（3）産業労働部観光交流課での雇用（平成 18 年度～19 年度）
（4）財団法人岐阜県産業経済振興センターでの雇用（平成 20 年度～24 年度）
（5）観光連盟での雇用（平成 25 年度～令和 6 年度）
（6）岐阜県関係企業等交流会への元連盟職員Ａの関与について

2　元連盟職員Ａを特別扱いし、異常な言動を許容した理由　・・・・・・　10
（1）特異な人事運用による「特別な人」化
（2）知事との関係性に基づく「知事の意向の体現者」視
（3）「できる限り対応しようとする」職員側の姿勢

3　内部統制が機能不全となった理由　・・・・・・　12
（1）県庁組織の問題
（2）職員の意識の問題
（3）元連盟職員Ａ固有の問題

Ⅲ　本事案及び関連事項の概要
1　装飾品代金詐取事案　・・・・・・　17
（1）事案の概要
（2）観光連盟における対応状況
（3）商工労働部における対応状況
（4）農政部における対応状況
（5）事案発覚後の県等の対応状況
（6）観光連盟による告訴後の県等の対応状況
（7）装飾品代金詐取事案発覚の端緒となったコーヒー代立替金詐取事案の概要及び経緯

2　その他不適正事案　・・・・・・　35
（1）元連盟職員Ａの関与により発生した物品の購入等
（2）元連盟職員Ａからの求めに応じた報酬の増額

3　観光連盟における支出　・・・・・・　61
（1）観光連盟における旅費の支給状況
（2）観光連盟における時間外勤務手当の支給状況
（3）観光連盟における送料の立替払いの状況等
（4）観光連盟におけるレンタカーの利用状況等
（5）観光連盟におけるノベルティの購入状況等
（6）県による補助金検査
（7）県による財源補填

4　元連盟職員Aから職員に対する不適切な言動への対応状況　・・・・・・　74
（1）不適切な言動の内容
（2）県における対応状況
（3）対応状況の評価

Ⅳ　原因と再発防止の取組
1　本事案の原因と考えられる事項　・・・・・・　76
（1）県庁組織の問題
（2）職員意識の問題
（3）元連盟職員A固有の問題
（4）その他

2　再発防止に向けた取組　・・・・・・　81
（1）県庁組織の問題
（2）職員意識の問題
（3）元連盟職員A固有の問題

Ⅴ　総括　・・・・・・　88

別添：元連盟職員Aの不適切な言動に関する証言　・・・・・・　90

Ⅰ　調査の概要

1　はじめに

本報告書は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「観光連盟」という。）の元職員Ａ（以下「元連盟職員Ａ」という。）が、岐阜県（以下「県」という。）等の発注したイベント用の装飾品の代金約 130 万円のうち 944,120 円を、事業規模の縮小に伴って県等に返金することを理由に、装飾品作家Ｂ氏（以下「作家Ｂ」という。）から受領するなどしてだまし取っていた事案（以下「装飾品代金詐取事案」という。）、及び装飾品代金詐取事案に端を発して明らかとなった、県や観光連盟で行われていた元連盟職員Ａに関わる不適正な事務処理事案（以下「その他不適正事案」という。）について調査し、これまでに確認できた事実関係を整理するとともに、当該事実関係に基づいて、装飾品代金詐取事案及びその他不適正事案（以下「本事案」という。）の原因を分析した上で再発防止に向けた取組について検討した結果を取りまとめたものである。

2　調査の経緯等

県では、令和 6 年 9 月 27 日に観光連盟から県へ装飾品代金詐取事案に関する報告がなされて以降、警察による捜査に協力しながら、関係する予算を執行した観光国際部（現：観光文化スポーツ部）、商工労働部及び農政部（以下「関係 3 部」という。）において、その他不適正事案を含めた内部調査を進めてきた。

令和 8 年 1 月 13 日に元連盟職員Ａが逮捕されたことを契機として、同日付けで行政管理課に調査チームを発足させ、外部の弁護士からの調査支援等も受けながら、関係者へのヒアリング、関係文書の確認等の調査を行った。

本調査では、①元連盟職員Ａと県との関係の経緯、②元連盟職員Ａを特別扱いし、異常な言動を許容した理由、③内部統制が機能不全となった理由、の 3 つの観点から、不適正な事務処理に至った経緯や背景を総合的に調査することに主眼を置いた。

【調査チームによる調査等の概要】

○本事案の事実関係及び経緯並びに本事案に至った背景の確認

・関係 3 部、東京事務所及び関係団体の資料など関係文書の収集・確認

・本事案の関係者 321 人（県現職職員及び県ＯＢ職員延べ 183 人（特別職を含む。）、観光連盟職員及び観光連盟ＯＢ職員延べ 19 人並びにその他関係者延べ 119 人）へのヒアリング等（ヒアリング時間は計約 140 時間）

・元連盟職員Ａへの質問及び書面回答結果の確認（元連盟職員Ａに調査協力を依頼したが、本人が断ったため実施できなかった。調査協力を依頼した際に提示した質問項目の一部に対し、代理人弁護士を通じて本人から文書による回答があった。）。

○判明した問題の原因分析

○再発防止に向けた具体的方策の検討

○調査結果等の取りまとめ

【外部の弁護士からの調査支援等の概要】

＜調査支援等を受任した者＞

黒宮綜合法律事務所　黒宮崇宏弁護士（岐阜県弁護士会）

＜調査支援等の内容＞

・事実認定の手法など、県が行う調査に対して助言を行うこと。

・一部関係者へのヒアリングを行うこと。

・関係事業者に対して照会を行うこと。

・事案発生の原因分析や再発防止等の内容について、意見・評価を付与すること。

3　元連盟職員Ａに関する捜査・公判の状況

年月日	事象	容疑等
R8.1.13	逮捕	①詐欺（商工労働部・農政部装飾品代金 559,120 円）
R8.2. 3	起訴	①詐欺（商工労働部・農政部装飾品代金 559,120 円）
R8.2.10	逮捕	②詐欺（観光連盟装飾品代金 385,000 円） ③詐欺（観光連盟コーヒー代立替金 15,000 円） ④詐欺（観光連盟 R6.1 名古屋市内宿泊料 10,900 円） ⑤詐欺（観光連盟 R6.7 岐阜市内宿泊料 19,600 円）
R8.3. 3	起訴	②詐欺（観光連盟装飾品代金 385,000 円） ③詐欺（観光連盟コーヒー代立替金 15,000 円）
R8.3. 4	逮捕	⑥窃盗（芸能人高級ブランド品、宝石等）
R8.3.19	初公判	①詐欺（商工労働部・農政部装飾品代金 559,120 円） ②詐欺（観光連盟装飾品代金 385,000 円） ③詐欺（観光連盟コーヒー代立替金 15,000 円）
R8.4. 8	不起訴	⑥窃盗（芸能人高級ブランド品、宝石等）
R8.5.15	公判	中止
R8.5.19	不起訴	④詐欺（観光連盟 R6.1 名古屋市内宿泊料 10,900 円） ⑤詐欺（観光連盟 R6.7 岐阜市内宿泊料 19,600 円）
R8.5.20	公判 求刑	①詐欺（商工労働部・農政部装飾品代金 559,120 円） ②詐欺（観光連盟装飾品代金 385,000 円） ③詐欺（観光連盟コーヒー代立替金 15,000 円） 懲役２年６月
R8.6.12	判決	懲役２年６月　執行猶予４年
R8.6.27	確定	同上

Ⅱ　本事案が生じた背景事情

1　元連盟職員Ａの雇用の経緯等

元連盟職員Ａがどのような経緯で岐阜県と関わり、県行政に強い影響力を持つに至ったのかを解明するため、県が最初に元連盟職員Ａを雇用した時点まで遡って調査を行った。

所属団体、職名、雇用期間など、関係書類により確認できた部分を除き、元連盟職員Ａ及び関係者の証言等により整理している。

（1）東京事務所六本木センターでの雇用（平成 15 年度　※県における最初の雇用）

平成 15 年４月、東京事務所六本木センターが雇用していた観光物産アドバイザー３人のうち１人が欠員となったため、一般募集を行ったところ、元連盟職員Ａを含む３～４人から応募があった。

選考面接を行った職員の中には、元連盟職員Ａの印象が良くないと感じた者もいたが、県の観光案内という業務内容を考慮した結果、唯一の岐阜県出身者であった元連盟職員Ａが採用され、翌５月から六本木センターで勤務することとなった。

元連盟職員Ａは、採用当初は観光案内、電話対応、アンテナショップの手伝いなど通常の業務を行っていたが、次第に東京事務所の企業誘致担当職員の企業訪問に同行することが増え、六本木センターを不在にすることが多くなっていった。

六本木センターでは、月に一度、著名人や企業関係者と知事等県幹部職員（特に指定のない場合は、知事、副知事並びに本庁部長級及び次長級職員をさす。）との懇談会が開催されており、その会場でスタッフとして参加していた元連盟職員Ａと県の新産業労働局幹部Ｃが知り合い、以降、新産業労働局幹部Ｃが上京した際には、元連盟職員Ａと企業訪問に出かけるようになっていった。

同センターでは、限られた人数で週休日や休日を含めてシフトを組んでいたことから、職員たちは元連盟職員Ａが同センターを不在にすることに苦慮していたため、東京事務所職員Ｄが元連盟職員Ａに苦言を呈したことがあった。その後、人事課に匿名で「東京事務所職員Ｄの業務態度が悪い」という苦情の電話があったとの記録が残されている。

元連盟職員Ａは人脈づくりの能力が非常に長けていると、新産業労働局幹部Ｃは元連盟職員Ａを大変評価していた。また、元連盟職員Ａも新産業労働局幹部Ｃの秘書であるかのように振る舞っていた。平成 15 年 11 月から財団法人ソフトピアジャパン（以下「ソフトピア」という。）の役員に就任していたＣ氏から元連盟職員Ａが良い人材なので雇いたいと打診を受けた東京事務所管理職は、それを了承した。

なお、前知事（在任期間は平成 17 年２月６日から令和７年２月５日まで。）は、本調査に対し、六本木センターでの懇談会について、「当時まだ霞が関にいて、岐阜県ゆかりの人間として呼ばれていた。」「そこに行くと、元連盟職員Ａがいろいろロジ（調整）をや

っており、そういう人がいるなという認識がスタート。」「その後も東京での県事業には、元連盟職員Ａが色々な県人を呼んできたので、そういう機会を通じて接触の機会が増えていった。」「よくこまめにお客さんの対応をしていたので、こういう人がいるのかと認識した。」旨を証言している。

（２）ソフトピアでの雇用（平成 16 年度～17 年度）

元連盟職員Ａは、平成 16 年４月から、ソフトピアの東京ブランチ事務専門員として雇用され、勤務場所は六本木センターから東京事務所に移ることになった。人件費は全額県補助であった。

Ｃ氏（以下この項において「ソフトピア役員Ｃ」という。）は、自身の記憶はないが元連盟職員Ａの雇用に関与した可能性を認めている。また、「ソフトピア役員Ｃから元連盟職員Ａの雇用を指示された」「元連盟職員Ａの人脈を活用するためソフトピアの東京駐在に招いたとソフトピア役員Ｃから聞いた」といった職員からの証言がある。

この当時も、ソフトピア役員Ｃが上京し、企業誘致や企業の重役との関係づくりのために様々な人物と面会する際には、その調整役を元連盟職員Ａが担っていた。

元連盟職員Ａは東京事務所にはほとんど出勤していなかった。

企業に話を聞いてもらうために名刺の肩書を「東京ブランチ所長」としたいと元連盟職員Ａから要望があった際は、ソフトピア役員Ｃが許可した。

このころ既に、元連盟職員Ａは県産農産物のＰＲにも関わるようになっていた。

ソフトピアでは、元連盟職員Ａが出張する際に協議を受けてその必要性を確認したり、元連盟職員Ａと連絡調整を行ったりする役割を東京事務所駐在の県職員に委嘱するなど、元連盟職員Ａの勤怠管理を行う努力をしていた。

なお、東京ブランチは平成 17 年度末に廃止された。

前知事は、「(知事就任後のこととして) 例えば県人会が近づいてくると、元連盟職員Ａが今度はこういう段取りで進めると説明に来る。東京事務所で話を聞くという意味で接触の機会が出てきた。」「元連盟職員Ａは、仕事の関係で報告があれば、東京事務所の知事室に入ってきた。」「最初のころはもっぱら東京事務所だったが、元連盟職員Ａが県庁に来ることもあった。」「元連盟職員Ａからの電話も結構あった。」旨を証言している。

（３）産業労働部観光交流課での雇用（平成 18 年度～19 年度）

元連盟職員Ａは、平成 18 年４月から、県産業労働部観光交流課のコンベンション誘致専門職として雇用され、勤務場所は引き続き東京事務所とされていた。Ｃ氏は、平成 17 年 10 月から産業労働部幹部に就任しており、元連盟職員Ａの雇用の経緯は覚えていないが、自身が関与したのだろうと証言している。

この当時も、元連盟職員Ａは産業労働部幹部Ｃに随行する形で六本木センターでの懇談会に参加していた。また、このころには、元連盟職員Ａの人脈を生かした企業重役や著

名人と前知事との面談が行われるようになっていた。県産農産物のＰＲも引き続き行っており、農政部は、元連盟職員Ａから無料の試供品や既存のパンフレットの提供を依頼され、対応していた。

産業労働部幹部Ｃは、平成 18 年 11 月 20 日付けで西濃振興局に異動し、産業労働部を離れることとなった。その後、元連盟職員Ａは、県とは無関係の他団体に転職するため、平成 19 年９月に観光交流課を退職している。

なお、コンベンション誘致専門職は平成 18 年度に新設されたポストであり、元連盟職員Ａが退職して以降、観光交流課は代わりの専門職を雇っていない。また、平成 20 年度末に職が廃止される際は、平成 20 年度から業務を見直して東京事務所の職員が対応していることが廃止理由として整理されている。

（４）財団法人岐阜県産業経済振興センターでの雇用（平成 20 年度～24 年度）

元連盟職員Ａは、平成 20 年５月から、財団法人岐阜県産業経済振興センター（平成 24 年度から公益財団法人に移行。以下「産経センター」という。）の東京ビジネスコーディネーターとして雇用され、勤務場所は以前と同じく東京事務所とされた。

Ｃ氏は、平成 20 年３月に県を退職後、平成 20 年４月から産経センターの役員に就任しており、元連盟職員Ａから県関係団体での雇用を頼まれたことはないが、元連盟職員Ａは企業の重役等と会うチャンスを作ってくれる存在だったので、元連盟職員Ａを産経センターで雇用することは十分あり得たと証言している。また、元連盟職員Ａは「県から戻ってきてほしいとの要請があり応じた。」旨、回答している。

平成 20 年 12 月の第５回岐阜県議会定例会において、元連盟職員Ａの雇用の経緯や勤務実態を疑問視する一般質問があり、産業労働観光部長が「その能力を発揮していただくために、同センターの独自財源により採用された」旨、答弁している。また、同時期には写真週刊誌に実業家と元連盟職員Ａとの関係性を取り沙汰する記事が掲載されることもあったが、雇用が打ち切られることはなかった。

元連盟職員Ａの人脈を生かした企業重役等と前知事との面談が行われる中で、少なくとも平成21年ごろには、元連盟職員Ａは知事の秘書を介さずに直接前知事に電話をかけ、面談の日程を調整するようになった。大手企業の重役との面談に関する前知事と担当部局との協議の際、前知事が日程調整は元連盟職員Ａに任せているから大丈夫だと担当部長に伝えることもあった。また、前知事が面談する際には、元連盟職員Ａが職員とともに立会し、昼食や夕食の懇談にも同席していた。以降こうした関係が継続することによって、元連盟職員Ａが、前知事と直接話ができる人物であるという認識が職員に広まり、元連盟職員Ａと業務上直接関係のない職員の間でも知られることとなった。

元連盟職員Ａは、「理事長補佐」の肩書の名刺を使っていた。

平成 23 年度にＣ氏は役員を退任して顧問に就任することとなり、後任の産経センター役員Ｅに元連盟職員Ａのことを配慮するよう引き継いだ。しかし、そのころ、産経センタ

ーでは自主財源を元連盟職員Ａの人件費及び事務費に充てることを問題視する声が上がった。県は、産経センターからの要請に応じ、平成 24 年度の元連盟職員Ａの人件費及び事務費を全額県補助とすることとした。

平成 24 年度には、県は、元連盟職員Ａが県に紹介した、県産食材を取り扱う意向のある飲食業関係者に肩書を付与したいという元連盟職員Ａの要望に応え、「食のぎふ清流観光特使」（以下「特使」という。）の委嘱制度を観光連盟の事業として開始し、委嘱式には前知事も出席した。

平成 23 年又は 24 年ごろ、元連盟職員Ａの雇用を終了することについて、商工労働部商工政策課管理職が副知事Ｆに相談し、副知事Ｆから前知事に諮ったが、前知事は認めなかったとの証言がある。

産経センターでは、元連盟職員Ａの勤怠管理について粘り強く対応していた。平成 22 年２月から 23 年４月まで、出張旅費の請求時に面談者の氏名や面談場所など情報を一定程度具体的に記載するように指導していた。しかし、活動内容が不明確な出張が多かったため、平成 23 年度以降、産経センター役員Ｅが詳細な復命を元連盟職員Ａに求め、その結果、元連盟職員Ａからの旅費の請求は激減することとなった。なお、当該請求書の内容を確認したところ、例えば、全ての月で旅費が請求されている平成 22 年度には、年間で 168 回の出張を行い（うち中京圏への出張は計 17 回）、約 45 万円の出張旅費が生じていた。

（５）観光連盟での雇用（平成 25 年度～令和６年度）

元連盟職員Ａは、平成 25 年４月から、観光連盟の書記として雇用され、勤務場所は引き続き東京事務所とされた。変更理由は一切不明であるが、元連盟職員Ａの所属を観光連盟に変更することについて、県上層部で平成 25 年１月末に決定され、商工労働部観光交流推進局観光課の予算に元連盟職員Ａに係る経費が計上されることとなった。観光連盟運営事業に係る運営費の補助率は原則１／２であるところ、東京駐在に係る運営費（元連盟職員Ａに関する経費）の補助率は 10／10 とされ、すべて県費で負担し、県補助金が観光連盟に交付されていた（人件費の補助率は、プロパー職員が３／４であり、それ以外の職員（元連盟職員Ａら嘱託職員を含む。）は 10／10 である。）。

観光連盟では、東京駐在を前提とした事業計画はなく、東京駐在の勤怠管理もできないため、元連盟職員Ａを雇用することに不満があった。そのため、平成 25 年２月、連盟役員Ｇは、１年間限りの雇用とする案で副知事Ｆに協議したところ、１年更新とし、最大５年は雇用するよう強い口調で迫られるとともに、応じなければ役員の交代もあり得ることを示唆されたため、これに応じることとなった。

なお、Ｃ氏は、平成 24 年４月から株式会社ＶＲテクノセンターの役員に就任しており、元連盟職員Ａの観光連盟での雇用には関与していなかった。

観光連盟での雇用が５年目を迎えた平成 29 年には、10 月末に副知事を退任し、12 月

に観光連盟の相談役に就任していたＦ氏から連盟役員Ｈに対し、元連盟職員Ａの雇用終了についての検討が指示された。連盟役員Ｈは労働基準監督署に雇止めに関する相談をした上で、元連盟職員Ａに意向を確認したところ、辞めたくない意向が元連盟職員Ａから示されたため、引き続き観光連盟で雇用することとなった（平成 25 年 4 月から施行された改正後の労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）では、一定の場合には、使用者による雇止めの意思表示に対して労働者による反対の意思表示があったときは、雇止めが認められず、使用者は労働者の雇用を更新する必要があるとされている。）。

元連盟職員Ａは、引き続き、前知事の面談の調整や県産農産物のＰＲを活動内容としていた。平成 30 年度ごろまでは、元連盟職員Ａは生産団体、市町村などから県産農産物のサンプル食材を直接調達していたとの証言があり、また県の会計書類の保存期限内の平成 23 年度まで遡った調査において、元連盟職員Ａの依頼による支出は確認できなかった。

令和元年ごろ、元連盟職員Ａは県外の飲食業者と商談を行っており、その際に「岐阜県知事東京秘書」の名刺を使っていたとの証言がある。また、時期は不明であるが、「知事特命秘書」というような名刺を見たとの証言もある。

令和元年度以降、元連盟職員Ａの依頼による県産農産物のサンプル食材の購入が始まり、商工労働部においても、令和 2 年度以降、元連盟職員Ａからの依頼による県産品の販売促進のためのサンプル購入が始まった。このころから元連盟職員Ａの中京圏でのイベント等の企画や調整等の活動が増え、イベントや試食会等の開催時には前知事が出席し、元連盟職員Ａが前知事に随行して会場等を案内したり、同席したりすることが多かった。飲食店関係者を県内農家の視察に招待する機会等も徐々に多くなり、元連盟職員Ａは観光連盟職員を運転手や連絡窓口のような役割として恒常的に同行させるようになった。元連盟職員Ａは、「コロナ禍において、県職員が関東方面に出張するのが困難な状況にあり、近隣地域において県産品をＰＲしたいとの県の方針を受けて、名古屋を中心に中京圏でのＰＲ活動に力を入れることとなった」と回答している。前知事も「ある時期から名古屋でのキャンペーンを重点的にやるようになった。」「新型コロナウイルスが明けて、名古屋での行事が急速に増えた。」旨証言している。その一方で、「私としては、自分の出番の調整やどう振る舞うかということを中心に、元連盟職員Ａの話を受身的に聞いていた。」「名古屋での事業について、私が誰かにああしてくれこうしてくれと指示したことはない。むしろ元連盟職員Ａによって組み立てられたものに対応した。」旨も証言している。活動の増とともに、県行政との関わりの頻度も増え、侮辱・暴言などの様々な問題のある異常な言動（別添：元連盟職員Ａの不適切な言動に関する証言参照）やサンプル提供などの強引な要求が顕著に見られるようになっていった。

なお、こうした元連盟職員Ａの振る舞いは、県職員に対してだけでなく、観光連盟職員や市町村職員（首長を含む。）、企業の担当者に対しても行われていた。令和 3 年の岐阜県知事選挙において、元連盟職員Ａが前知事の選挙活動に関わっていたとする複数の証言もあった。

令和４年度には、元連盟職員Ａが名古屋市内のホテル等で自ら企画したイベントを数多く実施し、週休日も含めて参加（出張）したため、観光連盟において元連盟職員Ａの時間外勤務手当及び旅費が不足した。令和４年 10 月ごろ、副知事Ｉの了承を得て、県から観光連盟に対して約 200 万円の委託事業を発注して財源の補填が行われた（詳細後述）。さらに、令和５年１月ごろ、元連盟職員Ａが前知事に対して報酬の増額を求めたため、前知事から検討を指示された副知事Ｉが、前知事からの了解を１回で取り付けられるよう、担当部局が検討し提示した報酬額のうち最も高額な報酬額を前知事に示して了解を得た（詳細後述）。

県の観光連盟に対する補助金は、令和５年度から、元連盟職員Ａに係る旅費が年 40 万円から年 420 万円、時間外勤務手当が０円から 180 万円余に増額することが認められた（詳細後述）。

元連盟職員Ａは観光連盟職員の自家用車で中京圏を連日回っていたが、職員の負担が大きくなったため、観光連盟では令和４年度からレンタカーの使用を認めることとした。また、飲食店関係者と同乗するために専任の運転手が運転する公用車を確保するようにという元連盟職員Ａからの依頼を受け、県でも農産物流通課の担当者が、多いときで月１回程度、アルファード等の公用車を手配したり、公用車が確保できないときは同車種のレンタカーを借り上げたりしていた。

＜元連盟職員Ａが関わった主なイベント等＞

・特使委嘱及び名古屋市・高山市内ホテルにおける委嘱式
・名古屋市・高山市内ホテルレストラン等における県産食材を使用したメニュー提供・イベント（フェア・バル等）
・県産いちご、宿儺かぼちゃ、県内酒蔵の名古屋市・高山市内店舗等における即売会・フェア等
・有名スイーツの県産品コラボ商品（飛騨牛乳、南濃みかん、宿儺かぼちゃ、揖斐川抹茶等）
・トルコ、モロッコ等外交関係者との懇談会等における県産食材の提供

元連盟職員Ａは、令和６年 12 月 18 日付けで、一般社団法人岐阜県観光連盟非常勤職員取扱要綱第９条第４号「職員としてふさわしくない非行があった場合」に該当する行為が装飾品代金詐取事案及び後述のコーヒー代立替金詐取事案において認められたとして、観光連盟を解雇されている。

（６）岐阜県関係企業等交流会への元連盟職員Ａの関与について

元連盟職員Ａは、前述のとおり企業の重役との面会を継続的に重ねていた。その中で、元連盟職員Ａは、県企業誘致課が主催していた岐阜県関係企業等交流会（以下「企業交流会」という。）に関わっていた。

企業交流会は、企業誘致を目的に、各産業界の動向等についての意見交換を行う場とし

て東京で年に一度開催されていた。参加者は県企業誘致課と東京事務所（以下この項において「担当課」という。）で連携してリストアップしていたが、元連盟職員Ａは、そのリストアップに介入していた。具体的には、担当課と事前に調整することなく、有名企業や有名人などを訪問しながら企業交流会への参加を依頼し、承諾が得られると参加者の追加を担当課に求めることが何度もあった。

参加者の追加を求められた担当課は、既に前知事の了解を取り付けていると元連盟職員Ａが説明するため、それを信用して対応することが多かった。しかし、平成 20 年度も同様に元連盟職員Ａから追加の求めがあり、前知事も了解していると説明があったため、担当課の管理職が前知事に直接確認したところ、前知事は了解していないことがあった。

企業交流会には平成 17 年度から平成 30 年度までに 660 以上の団体等が参加しており、そのうち少なくとも 70 以上の団体等の重役等と元連盟職員Ａは面会を重ねている。例えば平成 22 年度は、産経センターの東京ビジネスコーディネーターとして行った出張先 170 箇所以上のうち、確認できただけでも 82 箇所が同年度の企業交流会に参加した 26 団体等への出張であった。元連盟職員Ａが企業交流会への参加を依頼していた団体等の中には、企業誘致と関係し得る団体等も一定程度含まれてはいたが、芸能関係者、マスコミ・出版関係者、法曹関係者、飲食業関係者などの団体等も数多くあった。

平成 22 年度に、企業交流会の内容について、県の施策紹介を中心としたものから企業関係者との対話を中心としたものに変更するよう前知事から指示があったことを受け、商工労働部は、平成 23 年度の企業交流会の所管課を企業誘致課から商工政策課に変更した。しかし、東日本大震災の影響で平成 23 年度の企業交流会は中止となった。

平成 24 年度、企業交流会の目的に反して元連盟職員Ａが有名企業や有名人ばかりを連れてくることを問題視した商工政策課は、元連盟職員Ａの関与を排して製造業や工場進出の関係者などの参加者を増やすことを計画した。しかし、前年度までと比較して有名企業や有名人が減少していた参加者名簿を確認した前知事の反応は芳しくなかったため、副知事Ｆからの指示を受け、商工政策課に代わり、東京事務所が「清流の国ぎふ」交流会として企業交流会を開催することとなり、参加者名簿は元連盟職員Ａの確認を受けた上で作成することとなった。商工政策課の担当者は元連盟職員Ａを関わらせるべきではないと前知事に直接訴えたが、前知事に聞き入れられることはなかった。なお、この時期、元連盟職員Ａは観光連盟と連携して特使を委嘱する事業を開始しており、「清流の国ぎふ」交流会についても県産食材の発信が行事内容として新たに追加されている。

平成 25 年度、企業交流会の名称は「清流の国ぎふ」交流会から「清流の国ぎふ」大交流会に、目的は企業誘致から県産食材を使用した料理の提供を通じた「清流の国ぎふ」の魅力発信へとそれぞれ変更された。

平成 26 年度、名称は「清流の国ぎふ」大交流会から「清流の国ぎふ」感謝の集いに変更され、所管課も東京事務所から清流の国づくり政策課に変更された。また、副知事Ｆからの指示により、元連盟職員Ａの関与を排することとなった。結果として、元連盟職員Ａ

が面会を重ねる団体等の参加は、平成 22 年度以降 30 を超えて推移していたが、平成 26 年度以降は 10 程度になった（開催は平成 30 年度まで。）。

（参考）元連盟職員Ａの関与が確認できた主な企業交流会参加団体等

No.	団体名	元連盟職員Ａの関与状況
1	経営コンサルタント事業者	○元連盟職員Ａが県内飲料水事業者へ仲介
2	鉄道事業者系列の出版事業者	○前知事と岐阜県の紀行ガイド著者の対談に元連盟職員Ａが立会
3	県内飲料水事業者	○元連盟職員Ａの依頼で前知事自宅に秘書がペットボトルの水を運搬
4	エンジニア派遣事業者	○元連盟職員Ａが同事業者の株式100％を保有
5	ＩＴ・情報通信関連事業者（H20） 岐阜市内の大学　（H21）	○前知事の仏勲章受章祝賀会に元連盟職員Ａが同事業者役員を招待 ○前知事と同事業者役員の昼食懇談を元連盟職員Ａが設定
6	鉄道事業者系列の広告代理店	○岐阜県への旅行キャンペーンの際に元連盟職員Ａが面談を設定
7	芸能人	○元連盟職員Ａの人脈で郡上のドラマ出演や旅番組での県PRが実現
8	下呂市内の旅館	○元連盟職員Ａ立案の銀座での県産食材PRイベントに役員の息子が来場
9	県内の農業関係団体	○元連盟職員Ａが同団体役員に直接、県産食材の提供を依頼
10	遊園施設事業者	○花フェスタ2005の協力事業者として元連盟職員Ａが実行委員会に紹介
11	電力供給事業者（~H21） 電力供給事業者の業界団体（H24~）	○前知事と同事業者役員の面談に元連盟職員Ａが立会
12	医療関係団体	○前知事と役員の懇談に元連盟職員Ａも同席して赤坂見附で食事
13	経済産業省関連の一般財団法人	○元連盟職員ＡがH19.9県退職後に就職
14	法律事務所	○知事と所属弁護士との昼食会の調整に元連盟職員Ａが関与
15	都内の料理店	○前知事とシェフの面談に元連盟職員Ａが立会 ○シェフに特使を委嘱
16	食品販売事業者	○同郷の縁で同事業者役員が上京された際は元連盟職員Ａがアテンド
17	（株）ＶＲテクノセンター	○参加者が同センター顧問C
18	ビジネス誌等の出版事業者	○前知事と同事業者役員の面談に元連盟職員Ａが立会
19	イベント運営事業者	○前知事と同事業者役員の面談に元連盟職員Ａが立会
20	建設・開発事業者	○前知事と同事業者役員（のちの県内プロスポーツチーム役員）との面談を元連盟職員Ａが設定

２　元連盟職員Ａを特別扱いし、異常な言動を許容した理由

元連盟職員Ａが特別扱いされ、異常な言動が許容されるに至った背景には、長期にわたる元連盟職員Ａの特異な人事運用の経緯、前知事との関係性を通じて形成された影響力、そして元連盟職員Ａの要求を受け入れた組織側の対応が複合的に作用している。

（１）特異な人事運用による「特別な人」化

元連盟職員Ａは県採用後、特定の幹部職員から重用され、勤務地は一貫して東京事務所にあるものの、当該幹部職員の異動に連動する形で所属先が変遷する、特異な人事運用が長期にわたって続けられてきた。

その中で、元連盟職員Ａは企業関係者や著名人と前知事との面談調整を担うなどの実績を重ね、前知事と電話や面談で直接やり取りをする関係となった。さらに、産経センタ

ーでの雇用継続や観光連盟での報酬増額には、前知事の関与があった。こうした状況を踏まえると、観光連盟での雇用やその更新・延長も、前知事の意向によるものと推察される。

元連盟職員Ａは、雇用先の変遷について、「仕事内容は変わらなかったが、転籍するよう指示があり、辞令を受けた。」と回答している。こうした経緯は元連盟職員Ａ本人や元連盟職員Ａを雇用していた各団体の意向というよりも、県幹部職員と元連盟職員Ａとの関係に基づいて人事運用が行われてきたことを示している。こうした特異な人事運用により、元連盟職員Ａは役職や所属を超えた「特別な人」として組織内で認識されるようになった。

なお、前知事も、元連盟職員Ａが関係団体を渡り歩いていること、東京事務所に継続して席があったことについて認識していた旨を証言している。

（２）知事との関係性に基づく「知事の意向の体現者」視

元連盟職員Ａは実際に前知事と直接電話ができ、前知事と二人で面談したほか、秘書を通すことなく前知事に企業関係者等との面談日程を直接調整し、その面談や会食に同席するなど前知事の近くで行動し、直接話ができる立場にあった。こうした状況は平成 21 年ごろから長きにわたって続いた。

装飾品代金詐取事案に係る公判では、「元連盟職員Ａから電話で、イベントで使わなかった分のお金を県や観光連盟に返さずに自分が預かっているが、疑われて困っていることについて相談を受けた」旨の前知事の検察官調書が証拠資料として示されていることからも、前知事と元連盟職員Ａが個人的な相談を直接できる関係であったことが分かる。

元連盟職員Ａは、こうした前知事と近い立場を背景に「知事の了解を得ている」「知事に話してある」などの発言を繰り返し、その影響力を前提として職員に対して様々な要求を行うことが続いたため、多くの職員が元連盟職員Ａを事実上の「知事の意向を体現する存在」と認識していたことがうかがえる。

職員側は、後述するように前知事と職員の関係性が大きな心理的距離感と強い上下関係意識を伴う関係にあったことから、その内容の真偽を個別に前知事に確認することが困難であったことに加え、元連盟職員Ａからの人事への影響を示唆する発言や威圧的な言動により、元連盟職員Ａとの間で問題を起こしてはいけないという心理的な萎縮状態に置かれた。このため職員は、合理的な判断よりも自己防衛的対応を選択することになった。

本調査の過程で、元連盟職員Ａが県職員の人事に影響したとする具体的な噂として少なくとも 10 件程度確認された。噂の内容は、例えば、現地機関の課長級から同じく現地機関の課長級に異動した職員について、元連盟職員Ａが働きかけたから、短期間や年度途中の異動となったのではないかというものや、本庁の課長級から現地機関の課長級に異動した職員について、元連盟職員Ａが企画した事業の関係でトラブルがあり、元連盟職員Ａを激怒させたことが異動に影響したのではないかというものなどであった。こうした

ことが実際にあったのか前知事に確認したところ、影響することはあり得ないと強く否定しており、関係職員にも確認したが元連盟職員Ａによる影響を否定しているため、実際に元連盟職員Ａの影響があったかどうかは確認できなかった。

しかし、こうした噂が職員間で認識されていたことから、職員の間では、元連盟職員Ａのように前知事と近い関係にある外部人材について、その意に反すれば人事に影響することが危惧されたため、その意向どおりに進めておけばよいと考えるようになった。

さらに、前知事に告げ口されるので、元連盟職員Ａとうまく付き合えば出世し、そうでなければ冷遇される、とか、元連盟職員Ａが気に入らないことがあると、前知事や副知事Ｆにその担当を外すように言い、その結果、人事異動が起きたのではないか、などの証言もあった。

※岐阜県職員組合が令和８年４月に実施したアンケートの結果が県に提出されたが、元連盟職員Ａ以外の外部人材についても、県の事業や人事に影響があったとする回答が自由記載欄に記載されていた。

（３）「できる限り対応しようとする」職員側の姿勢

部長・課長級の管理職職員は、知事の意向に反することへの懸念や知事に確認・相談することへの躊躇から、部下に対して「できる範囲で対応する」ことを指示したため、部下は「対応するしかない」状況に陥った。

また、関係部局が元連盟職員Ａの人脈づくりや大手企業と実施するイベント等の調整能力自体を評価していたことも、元連盟職員Ａの要求を断れなかった要因の一つである。

こうして、元連盟職員Ａからの個々の要求の適否を十分に検証するよりも、要求にできる限り対応し、元連盟職員Ａとの関係維持やトラブル回避を優先する判断が積み重なり、不適正な取扱をしてでも要求を受け入れることとなった。

職員へのヒアリングでは、元連盟職員Ａからの依頼について関係者の迷惑となるので対応が困難であるとして断ったところ、元連盟職員Ａが知事や副知事に話すと言い出し、あとで実際に当時の特別職から対応しなかったことを叱責されたと証言した職員もいた。

これらの要素が複合的に作用することで、元連盟職員Ａに対する特別な取扱は一過性のものにとどまらず、徐々に元連盟職員Ａの言動を許容することが常態化・固定化した。これにより次項の組織全体としてこれを是正できない状態につながっていったものと考えられる。

３　内部統制が機能不全となった理由

こうした状況下にあっても、県には様々な相談窓口が設置されており、これらに通報することにより、不適正な取扱を防止、是正できる方法はあった。にもかかわらず、相談窓

口への通報等の内部統制の機能が働かず、早期に不適正な取扱が是正されなかったのは、「県庁組織の問題」「職員意識の問題」「元連盟職員Ａ固有の問題」の複数の要因が重なったことで、職員が通報等することが抑制された状態に陥ったことによる。

（１）県庁組織の問題

①組織内コミュニケーションの欠如（知事と職員との距離感）

前知事と職員の関係性は、大きな心理的距離感と強い上下関係意識を伴う関係にあった。前知事は論理的かつ高い水準の説明を求める一方で、誤りや準備不足に対して厳しく叱責する場面があったとの認識が職員側に広く共有されていた。このため、職員にとって前知事への報告や相談は「事実を伝える場」であると同時に、「評価・叱責を受ける可能性を伴う場」とも認識されていた。当時の複数の幹部職員が、前知事から受けた厳しい叱責はパワーハラスメントに該当すると思うと証言している。

また、前知事に怒られたことが人事に影響したとの証言や、元連盟職員Ａの意向が影響した複数の人事の噂があったように、人事への影響を危惧した職員は、知事や外部人材の意に反するような行為をすることはなかった。

加えて、前知事へ直接報告・相談等できる機会が限られていたことや、説明に対する準備の負担が大きかったことから、職員は重要事項であってもその報告・相談については、慎重にタイミングや内容を選ぶ傾向があり、円滑なコミュニケーションに欠ける状況にあった。その結果、問題の迅速な共有が難しい状況にあったと考えられる。

実際に、前知事自身も、「部長から、元連盟職員Ａの発言の真偽を尋ねられたことはあるか」という質問に対し「私が記憶している限り、そういうふうに上げてくれたことは、とんと覚えがない」と証言している。

本調査では、県 OB 職員を含め特別職、部長級職員、秘書課経験者など前知事の近くで勤務経験のある職員からヒアリングを行っている。その中で、前知事と職員の関係性に関して、前知事に間違ったことを言うと叱られるので緊張しながら発言した、前知事に確認を求めるには職員側もエネルギーが要る、副知事Ｆ就任後は前知事と部長の間に副知事Ｆが入る形が浸透して前知事と職員の距離感はすごく離れた、などと複数の職員が証言している。また、前知事から職員への叱責に関して、１時間以上怒鳴られたのでパワーハラスメントだと思う、部長級職員が廊下にいる者に聞こえるくらいの勢いで叱られていたことがあった、などと複数の職員が証言している。

一方で、おかしい話があれば前知事に相談するのは難しくなかった、あるいは、怒ると迫力があったが、悪いニュースほど怒らず冷静に指示を出した、という証言もあった。

②職員が是正を期待できない元連盟職員Ａの人事運用

元連盟職員Ａの特異な雇用が長期間継続し、前知事と元連盟職員Ａの近い関係性も長

期にわたって継続しているのを認識していた職員の間では、元連盟職員Ａの言動や業務の進め方に問題があることは一定程度共有されていたが、組織として是正されることはなかった。任命権者である知事が認めている人材である以上、「通報・相談すれば是正される」という期待を職員が持ちにくい状態であった。

また、前知事は、元連盟職員Ａ以外にも県庁外部の人材を何人も用いていた。前知事と職員の関係性を背景に、関係部局では、業務を円滑に進めるためには、こうした外部人材にうまく対応することが必要であると認識されていた。職員の証言には「知事に近い人物の意向に逆らうことは難しい」との認識が見られ、知事本人の直接的な指示に限らず、その周辺に位置する人物の発言には従う必要があると受け止められていた。

このため、職員の間に「問題は認識されていても解決されない」という意識が形成され、通報によって状況が変わることへの信頼が低下していたと考えられる。

なお、前知事は、実際に現場を目撃していないまでも、「（元連盟職員Ａの）言動について結構厳しいところがあるという噂は聞いていました。」「かなり強引なところがあるという話は、まあまあ聞くことはありました。」「連盟役員Ｋから、彼女のいろいろ立ち振る舞いについて、連盟もいろいろ努力しているというか、いろいろと苦慮してるっていうか、そういう話も聞いたことありますし。」と証言しており、元連盟職員Ａの言動に問題があることを認識していた。しかし、前知事は、「私自身が立ち居振る舞いの一つ一つを、（県の）外の（団体の）人に指導するという立場にはない。」旨を本調査で証言しており、前知事によって元連盟職員Ａの言動が是正されることは、実際に期待できない状況にあったことがうかがわれる。

（２）職員の意識の問題

①不適正な対応を徐々に通常業務に組み込んだこと

当初は、元連盟職員Ａから無料の試供品や既存のパンフレットの提供を依頼されて応じていたところ、令和元年度以降、県支出により県産農産物のサンプル食材や県産品の販売促進のためのサンプルの購入が始まり継続していくうちに、元連盟職員Ａの依頼に県支出で応じることが前例として扱われるようになった。さらに、無理な要求にも可能な限り応じたことで、個々の不適正な事務処理の異常性が次第に認識されにくくなり、不適正な対応が徐々に通常業務の中に組み込まれ定例化していった。

これにより、個々の職員が「通報すべき重大な問題」としてとらえにくくなり、結果として通報等に至る動機が弱まった。

②上司等への影響に配慮した自制

管理職を含む多くの職員が、元連盟職員Ａからの要求に苦慮しながらも、継続して応じていた状況において、個々の職員が通報することは、上司である幹部職員の判断を否定する行為として受け止められる可能性があった。

このような環境では、通報は単なる問題提起にとどまらず、職員の証言にあるように「上司に迷惑がかかる」「上司の立場を悪くすることになる」など組織内の関係性に影響するとの考えから、係員や係長がそれぞれの立場で配慮して通報への自制が働いた。

（3）元連盟職員Ａ固有の問題

①元連盟職員Ａの恫喝的言動等

元連盟職員Ａは、職員に対し、自らが前知事に近い関係であることを吹聴しつつ、人事への影響力を示唆する発言や、威圧感や恐怖感を与える言動を職員に繰り返し行っていた。令和 5 年度に行われたイベント（以下「令和５年イベント」という。）においても、職員に対し、客がいる前でホテルスタッフへの謝罪を強要したり、自ら呼び寄せた職員を追い返したりするなど、恫喝的な言動で自らの指示に従わせていた。

元連盟職員Ａが「知事に近い存在」と認識され、通報等することが自身や上司、所属部署に不利益をもたらす懸念がある以上、元連盟職員Ａに対して反論・注意等をすることによって元連盟職員Ａとの間で問題が起こることを避ける心理的な萎縮状態に置かれた。

こうした県庁組織の問題、職員の意識の問題、元連盟職員Ａ固有の問題が重なったことにより、職員は「問題が組織的に是正されることは難しい」「問題提起すると組織等に迷惑がかかる」と認識し、不適正な取扱を是正できないまま継続したことが、本事案の発生につながることとなった。

＜参考＞観光連盟において本事案が生じた背景事情

観光連盟は、県の魅力を県内外に発信するとともに、観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的（定款第３条）に設立された一般社団法人である。

外郭団体（県による出資・出えん割合が 25%以上の法人）や県が設立許可した県出資法人には当たらないものの、令和６年度にはその収入の約 88%を県の補助金が占めるなど県から多くの補助を受けている財政援助団体である。また、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づいて県が給与を支給する職員を観光連盟に派遣しているほか、観光連盟内部の決裁権限を付与されている常務理事や事務局長には長年にわたって県の現職職員やＯＢが就任・赴任しているなど、観光連盟の運営には県が深く関わっている。元連盟職員Ａが観光連盟を解雇された令和６年 12 月の時点では、県観光国際部長が理事（非常勤）に就任し、現職職員２名、県 OB 職員４名が在籍していた。

そうした前提がある中で、県庁内部にとどまらず観光連盟内部においても、元連盟職員Ａが特別扱いされ、異常な言動を許容することが常態化・固定化し、通報等を行うことが抑制された状態に陥った状況が同様に生じていた。

さらに、装飾品代金詐取事案発生の契機となったイベントの計画を元連盟職員Ａが本格化させた令和４年度には、コロナ禍が徐々に収束に向かい中京圏での元連盟職員Ａの活動が活発化する一方で、前知事に直接進言し得る数少ない存在であった相談役Ｆや、元連盟職員Ａに対して協力的でなかった常務理事や事務局幹部が前年度までに相次いで観光連盟を退職したため、後任の常務理事を中心として元連盟職員Ａに協力せざるを得ない状況がますます強固となった。

歴代の常務理事や事務局幹部らは、「（元連盟職員Ａは）県の幹部の指示で動いていることもあり、県の関係の仕事なので旅費も請求されたとおりに払っていた。」「前知事との関係性が強いため、あまり元連盟職員Ａに触れない方が良いと思っていた。」「Ｆ氏がいたら相談もしたと思うが、そのころはＦ氏も相談役を辞めていた。」「（元連盟職員Ａの活動を疑問視する議会質問への答弁後も）なんら改善されていないことから、（元連盟職員Ａは）アンタッチャブルな存在であると認識していた。」「（元連盟職員Ａが前知事に近いことが）自分の判断に影響がなかったかと言われれば、ないとは言えない。」などと証言している。

こうした状況の中で、元連盟職員Ａから直接指示を受けて日々の業務を行っていた連盟職員は、元連盟職員Ａから威圧感や恐怖感を感じる言動や叱責を繰り返し受け、常務理事や事務局幹部からの支援も期待できない状態にあった。このため連盟職員は、元連盟職員Ａの出張への同行や、会計手続き、元連盟職員Ａの業務に関する情報管理の徹底など、元連盟職員Ａの指示や意向に従わざるを得なかった。

そうした背景が観光連盟においても本事案の発生につながることとなった。

Ⅲ　本事案及び関連事項の概要

1　装飾品代金詐取事案

（1）事案の概要

令和5年11月1日から同年12月31日までの間、名古屋市内のホテルA（以下この項目Ⅲ1（1）から（6）までにおいて「ホテル」という。）において県産食材を使用した料理等を提供する令和5年イベントが実施された。令和4年4月12日に前知事と元連盟職員Aの二人がホテルを訪問し、ホテルの関係者と面談して開催を協議したイベントである。イベント初日には前知事が出席している。

令和5年イベント期間中のホテルの装飾物等として、観光連盟及び県は装飾品作家の作家Bに装飾品の製作、購入等を発注し、代金1,279,850円（観光連盟事業分445,500円、県商工労働部事業分614,350円、県農政部事業分220,000円）を支払った。元連盟職員Aは、装飾品製作体験教室が中止となったこと及び装飾する装飾品の数を減らすことを理由として、作家Bから代金のうち385,000円を現金で受領し、また559,120円を元連盟職員Aが指定した銀行口座へ振り込ませることによりだまし取っていたものである。

（2）観光連盟における対応状況

令和4年4月12日のホテルとの協議後、元連盟職員Aは令和4年度中のイベント開催をホテルに依頼したが、年度内の催事は既に決まっており開催は困難と判明したため、令和5年秋にイベントを開催する方向性をホテルに伝えた。

令和4年10月6日、元連盟職員A、連盟職員L、農政部幹部M及び農産物流通課職員Nが中京圏での県産食材ＰＲについて県庁で打合せを行った。その際、元連盟職員Aは、翌年11月から12月まで令和5年イベントを開催予定であること、装飾品を会場装飾に使用する予定であること等を農政部幹部Mと農産物流通課職員Nに伝えた。

11月16日、ホテル、観光連盟及び農政部の関係者がホテルに集い、観光連盟及び農政部は、翌年11月から12月まで同ホテルで令和5年イベントを開催することをホテル側に正式に依頼した。この顔合わせの場に、観光連盟からは、連盟役員O、連盟役員K、元連盟職員A及び連盟職員Lが出席し、県からは農政部幹部M、農産物流通課職員Nが出席した。当日のホテルとの面談記録には、ホテルロビーの展示に美濃焼等を展示ができると良い旨の記載はあるが、装飾品に関する記載はなく、農産物流通課職員Nも装飾品に関する話題は記憶にない旨述べている。

11月22日、12月11日から13日などに、元連盟職員A及び連盟職員L等は高山市に出張し、令和5年イベントのためにホテルへ提供する食材等の調査のほか、同市内にある装飾品関係団体を訪問した。

令和5年1月17日、元連盟職員Aは、令和5年イベントで使用する装飾品を、観光連盟及び県の令和 4 年度予算の執行残を活用して調達することを企図し、観光連盟の連盟

役員Ｋ及び県の商工労働部幹部Ｐに対し、装飾品の購入を依頼した。

元連盟職員Ａは、観光連盟と県の執行可能額を確認した上で全体の事業経費を約 130 万円に設定し、事業経費で購入可能な数量を作家Ｂに確認する形で観光連盟と県の発注数量などを決定した（後日ホテルに納品された装飾品は、令和５年イベント終了まで適切に活用されずにホテルの倉庫で放置されたものや、まとめて作家Ｂに返品されたものなどが多数あった。）。

そのうち観光連盟における発注分については、剪（せん）定した際に捨てるような枝を装飾品（※）の材料として有効活用したいので、令和４年度の剪（せん）定時に発生した剪定枝を材料として購入する旨の説明を元連盟職員Ａから連盟役員Ｋが受け、これを了承した。

連盟職員Ｌは、これら装飾品を調達するため、令和５年１月 16 日付けで「県産品を使用したノベルティ等物品購入」の事前決裁を起案し、連盟役員Ｋまでの決裁を経た後、元連盟職員Ａから契約先として指定された作家Ｂと契約を締結した。連盟職員Ｌは、事前決裁起案のために必要となる書類「仕様書」及び「作家Ｂと随意契約することの説明書」を、それぞれ県商工労働部及び農政部が作成した書類を参考として提供を受けて作成した。

［契約内容］
○契約日　令和５年１月 31 日
○契約金額　445,500 円（税込み）
○業務名　県産品を使用したノベルティ等物品購入
・装飾品　木製台座付き（50cm 以上）10 個
・装飾品　木製台座付き（10cm~30cm）50 個
・装飾品製作体験教室用材料　一式（100 人程度）
○納品期限　令和５年２月 28 日
○納品場所　連盟が別途指定

当該契約に必要な会計書類（見積書、納品書及び請求書）は、元連盟職員Ａからの指示及び作家Ｂからの依頼を受けた連盟職員Ｌが作成した。

なお、契約上の納品期限が令和５年２月 28 日となっている点について、作家Ｂは納期までの納品はできないことをあらかじめ元連盟職員Ａに伝えていたが、元連盟職員Ａは納品が間に合わないことは了承しつつも書類上の納期を実態に即して整理することはしなかった。

３月９日、連盟職員Ｌは、元連盟職員Ａとともに作家Ｂ宅を訪問し、会計書類への作家Ｂの押印を受けた後、１月 31 日付けの見積書を添付した支出負担行為書を起案し、３月 14 日には納品書及び請求書を添付した支出金調書を起案した。３月 28 日、観光連盟から作家Ｂに対して契約金額全額となる 445,500 円が支払われた。

連盟事務局幹部Qは検査者として2月28日付けで納品検査を書面上行ったが、観光連盟に採用された際、元連盟職員Aは前知事直轄であるため言動に注意するよう当時の常務理事から言われていたほか、元連盟職員Aから「あなたのようなレベルとは話ができない」旨直接言われたことがあったこともあり、元連盟職員Aに関わる決裁等は件名すら確認せずに承認することが常態化していたため、装飾品代金詐取事案の納品検査を自らが行っていたことも事案発覚まで認識していなかった（実際には、装飾品製作体験教室用を除く、装飾用及びノベルティ用の装飾品は、連盟職員L及び連盟職員Rが11月14日までにホテルで納品数を確認している。）。

4月25日、観光連盟は、県観光誘客推進課に対し、「令和4年度一般社団法人岐阜県観光連盟補助金（飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業）」実績報告書を提出し、同月28日、同課は、同補助金額を、装飾品購入代金445,500円を含む18,879,063円に確定した。

9月末ごろ、元連盟職員Aは、作家Bへ装飾品製作体験教室を中止する旨を伝え、装飾品製作体験教室にかかる経費 330,000 円に装飾品製作体験教室当日の宿泊代として55,000円を上乗せした385,000円を返還するよう求めた。

10月13日ごろ、元連盟職員A及び連盟職員Rが作家B宅を訪問し、元連盟職員Aが作家Bから現金385,000円を受け取った。元連盟職員Aは、作家Bから現金を受け取ることについて、連盟職員Lに疑問を呈されたが「知事が了承している。」旨の発言をした。

元連盟職員Aは、装飾品代金詐取事案が発覚した翌年（令和6年）9月まで、装飾品製作体験教室の中止を理由に作家Bから返金を受けた事実を、観光連盟に報告していなかった。

なお、作家Bへの契約金額支払後、元連盟職員Aとホテルとの間で令和5年イベントに関する打合せが何度か行われ、当初は装飾品製作体験教室が予定されていたが、本調査においてホテルに対して当時の状況を確認したところ、装飾品製作体験教室については「具体的な内容も日付も決まっていなかった」旨を述べており、会場装飾については「装飾品を別の物と一緒に飾ることは難しいという話になっていた」旨を述べており、いずれも具体的な実施までは決まっていなかったという認識であった。

その他、令和5年イベントでは、一部の県内市町村も販促ブースを出展するよう元連盟職員Aから指示・依頼を受けていたが、後日、元連盟職員 A から一部フロアへの出展中止が伝えられた。

（※）元連盟職員Aは、令和5年イベントにおいて、県有施設の飛騨・世界生活文化センターに植栽されているドウダンツツジの剪（せん）定枝を活用して SDGs の観点から装飾品を製作することを計画していた。元連盟職員Aは作家Bからの依頼を受け、同センターに剪（せん）定枝の提供を申し入れたが断られたため、環境生活部幹部に仲介を依頼した。環境生活部幹部は、文化創造課管理職に対応を依頼し、令和5年3月29日に文化創造課管理職は課員とともに同センター内で剪（せん）定を行い、廃棄する予定の

枝を作家Ｂに提供した。環境生活部幹部及び文化創造課管理職は、令和５年イベントで剪（せん）定枝を活用予定であることは聞かされていたが、装飾品の製作委託や材料購入を観光連盟、農政部及び商工労働部が作家Ｂに発注していたことは元連盟職員Ａから聞かされていなかった。

（３）商工労働部における対応状況

＜経緯＞

令和 4 年度初めころ、元連盟職員Ａから商工労働部に対して中京圏での県産品ＰＲイベントに係る協力依頼があり、県産品流通支援課管理職Ｓは元連盟職員Ａに対して執行する場合の上限を 50 万円と伝えるとともに、商工労働部幹部Ｐと協議の上、6 月に部の調整費から県産品流通支援課に委託料 50 万円の再配当を受けた。一方、ホテルからは元連盟職員Ａに対して令和 4 年度中にそうしたイベントは開催できない旨が伝えられていたが、県産品流通支援課管理職Ｓは 12 月ごろまでその旨を元連盟職員Ａから伝えられていなかった。

令和 4 年 12 月ごろ、元連盟職員Ａは、令和５年イベントの会場装飾等のため、商工労働部幹部Ｐに装飾品の購入を依頼する予定である旨を伝えた。商工労働部幹部Ｐは、県産品流通支援課管理職Ｓに対し、可能な範囲内で対応するよう指示した。

県産品流通支援課管理職Ｓは、元連盟職員Ａに対して事業内容の詳細が確定した段階での契約を打診したが、元連盟職員Ａから、商工労働部幹部Ｐが年度末に退職することから、商工労働部幹部Ｐが在職中の令和 4 年度予算で契約するよう指示された。

令和 5 年 1 月 17 日、元連盟職員Ａは装飾品の購入を依頼するとともに、県産品流通支援課管理職Ｓに対し、装飾品購入のために約 60 万円を支出するよう依頼した。県産品流通支援課管理職Ｓは、上限と伝えた額を超えていたため、商工労働部幹部Ｐに相談し、6 月に再配当されていた部の調整費に加えて既定予算も一部充当して対応することとした。

令和 5 年 1 月 30 日、県産品流通支援課管理職Ｓから指示を受けた県産品流通支援課職員Ｔが、元連盟職員Ａから指示を受けた連盟職員Ｌが整理した内容（単価、数量等）をもとに、「県産品販路開拓事業に係る装飾用物品制作委託」の事前決裁を起案した。

［起案内容］

○支出予定額　691,350 円（税込み）

○業務名　県産品販路開拓事業にかかる装飾用物品製作委託

・装飾品（装飾用）品目Ａ100 本　品目Ｂ79 本

・装飾品（展示用）木製台座付き（50cm 以上）20 個

・装飾品（ノベルティ用）木製台座付き（10cm~30cm）120 個

○納入期限　令和 5 年 2 月 28 日

装飾品作家は複数存在するが、元連盟職員Ａからの指示により、作家Ｂ（委託先）との

特定一者随意契約を予定していた。

また、委託先への発注等は全て元連盟職員Ａが行い、元連盟職員Ａから県産品流通支援課職員が委託先と接触することを禁じられていた。

２月３日、月内の調達に不安を感じた県産品流通支援課管理職Ｓが納品時期について元連盟職員Ａに問い合わせたところ、納期までの納品についてあいまいな回答しかなかったため、県産品流通支援課管理職Ｓは元連盟職員Ａに対し、委託契約の締結を見送り、令和５年度予算で改めて執行する方針を伝えたが、元連盟職員Ａはこれを拒んだ。

２月６日、元連盟職員Ａから令和４年度予算での執行を求められた商工労働部幹部Ｐは、県産品流通支援課管理職Ｓに対し、当初の委託契約を取りやめ、装飾品の材料の購入契約締結に切り替えるよう指示した。県産品流通支援課管理職Ｓは商工労働部幹部Ｐと何度かやり取りしたが、商工労働部幹部Ｐの指示は変わらなかった。

県産品流通支援課管理職Ｓは、２月８日から10日にかけ、県産品流通支援課職員Ｗ及び県産品流通支援課職員Ｔに対し、装飾品の材料購入の契約を起案するよう指示したが、クリアできない部分が多々あるとして異議を唱えられたため、２月15日以降、当該担当職員の今後の関与を不要とした上で、県産品流通支援課管理職Ｖに対して当該契約に係る起案を指示した。その際、年度末に材料を購入する理由として、３月17日から30日にかけて開催するギフツショップでの春フェアにおいて、当該材料を用いて製作した装飾品を使用する旨が、県産品流通支援課管理職Ｓからの起案指示書に記載されていた。

３月上旬ごろ、県産品流通支援課職員Ｗの助言もあり、県産品流通支援課管理職Ｖが商工労働部幹部Ｐに対して契約の是非を確認したが、商工労働部幹部Ｐは、元連盟職員Ａの依頼によるものであることから、契約を締結することについて仕方がない旨回答した。

これを受け、３月９日、県産品流通支援課管理職Ｖは、１月30日付けで「県産品販路開拓事業に係る装飾用物品材料購入」の事前決裁を起案し、県産品流通支援課管理職Ｓまでの決裁を経た。

また、３月９日、県産品流通支援課管理職Ｓから会計書類（見積書、請書、納品書及び請求書）の内容について了承を得た連盟職員Ｌは、出張先の高山市内で当該データを印刷し、内容について作家Ｂに説明した上で、会計書類への押印を得た。なお、消費税率については当初全品目10％で計算されていたが、県産品流通支援課管理職Ｓから依頼された元連盟職員Ａの指示を受け、総額が変動しないようにしつつ、その他消耗品１とその他消耗品２の税率が８％になるよう連盟職員Ｌが会計書類を整理し直した。

［契約内容］

○契約日　令和５年２月３日

○契約金額　614,350円（税込み）

○契約の目的　県産品販路開拓事業にかかる装飾用物品材料購入

・装飾品用木材　品目Ａ100本　品目Ｂ80本

・装飾品用木材　木製台座（50cm以上）20個

・装飾品用木材　木製台座（10cm~30cm）120 個
・その他消耗品１　60kg
・その他消耗品２（赤・青・黄・緑/各 100g）400g
○納入期限　令和５年３月 10 日

３月 15 日、県産品流通支援課管理職Ｖは、観光連盟を通じて受け取った作家Ｂの見積書及び請書を使用して２月３日付けの支出負担行為書を起案した。

３月 16 日、県産品流通支援課管理職Ｓが元連盟職員Ａに対し、調達品の写真を送付するよう依頼した。県産品流通支援課管理職Ｓに写真を送付するよう元連盟職員Ａから指示を受けた連盟職員Ｌは、３月９日に作家Ｂ宅で連盟職員Ｒが撮影していた装飾品の写真を元連盟職員Ａに見てもらい、元連盟職員Ａが選択した写真を県産品流通支援課管理職Ｓへ送付した。しかし、調達品の木材ではなく装飾品そのものの写真だったため、県産品流通支援課管理職Ｓは再度、元連盟職員Ａに同様の依頼をし、元連盟職員Ａから指示を受けた連盟職員Ｌに代わり連盟職員Ｒが３月 17 日に改めて木材の写真を県産品流通支援課管理職Ｓへ送付した。

同日、県産品流通支援課管理職Ｓは、材料の納品状況を確認するため、高山市内への出張に合わせ、検査者に指定されていた県産品流通支援課職員Ｘとともに作家Ｂ宅の工房を訪問した。県産品流通支援課管理職Ｓ及び県産品流通支援課職員Ｘは、工房の外から、装飾品用の木の枝が数本ずつ括られ、山積みされていることだけを確認し、これをもって、３月 10 日に納品検査を行ったこととした。

３月 27 日、観光連盟を通じて作家Ｂの納品書及び請求書を受け取った県産品流通支援課管理職Ｖは、支出金調書を起案した。４月 18 日に県（県産品流通支援課）から作家Ｂに対して契約金額全額となる 614,350 円が支払われた。

令和 ５ 年度に新たに県産品流通支援課の担当となった商工労働部幹部Ｙから、元連盟職員Ａに関わる問題案件があれば報告するよう求められた県産品流通支援課管理職Ｓは、材料のみを購入した当該契約を特に問題のある案件として報告していた。しかし、県産品流通支援課管理職Ｓは、納品された材料は観光連盟が管理し、使用するものと考え、元連盟職員Ａの指示があるまで対応は不要であると判断し、県産品流通支援課職員に対して材料の管理や装飾品の製作の指示はしなかった。また、自ら元連盟職員Ａに装飾品の製作状況を確認することもしなかったため、令和５年イベントの期間中も材料の所在や使途を正確に把握していなかった。

令和５年イベントの装飾について元連盟職員Ａは、作家Ｂやホテルとの調整の過程で事業規模を随時変動させていたが、県産品流通支援課職員には知らされていなかった。

11 月下旬ごろ、元連盟職員Ａは、作家Ｂに対し、事業規模の変動（装飾品の製作台数の増減、ロビーに飾る大きな装飾の中止）を理由に、県が支払った装飾品代金 834,350 円（うち、県産品流通支援課発注分 614,350 円）のうち、560,000 円（うち、県産品流通支

援課発注分の未実施とされた分 231,000 円）について返金を求め、令和 6 年 1 月 10 日に元連盟職員 A の指定により、元連盟職員 A の知人である弁護士 J 名義の口座へ入金させたが、県産品流通支援課職員には知らされていなかった。

また、事業規模の変動に伴い、以下の資材が未納品又は超過納品だったが、県産品流通支援課職員は、その事実を把握していなかった。

［未納品だった資材］

・装飾品用木材　品目 A 100 本　品目 B 20 本
・装飾品用木材　木製台座（10cm~30cm）20 個

［超過納品されていた資材］

・装飾品用木材　木製台座（50cm 以上）20 個

＜問題点＞

○各年度の予算は当該年度の事業に対して執行すべきであるところ、県産品流通支援課は、令和 5 年度の予算による執行とすべき経費を令和 4 年度予算により執行していた。また、県産品流通支援課管理職 S は、令和 4 年度予算で執行する必要があることを印象付けるため、令和 4 年度中のイベントで使用予定がある前提で調達方針を整理した。

○公金を支出するに当たっては最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないところ、県産品流通支援課管理職 S は、元連盟職員 A が指定した内容（調達先、数量、金額等）をもとに県産品流通支援課職員に会計処理をさせており、材料購入契約への切替えを指示した際も製作に係る労務費を契約額から減じていなかった、納品されても活用されなかった装飾品が多数存在したなど、契約内容が十分に精査されておらず、支出額が過大だった可能性がある。

○県産品流通支援課管理職 S は、元連盟職員 A が事業に関する情報を独占していたため、観光連盟も経費を支出することになっていたことなど事業の全体像を把握することができず、公金の執行経緯等について十分に説明責任を果たせない状況にあった。

○事業の会計書類は、担当者が起案し、各所属の管理調整係や管理調整監などの承認を経て所属長が決裁するのが通常であるところ、県産品流通支援課管理職 S は、課内の多くの職員が契約の締結に疑義を唱えていたため、通常の決裁回議ルートでは執行できないと判断し、あまり事情を知らない県産品流通支援課管理職 V と県産品流通支援課職員 X に起案及び検査をそれぞれ指示した。

○収支等命令者と検査者にはそれぞれ明確な役割があるところ、県産品流通支援課管理職 S は、収支等命令者でありながら検査に自ら関与した。具体的には、県産品流通支援課管理職 S は、検査者である県産品流通支援課職員 X とともに現地を訪ね、台座やその他消耗品 1、その他消耗品 2 の存在が確認できず、木材も数量が確認できない

にもかかわらず、納品書の書面のみで履行を確認したこととし、検査を再度行うこともしなかった。また、仕様書において別途指定することと明記していた納品場所も指定していなかった。

○県産品流通支援課管理職Ｓは、材料購入契約が特に問題のある案件であることを認識しながら、その後の装飾品製作状況について元連盟職員Ａに確認しておらず、一部の材料が納品されていないことを把握できていなかった。

（４）農政部における対応状況

＜経緯＞

令和４年10月６日、元連盟職員Ａ、連盟職員Ｌ、農政部幹部Ｍ及び元連盟職員Ａの担当窓口であった農産物流通課職員Ｎが中京圏での県産食材ＰＲについて県庁で打合せを行った。元連盟職員Ａは、翌年11月から12月まで令和５年イベントを開催予定であること、装飾品を会場装飾に使用する予定であること等を農政部幹部Ｍと農産物流通課職員Ｎに伝えた。なお、農産物流通課職員Ｎは、令和４年度に農産物流通課内で販売対策係から輸出戦略係へ業務が変更されていたが、農政部幹部Ｚの指示により、元連盟職員Ａの担当窓口を令和３年度から引き続いて担っており、農政部幹部Ｍも追認していた。

11月16日、ホテル、観光連盟及び農政部の関係者が集い、観光連盟及び農政部は、翌年11月から12月まで同ホテルで令和５年イベントを開催することをホテル側に正式に依頼した。この顔合わせの場に、農政部からは、農政部幹部Ｍと農産物流通課職員Ｎが出席した。

また、12月11日から13日にかけ、農産物流通課職員Ｎは元連盟職員Ａ及び連盟職員Ｌとともに高山市内に出張し、市場の視察、製作現場の見学、単価の確認など装飾品に関する打合せに参加した。その後、農産物流通課職員Ｎは、元連盟職員Ａから「ホテルで飾るので装飾品のお金を出してほしい。」「今年度の予算が余っているでしょう。」と、令和４年度の執行残を活用して年度内に装飾品を購入するよう依頼を受けた。

元連盟職員Ａの依頼を受け、農産物流通課職員Ｎは、農産物流通課職員ＡＡと相談の上、委託料で約20万円を支出することとした。令和５年２月14日、農産物流通課職員Ｎは、「食材ＰＲイベント会場装飾用物品制作委託」に係る事前決裁を１月31日付けで起案し、農産物流通課管理職ＡＢまでの決裁を受けた。契約内容（単価、数量等）は元連盟職員Ａからの指示を受けて連盟職員Ｌが整理したものであった。

［契約内容］

○契約日　令和５年１月31日

○契約金額　220,000円（税込み）

○業務名　名古屋市内のホテルロビー等の装飾を想定した以下の物品の制作

・装飾品（装飾用）品目Ａ100本

○納品期限　令和５年２月28日

装飾品作家は複数存在するが、元連盟職員Ａからの指示により、作家Ｂ（委託先）との特定一者随意契約を締結している。

また、委託先への発注等は全て元連盟職員Ａが行い、元連盟職員Ａから農産物流通課職員が委託先と接触することを禁じられていた。

なお、以上の会計処理について、農産物流通課職員Ｎは、農政部幹部Ｍには具体的な内容を話さず、「ホテルで飾る装飾品に 20 万円を出してほしいと言われているので対応しておきます。」とだけ報告した旨を証言したが、農政部幹部Ｍは、農産物流通課職員Ｎからの報告は「なかったと思いますよ。」と述べている。

また、契約上は納品場所を県が別途指定するとしていたが、契約後、農産物流通課職員は、納品場所を指定しなかった。

3 月 9 日、農産物流通課職員Ｎと連盟職員Ｌらは、作家Ｂ宅を訪問し、持参した見積書、納品書及び請求書へ作家Ｂに押印してもらうとともに、作家Ｂに見せてもらった装飾品のサンプルを写真撮影した。

翌 10 日、農産物流通課職員Ｎは 1 月 31 日付けの支出負担行為書を作成した。また、農産物流通課職員ＡＡと相談の上、前日に撮影した装飾品のサンプル及び装飾イメージの写真により、業務の完了を確認したものとした。

同日、農産物流通課職員Ｎは支出金調書を起案した。同月 24 日に、県（農産物流通課）から作家Ｂに対して契約金額全額となる 220,000 円が支払われた。

3 月末に農政部幹部Ｍは退職、4 月 1 日付けで農産物流通課職員Ｎは異動となったため、元連盟職員Ａの担当窓口は農政部幹部Ｍの指示により、4 月に着任した農産物流通課管理職ＡＣに引き継がれることとなった。農産物流通課職員Ｎは、令和 5 年イベントの際にホテルのロビーに飾る装飾品は令和 4 年度に確保済みであるとして農産物流通課管理職ＡＣに引き継いだ。

令和 5 年イベントの装飾について元連盟職員Ａは、クリスマス用にホテルが用意していたクマの展示物をクリスマスの深夜に撤去し、新たに新年用の装飾品を展示することとして農産物流通課管理職ＡＣと調整していたが、ホテルとは特段そうした調整をしていなかった。そのため、農産物流通課が発注した装飾品の活用はそもそも見込まれていなかったが、農産物流通課職員には知らされていなかった。

また、元連盟職員Ａからの依頼により、10 月から 11 月にかけて数回にわたり、作家Ｂ宅において、農産物流通課職員 3 名（農産物流通課管理職ＡＣ、農産物流通課職員ＡＡ、農産物流通課職員ＡＤ）が公務として、ノベルティ等に用いる装飾品の製作を手伝い、製作物をホテルに搬送した。農産物流通課職員には、当該製作物が、令和 4 年度に観光連盟及び県産品流通支援課の発注経費により製作されるべき装飾品の一部であることは知らされていなかった。

11 月下旬ごろ、元連盟職員Ａは作家Ｂに対し、会場装飾の規模縮小を理由に、県が支

払った装飾品代金 834,350 円（うち、農産物流通課発注分 220,000 円）のうち、560,000 円（うち、農産物流通課発注分の未実施分 220,000 円）について返金を求め、令和 6 年 1 月 10 日に元連盟職員Ａの指定により、弁護士Ｊ名義の口座へ入金させたが、農産物流通課職員には知らされていなかった。

12 月 19 日ごろ、元連盟職員Ａから農産物流通課管理職ＡＣに対し、12 月 25 日夜に予定していた装飾作業を中止すること、当該装飾品は令和 5 年イベントのオープニングの飾りや 11 月 22 日のいい夫婦の日イベントのノベルティに変更して配布済みであることが伝えられた。しかし実際には、当該イベントでは観光連盟及び県産品流通支援課の発注経費により製作された装飾品が配布されており、農産物流通課が発注した装飾品の品目Ａ100 本は未納となっていた。

＜問題点＞

○各年度の予算は当該年度の事業に対して執行すべきであるところ、農産物流通課は、令和 5 年度の予算による執行とすべき経費を令和 4 年度予算により執行していた。

○前知事と直接電話ができる関係性にある元連盟職員Ａからの依頼を断ることによって前知事に悪く言われて農政部幹部Ｍに迷惑がかかることやその後の元連盟職員Ａからの当たりが強くなること、人事的に手を回されることなどを懸念した農産物流通課職員Ｎと農産物流通課職員ＡＡは、相談の上、首都圏でのＰＲ用予算だった「2020 農畜水産物レガシー活用推進事業費」を目的外である中京圏でのＰＲ用に執行することとした。

○公金を支出するに当たっては最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないところ、起案者である農産物流通課職員Ｎは、元連盟職員Ａが指定した内容（調達先、数量、金額等）をもとに言われるままに製作委託契約を起案しており、契約内容が十分に精査されていなかった。

○農産物流通課は、元連盟職員Ａが事業に関する情報を独占していたため、観光連盟も経費を支出することになっていたことなど事業の全体像を把握することができず、公金の執行経緯等について十分に説明責任を果たせない状況にあった。

○事前決裁書では、農産物流通課職員ＡＡが検査者に指定されていたが、実際は農産物流通課職員Ｎが高山市内に出張した際に検査を行ったこととしており、検査者は書面上の検査を行ったのみだった。また、別途指定することとしていた納品場所も指定していなかった。

○農産物流通課職員Ｎは、作家Ｂの自宅を訪ねた際、納品物ではなくサンプルであることを認識しつつ、現物確認を行ったこととした。また、農産物流通課職員ＡＡも、少なくとも実際の納品物が現に全量存在しないこと、実際の納品は次年度になることを認識しながら、検査したこととした。

○農産物流通課職員Ｎと農産物流通課職員ＡＡは相談の上、発注物が現に納品されて

いるように装うため、サンプルを撮影した写真を支出金調書に添付した。

○農産物流通課職員Ｎは、元連盟職員Ａの担当窓口を農産物流通課管理職ＡＣに引き継ぐ際、令和 5 年度に二重で経費を請求されないよう装飾品は確保済みであると説明したが、引受者の農産物流通課管理職ＡＣが多忙に見えたことや農産物流通課職員ＡＡが残留したこともあり、実際の納品確認が別途必要であることまでは説明しなかった。

（5）事案発覚後の県等の対応状況

＜経緯＞

令和 6 年 9 月 25 日、観光連盟において 9 月 9 日に発覚した後述のコーヒー代立替金詐取事案を調査していたところ、別事案として装飾品代金詐取事案が発覚した。

9 月 27 日、連盟役員Ｋが、観光国際部幹部ＡＥとともに、副知事Ｉに対して装飾品代金詐取事案を報告した。副知事Ｉは、観光国際部幹部ＡＥに対しては法務・情報公開課と協議の上で対応案を作成すること、連盟役員Ｋに対しては、証拠が不十分であり、県職員等の関与も疑われたため、観光連盟において事実関係の調査を進めることをそれぞれ指示した。

9 月 30 日、観光国際部幹部ＡＥからの指示を受けて観光国際政策課が法務・情報公開課に対応を協議した。

10 月 1 日、観光国際政策課は、関係 3 部から資料等を収集し関係者への確認を実施する内容の対応案を整理し、副知事Ｉに協議を申し込んだ。

10 月 7 日、観光国際部幹部ＡＥは連盟役員Ｋとともに、副知事Ｉに対して対応案を諮った。副知事Ｉは、知事協議用に事案の概要を簡潔に記した資料の作成を指示した。

10 月 8 日、観光国際部幹部ＡＥが副知事Ｉに知事協議用資料を 2 部提出した。

10 月 11 日ごろ、副知事Ｉが前知事に対して装飾品代金詐取事案を報告した。副知事Ｉは、警察への相談前に観光連盟単独で事実関係の調査を更に進める方針であることを前知事に説明し、了解を得た上で、連盟役員Ｋに対して改めてその旨を前知事の意向として伝えた。

また、同日、副知事Ｉは、商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧに対し、ホテルでのイベントにおける装飾品の支出について確認するよう指示した。これを受け、商工労働部及び農政部では、該当の支出金調書を特定し、副知事Ｉにその写しを提出した。

一方、観光連盟は、10 月 19 日及び 22 日に契約先（作家Ｂ）、10 月 29 日に元連盟職員Ａへのヒアリングを行い、契約先は元連盟職員Ａの指示で県からの発注代金を一部返金していること、元連盟職員Ａは当該返金を受領していることをそれぞれ確認した。

観光連盟は、ヒアリング結果を踏まえ、11 月 1 日、岐阜南警察署に対し、装飾品代金詐取事案等に係る相談を行った。また、同日、連盟役員Ｋが副知事Ｉに対し、ヒアリング結果及び警察への相談開始を報告した。

観光連盟による元連盟職員Ａ等へのヒアリング結果を踏まえ、商工労働部及び農政部の職員が犯罪に関与している疑いは低いと判断した副知事Ｉは、11 月 7 日、商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧに対し、警察の捜査状況も伝えながら、事案の調査と被害金の確定を行うよう指示した。これを受け、商工労働部及び農政部は、関係者へのヒアリングを行い、県において不適正な事務処理がなされていたことを確認した。

また、県及び観光連盟の被害金の内訳が判然としない中で、早期に被害金を回収することが必要と考えた副知事Ｉは、11 月 12 日、面談した観光連盟の連盟役員Ｋ及び連盟事務局幹部ＡＨに対し、元連盟職員Ａを雇用する観光連盟において被害金を一括回収することが可能か尋ねたところ、連盟事務局幹部ＡＨは可能である旨回答した。その後、副知事Ｉは商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧに対し、観光連盟において被害金を一括回収してもらえること、被害金の回収が優先であることを伝達している。

12 月 2 日、連盟役員Ｋ及び連盟職員Ｌから被害金の状況について説明を受けた商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧは、観光連盟が取りまとめた被害金の状況に信憑性があることから、観光連盟の整理結果をそのまま県の被害金として取り扱うこととした。なお、商工労働部幹部ＡＦは、被害金の計算単価が県産品流通支援課と作家Ｂとの間で取り交わした請書の単価と異なっており、請書をベースに算出した場合と被害金額に差異が生じていることを認識していたが、完了検査が誤りであった以上は当時の会計書類は証拠として扱えないと考え、当該整理結果が既に警察に提出されていたことも踏まえ、修正すべきではないとして特段観光連盟に指摘はしなかった。

12 月 3 日、連盟役員Ｋが元連盟職員Ａの解雇方針を副知事Ｉに文書で報告した。解雇方針を把握した商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧは、翌 4 日、副知事Ｉの意向を踏まえ、元連盟職員Ａの解雇前に観光連盟において県の被害金を含む被害金を一括回収するよう連盟役員Ｋに依頼した。連盟役員Ｋは観光連盟事務局に対して一括回収の準備を指示したが、原則的な回収方法（作家Ｂが元連盟職員Ａから被害金を回収し、県及び観光連盟にそれぞれ改めて返金する方法）によるべきとして同事務局から難色を示された。

12 月 5 日、連盟役員Ｋは、商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧに対し、原則的な回収方法を伝えつつ観光連盟が一括で回収する以外の方法が可能か相談したが、商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧは、原則的な回収方法によることは実質的に困難であり、確実に回収するためにも観光連盟で一括回収するよう改めて連盟役員Ｋに要請した。これを受け、連盟役員Ｋは、元連盟職員Ａに対し、県被害金を含めた被害金相当額の振込みを依頼した。

12 月 10 日、元連盟職員Ａから観光連盟に対し、県事業に係る被害金 560,880 円（うち 880 円は元連盟職員Ａの誤納）及び観光連盟事業に係る被害金 400,110 円（うち 15,110 円は後述するコーヒー代立替金詐取事案に係る分）の計 960,990 円が振り込まれた。

12 月 17 日、商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧは、岐阜南警察署との打合せの中で、作家Ｂから県へ被害金を返金させることについて了解をもらい、副知事Ｉに回収作業

を本格化させる旨報告した。

12 月 18 日、観光連盟が「職員としてふさわしくない非行があった場合」に該当する行為が認められたとして、元連盟職員Ａを解雇した。

12 月 19 日、副知事Ｉが令和 7 年 1 月 17 日付けで辞職する旨の届を提出した。

12 月 19 日、観光連盟は、元連盟職員Ａから振り込まれ観光連盟が管理している観光連盟事業に係る被害金 385,000 円のうち、観光連盟への返還額を 330,000 円とし、残る 55,000 円を納品済みの装飾品代の一部として作家Ｂへ返金することで作家Ｂと合意し、12 月 24 日に 55,000 円を返金した。

12 月 19 日ごろ、観光連盟は、県産品流通支援課の被害金の整理結果を変更した。具体的には、納品された装飾品用製作台座計 140 個の内訳について、もともとは発注どおり大 20 個、小 120 個と整理していたが、令和 5 年イベント開催当時に連盟職員Ｒが記録していた納品数のメモを改めて精査した結果、実際には大 40 個、小 100 個が正しいというものだった。

令和 7 年 1 月 8 日、農政課管理職は返還手続きを早急に行うため、作成した覚書や返還申出書の案を商工・エネルギー政策課管理職に送付し、商工労働部の被害状況を踏まえた覚書等の案の作成を依頼した。

1 月 9 日、商工・エネルギー政策課管理職は県産品流通支援課管理職ＡＩに対し、覚書等の案の作成を依頼した。県産品流通支援課管理職ＡＩは、令和 6 年 12 月 2 日に観光連盟から説明のあった被害金の整理結果をもとに、案を作成した。なお、農政課から送付された案には、今後いかなる事情が発生しても、名目の如何を問わず、県と作家Ｂの双方は一切の請求を行わないとする規定が盛り込まれていたが、県産品流通支援課管理職ＡＩは、商工・エネルギー政策課管理職と相談の上、将来的な被害金の変動や遅延損害金の請求の可能性も否定できないため、当該規定を削除した案とした。

1 月 16 日、連盟役員Ｋが農政部幹部ＡＧのもとを訪ね、令和 6 年 12 月 19 日ごろに被害金の整理結果を変更していたことを伝えた。農政部幹部ＡＧはこのことを出張中の商工労働部幹部ＡＦに伝え、商工労働部幹部ＡＦは、12 月 2 日と同様に、観光連盟の整理結果をそのまま県の被害金として取り扱うこととし、県産品流通支援課管理職ＡＩに指示して覚書の修正案を作成させた。

修正された覚書は、同日、作家Ｂ宅を訪問するため出張中の農産物流通課管理職ＡＣ、商工・エネルギー政策課管理職、農政課管理職のもとへ送られた。

農産物流通課管理職ＡＣらは、作家Ｂ宅を訪問し、元連盟職員Ａから振り込まれ観光連盟が管理している県事業に係る被害金 560,880 円のうち 560,000 円を作家Ｂに一旦戻した上で、作家Ｂから県産品流通支援課に対して 231,000 円、農産物流通課に対して 220,000 円を返還することで合意し、覚書を締結した（残る 109,000 円は作家Ｂへの返還金。なお、県への返還金について、元連盟職員Ａが令和 6 年 1 月 10 日に作家Ｂから詐取し、令和 6 年 12 月 10 日に観光連盟に返還するまでの間の利息相当分の損害が県には発生して

いるため、元連盟職員Ａに対して損害賠償を請求するなど必要な措置を講じる必要がある。)。

同じく令和７年１月16日、観光連盟が観光誘客推進課に対し、令和４年度一般社団法人岐阜県観光連盟補助金実績の変更を報告した。翌日、観光誘客推進課が観光連盟に対し、同補助金の額の確定の変更を通知するとともに、330,000円の返還を命令し、同月27日に県へ返還された。

１月17日、副知事Ｉが任期途中で退任した。なお、副知事Ｉは、商工労働部幹部ＡＦ及び農政部幹部ＡＧから告訴等の必要性について相談を受けていたほか、自身としても観光連盟が告訴するのと同時期に県として告訴等すべきと考えていたが、観光連盟の告訴が見込みより遅れていたこともあり、在任中に告訴等の対応を職員に指示しなかった。

１月20日、商工労働部幹部Ｙ、商工労働部幹部ＡＦ、観光国際部幹部ＡＥ、観光国際部幹部ＡＪ、農政部幹部ＡＫ及び農政部幹部ＡＧは、副知事ＡＬへ装飾品代金詐取事案を報告し、作家Ｂから県への返還手続き中である旨を説明した。

１月23日、商工労働部及び農政部が観光連盟に対し、観光連盟が管理している県事業に係る被害金560,880円のうち560,000円を作家Ｂへ返金するよう依頼した。

１月28日、観光連盟は作家Ｂに対して560,000円を返金し、１月30日、作家Ｂから県産品流通支援課に対して231,000円、農産物流通課に対して220,000円が返還された。

２月１日、副知事を退任したＩ氏が観光連盟の相談役に就任した。

２月５日、前知事が任期満了により退任した。なお、前知事は、警察との窓口を観光連盟とし、副知事Ｉ（副知事Ｉ退任後は、副知事ＡＬ）を通じて警察の捜査の動向を確認しながら、告訴等の法的要件がはっきりした段階で告訴等の対応を行うべきだと考えていた。

同日、商工労働部及び農政部から副知事ＡＬに対し、県の被害金の返還が完了したことを文書で報告した。

告訴に係る警察との事前協議を経て、２月６日、観光連盟が装飾品代金詐取事案等に係る告訴状を岐阜南警察署へ提出した。なお、告訴状には、観光連盟における被害状況とともに県の被害状況もあわせて記載されている。

＜問題点＞

○商工労働部は、材料の発注に対して製作物が納品されていることや、一部品目について発注数量よりも過剰に納品されていること、単価や税率が発注時と異なっていることなどについて発注者として主体的に整理しないまま、また、材料の一部を県が作家Ｂに無償で提供していたことや装飾品の製作を農政部の職員が手伝っていたことについては把握しないまま、作家Ｂと覚書を締結した。

○公務員は職務を遂行する中で犯罪が疑われる場合、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号）に基づいて告発する義務があるところ、県は、元連盟職員Ａに県の公金が詐取さ

れている疑いがあることを認識しながら、捜査機関への告訴等を行わなかった。

（6）観光連盟による告訴後の県等の対応状況

令和 7 年 2 月 6 日に観光連盟が装飾品代金詐取事案等に係る告訴状を岐阜南警察署へ提出した後の主な対応状況は、以下のとおりである。

2 月 6 日、現知事が就任した。同月 8 日、観光国際部が現知事に対して装飾品代金詐取事案等の経過を報告した。

4 月 10 日、観光連盟において懸案事項等のヒアリングが行われ、相談役Ｉ、連盟役員Ｋ、連盟事務局幹部ＡＨ、連盟事務局幹部ＡＭ及び連盟事務局幹部ＡＮが出席した。その際、相談役Ｉからは、元連盟職員Ａに関わる不適正事案を解明しすぎることによって現職の県職員の懲戒処分者が増えてしまわないかと躊躇している、それぞれの立場で話すことができることと話すべきでないことをわきまえるべきである、など事案解明に消極的と思わせるような発言があった。

5 月 27 日、現知事の指示を受け、観光文化スポーツ部幹部（観光文化スポーツ部は令和 7 年 4 月 1 日付けで観光国際部の廃止に伴い新設）が観光連盟に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査を行うことを通知した。同月 29 日以降、観光文化スポーツ政策課と観光誘客推進課の職員が令和 2 年度以降の元連盟職員Ａに関わる会計書類の特定や複写を行い、調査を開始した。

10 月 31 日、観光文化スポーツ部幹部が現知事に対し、同日時点の調査状況について、出張件数や時間外勤務が多いこと等を確認しているものの、外形上、直ちに不正と断定できる事案は判明していない旨を報告した。

令和 7 年度定期監査において過年度の契約に係る詳細不明の返還金が令和 6 年度に収入されていたことを認知した監査委員事務局書記は、11 月以降、関係 3 部及び観光連盟に対する予備監査を正式に開始し、書面調査やヒアリング調査を実施した。なお、観光連盟は、内部で見解にかい離があり、法人として統一した回答は困難であると監査委員事務局に申し立て、同事務局の許可を得た上で連盟役員Ｋと観光連盟事務局がそれぞれ予備監査に回答・対応した。

令和 8 年 1 月 27 日、関係 3 部及び観光連盟に対する本監査が監査委員により実施され、関係 3 部は幹部や関係課の管理職、観光連盟は連盟役員Ｋと観光連盟事務局幹部の双方が出席した。なお、監査委員事務局は相談役Ｉの出席が必要と判断し、事前に観光連盟に対して相談役Ｉの出席を依頼したところ、本監査当日は通常であれば相談役Ｉが観光連盟に出勤する日であったが、相談役Ｉは「都合がつかない」として出席しなかった。

また、本監査の際、観光文化スポーツ部は告訴後の状況について、警察の捜査が続いているため安易な関係者への接触ができず、書面中心の調査とならざるを得なかったことが令和 7 年 10 月 31 日の報告の背景にあること、そのため観光連盟の連盟役員Ｋと観光連盟事務局の回答についてもどちらを事実として認定するかを判断する根拠を有してい

ないことなどを説明した。

令和８年２月 25 日、監査委員事務局は、関係３部に対する随時監査及び観光連盟に対する財政援助団体等監査の結果を公表した。結果は、関係３部及び観光連盟に対してそれぞれ指摘事項が付されており、そのうち商工労働部（県産品流通支援課）に対しては、被害額（作家Ｂから県産品流通支援課への返還金額）に算定誤りがあったことが認められたとして、速やかに必要な措置をとるよう指摘があった。

指摘を踏まえ、県産品流通支援課では、被害額の算定単価を作家Ｂと締結した請書に基づくものに見直すとともに、発注数量を上回る納品を認めない整理とする形で返還額を新たに算出し、令和８年３月 11 日付けで作家Ｂに差額分 46,200 円の納付を依頼した。その後、同月 31 日付けで作家Ｂから差額分 46,200 円を収納している。

（７）装飾品代金詐取事案発覚の端緒となったコーヒー代立替金詐取事案の概要及び経緯

令和６年８月 29 日及び 30 日の夜、名古屋市内のホテルＢ（以下この項において「ホテル」という。）において、県産食材を使用した料理等を提供し、「『清流の国ぎふ』文化祭 2024」をＰＲするイベントが開催された。同イベントには前知事が出席し、元連盟職員Ａが会場を案内している。

８月 29 日、郷土芸能の公演が同イベントで催され、出演者から「コーヒーが飲みたい」との依頼を受けたホテルは、コーヒーを出演者８名に提供し、元連盟職員Ａにもその旨を伝えた。

同イベント期間中又は終了後、ホテルは当該コーヒーが無料サービスであることを元連盟職員Ａに伝えた。

９月２日、元連盟職員Ａは、ホテルで提供されている県産食材を使用したランチを食べるため、翌日の４名分のランチを予約したが、その後、予約人数を３名分（連盟職員Ｌ、連盟職員Ｒ、農産物流通課職員ＡＤの分）に変更した。

元連盟職員Ａは、９月２日までに連盟役員Ｋに対し、当該コーヒーの代金として１万５千円をホテルに立替払いしたので、同額の立替金を交付するよう依頼した。観光連盟の会計規程上、経費を立替払いする者と実際の支払いを行う者が一致している必要があったが、元連盟職員Ａからの依頼であったため、９月２日、連盟役員Ｋは元連盟職員Ａが立て替えたとする金額１万５千円を連盟職員Ｌに渡し、元連盟職員Ａに立替分として手交させるようにした。連盟役員Ｋは、連盟役員Ｋ自身を立替払いした者として立替金の交付手続きをするよう連盟職員Ｌに指示した。

９月３日、連盟職員Ｌは連盟役員Ｋから預かった１万５千円を当該コーヒーの代金と伝えて元連盟職員Ａに渡した。その後、連盟職員Ｌは、本来は１万５千円では足りなかったが、交渉して１万５千円に値引きしてもらった旨、元連盟職員Ａから伝えられた。

同日、連盟職員Ｌ、連盟職員Ｒ及び農産物流通課職員ＡＤは、元連盟職員Ａが予約したランチの写真を撮影した上で、ランチを食べた。その場には元連盟職員Ａも同席しており、

ランチの代金は元連盟職員Ａが支払った。

ホテルから出た際、元連盟職員Ａは１万５千円の領収書を確認していた。その後、元連盟職員Ａは、当該コーヒーの代金分であるとして１万５千円の領収書を連盟職員Ｌに渡した。

９月４日、連盟職員Ｌは前日に受領した領収書を連盟事務局幹部ＡＮに提出した。連盟事務局幹部ＡＮから領収書を渡された連盟職員Ｒは、当該コーヒー代を立て替えたことにした連盟役員Ｋに９月 11 日付けで１万５千円を交付するための支出金調書を起案し、連盟役員Ｋまでの決裁を受けた。なお、観光連盟の会計規程上、経費の立替えは事前の承認を得た場合に限って可能だったが、連盟役員Ｋが「指示・承認書」に署名することによって特例的に事後承認で対応することとなった。

９月５日、元連盟職員Ａは連盟職員Ｌに対し、９月３日のランチ代を精算するため１人当たり５千円の負担を回収するよう指示した。連盟職員Ｌは、連盟職員Ｒに精算を依頼し、連盟職員Ｒから５千円を受領した。

９月６日、連盟職員Ｌは農産物流通課職員ＡＤを訪ねたが、不在だったため、農産物流通課管理職ＡＣに伝言を依頼した。農産物流通課管理職ＡＣから伝言を受けた農産物流通課職員ＡＤは、後日、５千円を元連盟職員Ａに渡した。

９月９日、連盟職員Ｌは、連盟職員Ｒと自らの分のランチ代１万円を元連盟職員Ａに渡した。

同日、連盟役員Ｋと連盟事務局幹部ＡＭは、同イベント開催の御礼を伝えるためホテルを訪ねた際、同イベント期間中のコーヒーは無料サービスで提供している旨、ホテルから説明を受けた。

９月 11 日、連盟事務局幹部ＡＭと連盟事務局幹部ＡＮがホテルを訪ね、１万５千円の領収書を確認してもらったところ、９月３日のランチ代として発行した領収書であることが判明し、元連盟職員Ａがコーヒー代の立替金と偽って１万５千円を不正に取得している疑いが生じた（以下この事案を「立替金詐取事案」という。）。

９月 19 日以降、連盟事務局幹部ＡＭと連盟事務局幹部ＡＮは連盟職員Ｌと連盟職員Ｒに対し、ヒアリングを行った。なお、９月 25 日のこの件に関するヒアリングの際、連盟職員Ｌと連盟職員Ｒから装飾品代金詐取事案についての説明があり、装飾品代金詐取事案の存在も認知されることとなった。

その後、観光連盟は、10 月 29 日に元連盟職員Ａへのヒアリング調査を行ったが、元連盟職員Ａは立替金の詐取を否認した。

観光連盟は、ヒアリング結果を踏まえ、11 月１日、岐阜南警察署に対し、装飾品代金詐取事案及び立替金詐取事案に係る相談を行った。

11 月 14 日、元連盟職員Ａは、立替金の不正取得は否認しつつも、立替金を返還する意向があることを観光連盟に伝えた。

12 月５日、連盟役員Ｋは、元連盟職員Ａに対し、装飾品代金詐取事案及び立替金詐取

事案に係る被害金相当額の振込みを依頼した。

12 月 10 日、元連盟職員Ａから観光連盟に対し、立替金詐取事案に係る被害金 15,110 円（うち 110 円は立替金を連盟役員Ｋの口座に振り込む際に要した手数料分）及び装飾品代金詐取事案に係る被害金945,880円(うち880円は元連盟職員Ａの誤納)の計960,990円が振り込まれた。立替金については、観光誘客推進課による県補助金（令和 6 年度飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金）の対象経費として一旦は執行されたが、元連盟職員Ａから観光連盟に返還されたため、同補助金には含まれていない。

2 その他不適正事案

（1）元連盟職員Aの関与により発生した物品の購入等

①元連盟職員Aの活動スタイル

元連盟職員Aは、県産食材を使用した料理や酒類を提供するイベントを企画し、そのメニュー開発に必要なサンプル用の県産食材や、会場装飾に必要な県産品、出席者に配布するノベルティなどについて選定を行った上で、県や観光連盟へ調達を指示又は依頼していた。

元連盟職員Aから調達の指示又は依頼を受けた商工労働部及び農政部では、数量等の精査を十分に行わないまま調達していた。特に、農政部では、元連盟職員Aから品目と使用目的のみを聞き、詳細な説明を求めることなく購入を了承し、元連盟職員Aが購入した後に詳細（品名・数量・金額・調達先）が伝えられ、それをもとに会計書類を調えて支出することもあった。

調達物の中には各課が現物の納品を確認後、観光連盟事務所や元連盟職員Aの勤務地である東京事務所等へ送り届けていたものがあったが、元連盟職員A自らが用務先へ持参するとして調達先から持ち帰ったり、調達先で受け取った後、東京都内の自宅に発送したりすることもあった。このような場合、職員は現物での納品検査ができず、納品書等書面のみで検査をしていた。

また、元連盟職員Aは県に事前の相談もなく、連盟職員に立替払いをさせることがあり、県は立替払いをしないよう元連盟職員Aに伝えたが改善はみられなかった。

県担当課の職員は、東京事務所や自宅に届けられた調達物について、元連盟職員Aの当初の説明どおりに使用されたか確認することはなかった。なお、その理由について農産物流通課の職員は、「元連盟職員Aに尋ねれば叱責されるに違いないと恐れていた」と証言している。

元連盟職員Aが個別のイベントに必要な食材や県産品の調達とは別に、自らが使える県の予算枠が毎年度50万円程度あると思い込んでいるような発言を聞いた関係者が複数あり、実際に50万円規模でノベルティを購入したケースが複数回あった。

②元連盟職員Aの関与により発生した県の支出

調査チームでは、関係3部及び東京事務所の支出のうち、関係者へのヒアリングや会計書類の保存期間内にある平成23年度以降の会計書類（※）の確認の結果、物品の購入やイベントの開催において元連盟職員Aが関わったと推測される県の支出計 525 件（東京事務所の役務費については実際の発送件数で計上）9,894,711円を「元連盟職員Aの関与により発生した県の支出」として特定した（内訳は下表のとおり。）。

（※）令和元年度の会計書類は、令和7年度に保存期間満了により廃棄されているが、令和元年度に元連盟職員Aの関与により発生した支出について、商工労働部は該当するものがなく、農政部は該当するものがあったとの証言がある。

＜元連盟職員Ａの関与により発生した県の支出＞　※件数は事前決裁数

・商工労働部（県産品流通支援課、観光国際局観光企画課）

年度	支出の種類	件数	金額
R2	消耗品（ホテル・飲食店への県産品ＰＲ等）	20	349,036
R3	消耗品（名古屋のホテルへの県産品ＰＲ、手土産等）	6	59,776
R4	消耗品（フェアでの県産品ＰＲ、装飾品材料費等）	10	711,411
	対外交流費（懇談会費用）	1	11,000
	委託料（県産品展示販売業務委託）	1	444,659
	小計	12	1,167,070
R5	消耗品（ホテル・飲食店への県産品ＰＲ等）	16	102,404
R6	支出なし	0	0
合計		54	1,678,286

・農政部（農産物流通課、農産園芸課）　※括弧内の件数は実際の発送件数

年度	支出の種類	件数	金額（円）
R2	消耗品（サンプル食材）	1	5,636
R3	消耗品（サンプル食材、ノベルティ等）	19	292,879
	委託料（いちご販売用紙袋、エコバッグ等）	1	1,545,170
	小計	20	1,838,049
R4	消耗品（サンプル食材、ノベルティ等）	39	696,017
	委託料（かぼちゃ・いちご販促、装飾品製作等）	5	3,066,225
	使用料（レンタカー・高速料金・会議室の代金）	3	55,622
	対外交流費（懇談会費用）	2	16,500
	小計	49	3,834,364
R5	消耗品（サンプル食材、ノベルティ等）	58	1,014,630
	役務費（パンフレット・ＰＲ資材の発送計５件）	2	9,629
	使用料（レンタカー代金）	1	25,920
	委託料（いちごフェス）	1	349,800
	小計	62	1,399,979
R6 4~11 月	消耗品（サンプル食材、ノベルティ等）	48	721,297
	役務費（サンプル食材・ＰＲ資材の発送計５件）	3	12,938
	使用料（レンタカー代金）	1	22,280
	対外交流費（懇談会費用）	1	18,000
	小計	53	774,515
合計		185	7,852,543

・東京事務所　※括弧内の件数は実際の発送件数

年度	支出の種類	件数	金額（円）
R3	役務費（サンプル食材、ＰＲ資材等の発送計 62 件）	2	69,520
R4	役務費（サンプル食材、ＰＲ資材等の発送計 69 件）	2	73,590
R5	役務費（サンプル食材、ＰＲ資材等の発送計 79 件）	2	107,122
R6	役務費（サンプル食材、ＰＲ資材等の発送計 76 件）	2	113,650
合計（286 件）		8	363,882

元連盟職員Ａからの依頼に応じたサンプル提供やイベント開催等を行った企業やホテル等の関係者からヒアリングした結果、元連盟職員Ａの活動等に対して以下の発言があった。

・県産品の紹介を受け、業者との間を取り持っていただき、良いものをリーズナブルな価格で取引でき、お客様からも好評であったことから大変助かった。生産者も有名スイーツの材料で使用する県産品は大量ではないが、ＰＲになると考えていただけた。（鉄道事業者系列のレストラン経営事業者）

・野菜や肉などの相手先を取りまとめていただき、リーズナブルな価格で取引することができたので良かった。提案いただいたボーノポークしゃぶしゃぶをホテル内の日本料理店で提供した際も、非常に好評であった。色々な現場を案内いただき、お客様にもしっかりした説明ができたので、ありがたかった。（名古屋市内のホテルＢ）

・令和５年イベントは、お客様やレストランからも好評であり、良いものであった。ノベルティとして装飾品や「バラ」をお客様にお渡しできて良かった。特に、装飾品は SDGs の観点からも、岐阜県の魅力が伝わって良かったと思っている。（名古屋市内のホテルＡ）

・県内の肉屋をいくつか教えていただき、大垣市内の食肉事業者と取引がはじまった。現在も同事業者を吸収合併した会社と取引があり、飛騨牛は同社から仕入れている。ほかに養老町内の食肉事業者なども紹介された。（都内のステーキ料理店）

・「宿儺かぼちゃ」を利用する際に系列会社から元連盟職員Ａを紹介された。その後、県産食材を紹介いただき、農家を３～４社ほど紹介いただいた。多くの効果を得ることができたと思っている。農家を紹介していただいた後は、農家と直接連絡を取る関係になれたので良かった。（都内のつけ麺専門店）

・「岐阜県の食材を使ってみないか」と言われ、その時は、郡上クラシックポークを紹介いただいた。その後、飛騨牛やボーノポーク、宿儺かぼちゃ等を紹介いただいた。現在も、元連盟職員Ａから紹介いただいた県産品（ボーノポーク）を使用しているので効果はある。ボーノポークは臭みもなく、シェフも気に入っている。野菜は直接持って来たことがあるが、食材はほぼ郵送で送られてきた。（都内のフランス料理店）

・デパート地下売り場での県産品（いちご、ハム、干し柿、日本酒、クラフトジン、栗きんとん等）の売り込みで訪問されたが、販売に必要なロット数が用意できない等の理由で商談には至らなかった。トルコやモロッコ関係の対応やイベント等には元連盟職員Ａも参加し、県産品の販売スペースについて打合せをした。（名古屋市内の百貨店）

一方で、元連盟職員Ａは、関係した事業者等に対して無償でのサンプル提供や多量のサンプル提供の強引な依頼を行うだけでなく、県や観光連盟に調達させた物品の私的利用、県や観光連盟の経費による物品の私的な発送、事実と異なる宿泊料の請求及び私的な旅行等に係る交通費の請求といった不正行為を行っていた。調査チームが確認した結果、少なくとも下表の経費については、元連盟職員Ａに対する返還請求の対象として整理した。

＜返還請求の対象の内訳＞

節	支出の種類（【】内は想定される返還請求の主体）	金額(円)	参照箇所
消耗品費	元連盟職員Ａが私的に利用した飛騨牛その１の調達費【農政部】	57,750	P46(③カ-1)
	元連盟職員Ａが立替えさせた飛騨牛の発送に係る送料【農政部】	3,500	P48(③カ-3)
	元連盟職員Ａが私的に利用した飛騨牛その２の調達費【農政部】	41,880	
	元連盟職員Ａが私的に利用した富有柿の調達費【農政部】	27,301	P55(⑤イ)
	元連盟職員Ａが私的に利用した土産菓子の調達費【観光連盟】	3,650	
	小計	134,081	
役務費	飛騨牛その１の発送に係る送料【東京事務所】	2,090	P46(③カ-1)
	飛騨牛その２の発送に係る立替え送料【観光連盟】	2,190	P48(③カ-3)
	上記富有柿の発送に係る送料【東京事務所】	2,390	P55(⑤イ)
	元連盟職員Ａのその他の私的な発送等に係る送料【東京事務所】	58,129	P57(⑥エ)
	元連盟職員Ａのその他の私的な発送等に係る送料【観光連盟】	75,823	
	元連盟職員Ａのその他の私的な発送等に係る立替え送料【観光連盟】	2,460	
	小計	143,082	
旅費	元連盟職員Ａの実態のない宿泊等に係る宿泊料【観光連盟】	242,900	P62(３(１))
	元連盟職員Ａの私的な旅行等に伴う交通費【観光連盟】	187,094	
	小計	429,994	
合計		707,157	

③県における不適正な会計処理の状況（装飾品代金詐取事案を除く。）

調査チームが確認した結果、農産物流通課の計 32 件（内訳は、令和３年度１件、令和４年度６件、令和５年度 14 件、令和６年度 11 件）の支出において不適正な会計処理が

確認された。その具体的な内容は、以下のとおりである。

＜不適正な内容＞（１件の支出が複数の項目に該当する場合あり）

・委託契約の目的・内容が実際の支出や履行時期と不整合　３件
・実施済みの事業と重複する内容の委託契約　１件
・元連盟職員Ａによる物品の調達先の指定　１件
※現場で急遽サンプル食材を購入した場合を除く。
・元連盟職員Ａが希望する金額ありきの支出　３件
・年度を跨（また）いだ会計処理（疑いを含む。）　３件
※次年度に使用する物品を正当な理由なく前年度予算で調達した場合を含む。
・購入した物品の使用実態が不明　18 件
・納品を確認せずに検査を実施したこととして整理　26 件
（うち、会計書類上と実際の納品場所が不整合　13 件）
・年度内執行の理由付けのため事実と異なる使用目的を会計書類に記載　１件
・根拠書類のない支出を行うため別の支出の金額に含めた会計書類を作成　１件
・別々の会計処理を１件でまとめて支出するため事実と異なる会計書類を作成　１件
・随意契約理由の不備　３件
・予算執行基準に係る特殊事情承認伺書を事実と異なる内容で記載　１件
・電子調達システムを利用しない理由の不備　１件
・見積書の徴取漏れ　３件
・電子調達システムの利用を避け、見積書も省略するため、契約金額を一定額以下とするための会計の分割　２件
・会計を分割するため、購入品目、数量、単価等を事実と異なる内容で記載　５件

これらの不適正な会計処理について、特に件数が増加している令和 5 年度以降の主な経緯を確認したところ、農産物流通課管理職ＡＣは、元連盟職員Ａから「今しか手に入らないので、どうしても買わなければならない」などと電話で指示を受け、前知事が了解している県産食材フェア等を継続するためにも元連盟職員Ａの依頼は断ることができないと考え、調達することを優先した。農産物流通課管理職ＡＣは、緊急措置的に会計規則に違反することなく手続きができると考え、その場で購入を了承し、農産物流通課職員ＡＡらに「よろしく」「(元連盟職員Ａから) 聞いといて」といった旨の指示をした。指示を受けた農産物流通課職員ＡＡらは、具体的に指示されないまま、上司によって既に購入の意思決定が行われており、担当レベルで断ったとしても結局は上司に話が回って対応せざるを得なくなることを過去に何度も経験していたため、処理せざるを得ないと考え、請求書等が届くと、出納管理課の審査が通るように会計書類を作成した。なお、農産物流通課職員ＡＡらは、農産物流通課管理職ＡＣらに細かなことまで相談等をしていなかったため、農産物流通課管理職Ａ

Ｃらには会計規則に違反して処理されているとの認識はなく、農産物流通課管理職ＡＣらから農政部幹部ＡＫへの元連盟職員Ａに関する報告も、こうした認識に基づいたイベントの準備状況等の報告が中心であった。

不適正な会計処理の具体的な事例は、以下のとおりである。

ア　エコバッグ 1,700 枚（726,000 円、令和 4 年 3 月作成）

＜経緯＞

・令和 3 年 4 月、農産物流通課職員Ｘは、首都圏での県産食材の販路拡大に関する予算などを支出科目として事前決裁を受け、首都圏でのＰＲを目的とする「東京オリ・パラ大会を契機とした県産食材販路拡大促進事業委託」の契約を広告代理店と締結した。

・12 月下旬ごろ、元連盟職員Ａが「令和 4 年 2 月に開催予定の県産食材フェアのＰＲグッズ」としてエコバッグを 4,700 枚（税込 154 万円）製作することとし、観光連盟、県内の農業関係団体、県の 3 者の費用負担をそれぞれに求め、観光連盟に 1,300 枚（44 万円）、農業関係団体に 1,700 枚（55 万円）、県に 1,700 枚（55 万円）分をそれぞれ発注させることとした。元連盟職員Ａは、Ｃ氏から紹介を受けていた事業者と事前に調整した上で県に費用負担を求めてきており、発注先は元連盟職員Ａによって決められていた。

・なお、「令和 4 年 2 月に開催する県産食材フェア」とは、令和 4 年 2 月 26 日、27 日に開催を予定していた、名古屋市内の商業施設における「岐阜いちごＰＲ即売会」を指している（当該即売会は、コロナ禍の影響により中止されている）。

・農政部幹部Ｚから支出可能な予算について確認を受けた農産物流通課職員ＡＡは、支出可能な予算がほかになかった一方で、本委託契約については、コロナ禍の影響により事業内容を縮小した結果、契約額に残額が生じる見込みとなっていたことを踏まえ、元連盟職員Ａ指定の事業者から購入せざるを得ない状況においては、県産食材の販路拡大という政策目的自体は合致していることから、執行残額が生じている首都圏用の予算を首都圏以外の大都市圏でのＰＲも可能な予算に流用する手続きや委託目的の範囲を首都圏以外でのＰＲに拡大する契約変更の手続きを経なくても、委託業務の内容に中京圏でのイベントに使用するエコバッグ作成業務を追加することは可能であると判断し、本委託契約の予算による執行が可能な旨を農政部幹部Ｚに伝えた。

・元連盟職員Ａから費用負担の求めを受けた農政部幹部Ｚは、令和 4 年 1 月 5 日、予算の範囲内でできるだけ対応するよう農産物流通課職員Ｎに指示した。

・元連盟職員Ａは、1 月 19 日の農政部幹部Ｚ、農産物流通課管理職ＡＢ、農産物流通課職員Ｎとの面談時に元連盟職員Ａ指定の事業者が発行した広告代理店あての税込み 55 万円の見積書を提供した。

・後日、元連盟職員Ａ指定の事業者の見積書を確認した広告代理店から提出された見積書は税抜きの製作費用が 60 万円と元値より 10 万円増額されており、運営管理費や消費税も含めると元連盟職員Ａ指定の事業者の見積書に比べて計 17.6 万円の追加支出が必要となる内容であった。農産物流通課職員ＡＡは、元連盟職員Ａ指定の事業者と直接県が契約するのは、随意契約の理由が説明できない上、消耗品費の予算も不足しているため困難である以上、追加支出が発生してもやむを得ないと考え、追加支出分も含めた積算内容で契約審査会に諮り、了承を得た。その後の変更契約の手続きは、農産物流通課職員Ｘから本委託契約の事務を引き継いでいた農産物流通課職員ＡＯが進め、変更契約は 2 月 28 日付けで締結された。
・なお、当該変更契約では、「令和 4 年 2 月に開催予定の県産食材フェアのＰＲグッズ」として、エコバッグ以外にも元連盟職員Ａの依頼を受けていちごの販売促進用の紙袋 650 個（782,870 円）を作成することとしたほか、元連盟職員Ａの依頼ではないが、スタッフジャンパー100 着（215,985 円）についても作成している。これらについては元連盟職員Ａから業者の指定はされていなかった。

＜問題点＞
・当該事業の目的は、「首都圏のレストランやホテルなどの料理店において、大会期間中に飛騨牛及び岐阜県産鮎を利用したメニューを提供するフェアを開催するとともに、フェアの周知・誘客に効果的な取組を行うことで、県産食材及び取扱料理店の消費者への認知度向上を図る。」ことであり、仕様書で首都圏の区域を 7 都県に限定しているが、名古屋でのＰＲ即売会用の物品を作成している。
・エコバッグの作成については、あらかじめ元連盟職員Ａが業者に依頼し、その後、県に費用負担を求めてきたものであり、調達先は元連盟職員Ａにより決められている。
・令和 3 年 12 月 24 日に行われた元連盟職員Ａと農政部幹部Ｚ、農産物流通課職員Ｎの打合せ記録には、（農政部幹部Ｚから元連盟職員Ａに 10 万円の支出案を伝えた際）元連盟職員Ａから「10 万円では不足。40～50 万円ほど確保してほしい」との発言があり、必要数量ではなく、元連盟職員Ａが希望する金額ありきでの支出となっている。
・同打合せ記録には、翌年（令和 4 年）5 月から 6 月までや秋のイベントでも使用予定と記載があることから、県は当初から年度を跨（また）いだ使用を想定している。
・令和 4 年 2 月 4 日付けの打合せ記録では、「ノベルティはいちごマグネット」とされており、この時点で、エコバッグを配ることが想定されていない。
・委託業務の実施報告書では、エコバッグの納品日が 2 月 8 日となっているが、作成業者の出荷案内書は 3 月 18 日付けであり、時期が整合せず、仕様書どおりの納品が行われなかった可能性がある。検査者である農産物流通課職員ＡＡは実物の

納品確認はせず、実際の納品時期・納品場所については承知していなかった。
・職員はエコバッグが実際にいつどのように使われたか十分に把握していない。
・スタッフジャンパーについては、納品日が3月10日となっており、仕様書と時期が整合しない（元連盟職員Aの関与はないが、職員が適切な会計処理を軽視していた事例として記載した。）。
・本来の予算の要求趣旨や委託の目的と無関係な物品の製作を委託業務に追加した結果、エコバッグ販売業者への代金55万円に加え、委託業者の中間経費として10万円、運営管理費として6万円、これらの消費税として1.6万円を追加で発生させており、結果的に計17.6万円を過大に支出している。（職員が故意又は重過失により県に対して損害を与えた場合に該当する可能性があるため、職員の賠償責任に関する地方自治法その他の関係法令に基づき、農政部（農産物流通課）は、会計管理者への事故報告や監査委員への監査等の要請等の必要な対応をとる必要がある。）

イ　県産ブランド農産物（宿儺かぼちゃ）販売促進業務委託（998,600円、令和4年度委託）
＜経緯＞
・令和4年10月、観光連盟内で元連盟職員Aの旅費及び時間外勤務手当の不足が懸念されたことから、連盟役員Kが観光連盟への補助金を所管する観光国際局幹部及び農政部幹部Mに相談を行った。
・観光国際局は、観光連盟が元連盟職員Aの勤怠管理を十分にできていないことを認識していたが、現に生じている時間外勤務手当や出張旅費については支払わざるを得ないとして、その活動費の不足見込み（その時点での執行状況をもとにした年間ベースで時間外勤務手当386万円、旅費407万円）を補填する方針を決め、「時間外勤務手当不足分は、観光連盟内の予算の不用額を流用。旅費不足分は3月補正予算において観光連盟補助金を増額要求。又は、農政部（補助金節の要確保）からの再配当で執行」する案で副知事Ⅰに協議し、了承を得た。
・その後、観光誘客推進課管理職から農産物流通課管理職ＡＢに対して予算の再配当を依頼した。
・農政部では、農政部幹部Mが連盟役員Kから、農政部関係の仕事を多くこなしており、財政的に苦しいので助成してほしいという説明を受けていたこともあり、農政部幹部Mは理屈が付くようであれば観光連盟を助けるように農産物流通課管理職ＡＢに対し指示をした。
・また、観光誘客推進課管理職からも依頼を受けた農産物流通課管理職ＡＢは、農産物流通課は補助金で対応することが困難であるとして、観光連盟に対して後述の「県産ブランド農産物（いちご）販売促進業務委託」と併せて合計約200万円の事業を委託する案を作成し、農政部幹部Mに諮った。その後、同案で農産物流通課職

員ＡＡが委託事業の事前決裁を起案し、決裁権者である農産物流通課管理職ＡＢまで決裁を得た。

＜問題点＞

・農政部内における業務委託の意思決定は 10 月下旬に行われたが、委託する業務の一部は９月１日から元連盟職員Ａが実施し、10 月下旬の時点では既に終了しているものもあったことから、もともと委託する必要のない業務といえる。
・委託業務内容の一つに「宿儺かぼちゃＰＲ販売の実施」とあるが、販売の主体はかぼちゃの生産者団体であり、県ではないことから、県が観光連盟に対して販売を委託する理由がない。
・当該委託事業は、その目的と異なり、元連盟職員Ａの活動旅費の不足を補うために講じられたものといえる。

ウ　県産ブランド農産物（いちご）販売促進業務委託（996,250 円、令和 4 年度委託）

＜経緯＞

・県産ブランド農産物（宿儺かぼちゃ）販売促進業務委託と同様。
・なお、農政部内における業務委託の意思決定が 10 月下旬に行われた後、委託業務は 12 月から翌年 2 月まで履行されている。

＜問題点＞

・委託業務内容の一つに「いちごＰＲ販売の実施」とあるが、販売の主体は県内の農業関係団体２者であり、県ではないことから、県が観光連盟に対して販売を委託する理由がない。
・当該委託事業は、その目的と異なり、元連盟職員Ａの活動旅費の不足を補うために講じられたものといえる。

エ　爪切り、はさみ等 300 個（500,500 円、令和 6 年 3 月と 4 月に分けて購入）

＜経緯＞

・令和５年度末ごろ、元連盟職員Ａから農産物流通課に対し、購入品目と 50 万円という金額を指定され対応したもの。
・農産物流通課では、総額 50 万円になるよう「爪切り S」、「爪切り L」、「眉毛はさみ」、「鼻毛はさみ」、「はさみ（黒)」、「はさみ（赤)」を各 50 個ずつ購入することとした。
・令和５年度予算が足りなかったことから、一部を令和 6 年 3 月に購入（200 個、352,000 円）し、残りを令和 6 年 4 月に新年度予算で購入（100 個、148,500 円）した。

・購入後は元連盟職員Ａの指示により全量を元連盟職員Ａの勤務地である東京事務所で保管し、元連盟職員Ａが使用していた。

＜問題点＞

・元連盟職員Ａが希望する金額ありきで購入したもの。

・関係職員の証言では、「京都のレストランで開催した飛騨牛フェア（令和６年３月23 日～）のノベルティ」「実際の使い道は確認していない」「目的は把握せず、元連盟職員Ａが自由に使えるノベルティという認識」と様々であり、購入目的がはっきりしておらず、いつどのように使われたか不明である。

・「年度末に買って、次年度に使うということで購入させられた」「前年度に買ったものは、間違いなく前年度に使われていない」との証言があり、年度を跨（また）いだ事業に係る支出の可能性がある。

・令和６年３月購入分の事前決裁の購入の目的欄に、手書きで「(3/19~29 社食でのメニューフェアで使用)」と記載があるが、年度内執行予定の理由付けが必要であるため書いたものであり、実際には社食でのメニューフェアで配っていない。

・元連盟職員Ａの解雇後に令和６年３月購入分のうち 111 個が県庁、４月購入分のうち 98 個が観光連盟にそれぞれ残っており、購入数の７割が未使用であった。

購入月	商品名	単価(円)	購入		未使用		使用率
			個数	金額	個数	金額	(個数)
R6.3	爪切り S	1,672	50	83,600	39	65,208	22%
	爪切り L	1,848	50	92,400	24	44,352	52%
	眉毛はさみ	1,760	50	88,000	24	42,240	52%
	鼻毛はさみ	1,760	50	88,000	24	42,240	52%
R6.4	はさみ（黒）	1,485	50	74,250	49	72,765	2%
	はさみ（赤）	1,485	50	74,250	49	72,765	2%
合計	－	－	300	500,500	209	339,570	30%

・２件の支出はいずれも随意契約（調達先は異なる。）が結ばれており、その理由が『当製品を製造・販売しているのは「○○（業者名)」のみである。このため、契約相手先は「○○（業者名)」しかない。』としているが、令和６年３月の調達先は、製品の製造元ではない。また、いずれの商品も一般に流通しているものである（元連盟職員Ａから調達先の指定はなかったが、職員が適切な会計処理を軽視していた事例として記載した。)。

オ　道の駅の県産品９品目（13,738 円、令和６年７月購入）

＜経緯＞

・令和６年７月 11 日、中津川市内の道の駅において、元連盟職員Ａの指示により観光連盟の連盟職員Ｌが県産品９品目を購入した。

・その際、県職員は同行しておらず、元連盟職員Ａから農産物流通課管理職ＡＣに電話で協議を行い、購入を決定した。

・購入品目のうち、トマトジュース、焼酎、日本酒の３品目各１本については、農産物流通課に納入後、11 月 20 日に観光連盟に再度引き渡された。それ以外については、その品物の全部又は一部が、購入日に都内の元連盟職員Ａ宅へ発送された。

【購入品目】

品名等	容量	数量	単価(税込)	金額
麗月トマト	7~8 個入	4 袋	480	1,920
トマト	7~8 個入	2 袋	500	1,000
ブルーベリー	100g 相当	2ﾊﾟｯｸ	500	1,000
菊芋のみそ漬け	250g	1 個	650	650
煎茶ティーパック	3g×20	1 個	870	870
上玄米茶	200g	1 個	648	648
トマトジュース	720ml	1 本	700	700
焼酎	720ml	2 本	1,450	2,900
日本酒	720ml	1 本	2,180	2,180
送料	クール便	1 式	1,870	1,870
合計	－	－	－	13,738

＜問題点＞

・事前決裁の購入の目的には「飲食事業者へのサンプル提供」とあるのみで、いつどう使われたか職員は確認していない。

・９品目中６品目及び焼酎１本については、事前決裁で納入場所に指定している農産物流通課には納品されていないが、検査者は検査を行ったこととして整理した。

・観光連盟に保管されているジュース及び酒類については、計４本購入したうち３本が残っている（後述の⑤の表内 NO.22～24 のとおり）。

カ　飛騨牛のサンプル食材について

令和４年度以降、農産物流通課では元連盟職員Ａからの求めに応じてサンプル提供用の飛騨牛を 21 件購入している。このうち 18 件は納品を確認せずに検査を行ったこととして整理されており、11 件はどのように使われたのか実態が不明である。

前述の不適正な会計処理のうち、特に問題がある事例は以下（カ-1~4）のとおり。

カ-1　鉄道事業者幹部と前知事との懇談会用食材（29,900 円、令和 5 年 5 月購入）
　　東京事務所送付分 2 件（29,000 円、28,750 円、令和 5 年 7 月購入）

＜経緯＞

・令和 5 年 5 月 10 日、食肉事業者Ａ（関市内）において、飛騨牛ヒレ 7.9kg、飛騨牛スネ 4.2kg、飛騨牛バラ 4kg、ボーノポークバラ 3kg を観光連盟の連盟職員Ｒが引き取り、元連盟職員Ａとともに名古屋市内のホテルＢに搬入した。

・購入目的は、5 月 12 日に開催される鉄道事業者幹部（ホテル、食品及び百貨店部門を含む。）と前知事との懇談会において、県産食材をＰＲするもの。

・また、これとは別に令和 5 年 6 月 30 日、食肉事業者Ａは連盟職員Ｌからの依頼により、7 月 3 日に東京事務所に到着するよう、飛騨牛ヒレ（シャトーブリアン）2.8kg（本来 50,400 円）、飛騨牛サーロイン 2.3kg（本来 22,540 円）、ボーノポーク肩ロース 2.7kg（本来 4,320 円）を発送した。（合計 77,260 円）

・同じく 6 月 30 日、食肉事業者Ａから連盟職員Ｌを通じて、5 月 10 日引き取り分を 29,000 円×１件、東京事務所送付分を 29,000 円×２件での請求を提案された農産物流通課職員ＡＡは、以下のとおりの請求とするよう連盟職員Ｌを通じて食肉事業者Ａに依頼した。

①5 月 10 日引取り分
　品　名：飛騨牛ヒレ
　数　量：2.3kg
　単　価：13,000 円
　金　額：29,900 円
　納品日：5 月 10 日

②東京事務所送付分
　品　名：飛騨牛ヒレ（シャトーブリアン）
　数　量：2kg
　単　価：14,500 円
　金　額：29,000 円
　納品日：7 月 3 日

③東京事務所送付分
　品　名：飛騨牛サーロイン／ボーノポーク肩ロース
　数　量：2.5kg／2.5kg
　単　価：9,500 円／2,000 円
　金　額：23,750 円／5,000 円（計 28,750 円）
　納品日：7 月 4 日

・その後、農産物流通課職員ＡＡの依頼内容どおりの納品書及び請求書により支払いが行われた。

＜問題点＞

・3 件とも事前決裁では納入場所が農産物流通課とされているが、同課への納入の事実はなく、検査者は検査を行ったこととして整理した。

・東京事務所送付分の 2 件は、本来 1 つの支出であるが、1 件 3 万円以下にするこ

と、電子調達システムの利用を避けること、見積書の徴取を省略することなどを目的に 2 件に分けている。

・農産物流通課職員ＡＡは、できるだけ現実的な単価設定となるよう請求を操作しており、実際に購入した飛騨牛の種類、量、単価等の内訳は、会計書類上の記載と整合しない。

・3 件で合計 87,000 円（29,000 円× 3 ）との食肉事業者Ａの提示に対し、結果的には 87,650 円（29,900 円＋29,000 円＋28,750 円）を支払っており、650 円余分に支出している。（職員が故意に県に対して損害を与えた場合に該当する可能性があるため、職員の賠償責任に関する地方自治法その他の関係法令に基づき、農政部（農産物流通課）は、会計管理者への事故報告や監査委員への監査等の要請等の必要な対応をとる必要がある。）

※後日、調査チームにおいて、東京事務所へ発送された飛騨牛（上記②③）の受領状況を東京事務所に確認したところ、元連盟職員Ａが東京事務所から恵那市内のスナックと高山市内のかぼちゃ生産者団体へと再度発送していたことが判明した。また、両者に確認したところ、いずれも元連盟職員Ａから県産品の取扱の依頼などは受けていなかった。このことから、飛騨牛（上記②③）の調達経費 57,750 円及び東京事務所が負担した発送経費 2,090 円についても、事前に農産物流通課が確認していた使途と異なる用途への使用のために要した経費であると認められる。

【返還請求の対象】

カ-2　元連盟職員Ａ自宅送付分 2 件（29,500 円、28,500 円、令和 5 年 11 月購入）

＜経緯＞

・令和 5 年 11 月、食肉事業者Ａは連盟職員Ｌからの依頼により、11 月 4 日に都内の元連盟職員Ａ自宅に到着するよう、飛騨牛サーロイン 2kg、飛騨牛ヒレ 2kg を発送した。

・購入目的は、11 月 6 日に開催される不動産開発事業者幹部と前知事との懇談会の食材として使用するもの。

・11 月 6 日、食肉事業者Ａから連盟職員Ｌに対し、飛騨牛サーロインについては、金額 29,000 円、納品書の日付を 11 月 2 日、飛騨牛ヒレについては、金額 29,000 円、納品書の日付を 11 月 3 日とした請求が提案された。

・連盟職員Ｌは食肉事業者Ａに対し、県に確認した結果として、飛騨牛サーロインについては金額 29,500 円、飛騨牛ヒレについては金額 28,500 円とするよう依頼した。

・事前決裁上は、飛騨牛サーロインの納品場所が農産物流通課、飛騨牛ヒレの納品場所が東京都千代田区となっている。

＜問題点＞

・飛騨牛サーロインについては、農産物流通課への納入の事実はないが、検査者は検査を行ったこととして整理した。飛騨牛ヒレについても納品を確認せずに検査を行ったこととして整理した。

・本来１つの支出であるが、電子調達システムの利用を避けること、見積書の徴取を省略することなどを目的に２件に分けている。

カ-3　飛騨牛サンプル６kg（53,135 円、令和６年３月購入、４月支出）

＜経緯＞

・令和６年３月 29 日、食肉事業者Ｂ（高山市内）において、元連盟職員Ａの指示により観光連盟の連盟職員Ｌが飛騨牛を立替払いにより購入した。

・その際、県職員は同行しておらず、元連盟職員Ａから農産物流通課管理職ＡＣに電話で協議を行い、購入を決定した。

・農産物流通課管理職ＡＣは、サンプル提供が購入目的だったと証言しているが、その提供先について、事前決裁書には手書きメモで鉄道事業者系列のレストラン経営事業者の記載があり、農産物流通課管理職ＡＣの当時のメモでは豊田市内のホテルの記載があり、元連盟職員Ａがいずれを提供先として説明したかについて明確には特定できない。

・食肉事業者Ｂから飛騨牛を調達する場合、通常は請求書払いで対応していたが、この事案では、店頭で店員とやり取りした元連盟職員Ａから請求書払いができないこと、農産物流通課管理職ＡＣが了承していることを伝えられたため、連盟職員Ｌは、農産物流通課職員ＡＡと相談の上、立替払いにより対応することとした。

・連盟職員Ｌは、「購入した肉を店頭から高山市内のホテルに運び、ホテルから送付されていた記憶」「その際、車で待機しており、送付先の詳細は不明」「送料については、後日 3,500 円であったと口頭で聞き取り、領収書等を依頼したが答えてもらえず、立て替えさせられた」「（農産物流通課職員ＡＡに対し）領収書等がない旨を伝えて相談の上、請求」した旨述べている。

・観光連盟事務局は、支払い内容を「イベント事業にかかる（食品サンプル）発送代」、受取人を「（立替払職員）岐阜県観光連盟 元連盟職員Ａ」、支出命令額を「2,190 円」とした３月 29 日付け支出負担行為兼支出金調書を作成し、４月 12 日に支出した。

・添付された領収書は、３月 29 日付けの高山市内のホテルから観光連盟あての 2,190 円の領収書であり、但し書きの記載はなく、「3/29 元連盟職員Ａより受取」と手書きされている。

・当該飛騨牛の購入代金について、農産物流通課職員ＡＡは、連盟職員Ｌ個人から県知事あてに、領収書等の根拠書類のない発送代金 3,500 円を含む 53,135 円の請求書を令和６年４月 20 日付けで発行させ、令和６年度予算で支出した。

・なお、観光連盟内では、当時、年度末に大量の飛騨牛を購入することを疑問視した連盟事務局幹部ＡＮを中心に、観光連盟としては立替処理や農政部への請求は行わないことと判断しており、連盟職員Ｌが個人として農政部への請求を行うことは関知していなかった。

＜問題点＞

・職員は飛騨牛が実際にいつどのように使われたか把握していない。
・観光連盟においても、県と同様に、立替払いを行うにはあらかじめ所属長の承認を受ける必要があるが、そうした手続きは行われていない。
・連盟職員Ｌからの請求額 53,135 円には、領収書等の根拠書類のない送料 3,500 円と別の日に別の事業者から購入した肉類を都内の元連盟職員Ａ宅へ発送した代金 7,215 円が含まれている（後段の「２（１）③カ-4　飛騨牛・ボーノポーク・豚骨サンプル」を参照）。
・会計書類に添付されている支出内容明細書や納品書兼請求書には上記 2 件の送料は記されておらず、飛騨牛の代金に紛れ込んでいる。このため、総額は一致するものの、実際に購入した飛騨牛の種類、量、単価等の内訳は、会計書類上の記載と整合しない。
・当該支出は年度を跨（また）いだ事業に係る支出である疑いがある。また、事前決裁では納入場所が農産物流通課とされているが、同課への納入の事実を確認せずに検査を行ったこととして整理している。さらに、農産物流通課職員ＡＡは根拠書類のない送料 3,500 円や本来別途支出するべき送料 7,215 円を合わせて支払うために事実と異なる内訳の支出内容明細書を作成した。
・元連盟職員Ａは、飛騨牛の送料の立替分として、観光連盟から 2,190 円を受け取ったにもかかわらず、連盟職員Ｌからも立替分として 3,500 円を受け取った可能性があり、県は、連盟職員Ｌに対し、元連盟職員Ａに支払ったとされる送料 3,500 円を支出している。　【返還請求の対象】

【会計書類上の内訳】

品名等	納品日	数量	単価（税込）	金額（税込）
飛騨牛最飛びロース	R6.4.2	1kg	14,645	14,645
飛騨牛　上ロース	R6.4.2	1.5kg	8,640	12,960
飛騨牛　ロース	R6.4.2	3kg	7,340	22,020
飛騨牛　肩ロース	R6.4.2	0.5g	5,940	2,970
奥飛騨わさび	R6.4.2	1パック	540	540
合計	－	飛騨牛は 6kg	－	53,135

注：飛騨牛の単価は 1kg 当たり

【実際の内訳】

品名等	購入日	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
飛騨牛ロースすき焼き・しゃぶしゃぶ用	R6.3.29	1,655g(2パック計)	1,000	16,550
		518g(1パック)	800	4,144
飛騨牛肩ロースすき焼き・しゃぶしゃぶ用	R6.3.29	2,195g(3パック計)	680	14,924
飛騨牛肩すき焼き・しゃぶしゃぶ用	R6.3.29	547g(1パック)	580	3,172
－	計	4.915kg	－	38,790
－	消費税・値引き込み			41,880
奥飛騨わさび	R6.3.27	1パック	540	540
飛騨牛送料（口頭）	R6.3.29	1式	3,500	3,500
カ-4 の送料	R6.4.12	1式	7,215	7,215
合計	－		－	53,135

注：飛騨牛の単価は 100g 当たり、飛騨牛以外は税込み価格

※後日、調査チームにおいて、観光連盟から元連盟職員Ａに貸与されていた公用携帯電話のメッセージ履歴を確認したところ、「令和 6 年 3 月 29 日に高山から飛騨牛を発送する」と 3 月 21 日に元連盟職員Ａが芸能人に対してメッセージを送信していた。このことから、飛騨牛の本来の調達経費 41,880 円及び観光連盟が負担した発送経費 2,190 円についても、事前に農産物流通課が確認していた使途と異なる用途への使用のために要した経費であると認められる。　【返還請求の対象】

カ-4　飛騨牛・ボーノポーク・豚骨サンプル（136,310 円、令和 6 年 4 月購入）

＜経緯＞

・令和 6 年 4 月 12 日、食肉事業者Ａにおいて、元連盟職員Ａが飛騨牛ヒレ、飛騨牛肩、ボーノポーク及び豚骨を購入した。その際、県職員は同行しておらず、元連盟職員Ａから農産物流通課管理職ＡＣに電話で協議を行い、購入することを決定した。

・元連盟職員Ａは、飛騨牛ヒレ、飛騨牛肩及びボーノポークは店頭での受取とし、豚骨は東京都内のレストランへ発送するよう食肉事業者Ａへ依頼した。その後、農産物流通課職員ＡＤが食肉事業者Ａの店舗に行き、当該商品を受け取って県庁に持ち帰り、県庁で待機していた連盟職員Ｌに引き渡した。

・同日、連盟職員Ｌは、元連盟職員Ａの指示を受け、当該商品を東京都内にある元連盟職員Ａの自宅へ発送し、この料金 7,215 円を立て替えた。

・連盟職員Ｌは、後日食肉事業者Ａから商品の詳細（品目・単価・数量）及びレストランへの送料を知らせるメールを受け取り、農産物流通課職員ＡＡに伝えた。農産

物流通課職員ＡＡは、飛騨牛ヒレとそれ以外（飛騨牛肩、ボーノポーク及び豚骨の代金並びにレストランへの送料）とで納品書・請求書を分けるように連盟職員Ｌに伝え、それぞれ事前決裁を起案し、農産物流通課管理職ＡＣまで決裁を得た。

・当時、観光連盟では農産物流通課が調達したサンプル食材の送料を連盟職員が立て替え、観光連盟が支出することに対して疑問視する声が出ており、観光連盟の総務課から農産物流通課へも改善要望が伝えられていた。

・農産物流通課職員ＡＡは連盟職員Ｌが立て替えた送料 7,215 円について、観光連盟での支払いが困難であると考え、令和６年３月 29 日に連盟職員Ｌが立て替えた飛騨牛等の代金等とともに県費で支払うこととし、連盟職員Ｌから県知事あてに、発送代金 7,215 円を含む 53,135 円の請求書を令和 6 年４月 20 日付けで発行させ、支出した。

＜問題点＞

・職員は商品が実際にいつどのように使われたか把握していない。

・事前決裁で指定している納入場所に一部は納品されていないが、検査を行ったこととして整理した。

品名等	事前決裁金額	事前決裁上の納品先	実際の納品先
飛騨牛ヒレ	120,528 円	店頭受取	店頭受取→元連盟職員Ａ自宅
ボーノポーク 飛騨牛肩 豚骨	15,782 円	東京都○○市（レストラン） 東京都○○市（レストラン） 東京都○○市（レストラン）	店頭受取→元連盟職員Ａ自宅 店頭受取→元連盟職員Ａ自宅 都内レストラン

・飛騨牛ヒレの事前決裁額は 120,528 円であり、10 万円以上の調達にもかかわらず会計規則上必要な随意契約説明書が作成されていない。

・連盟職員Ｌが立て替えた送料 7,215 円を別の物品購入の会計書類に紛れ込ませて支出している。（前段の２（１）③カ-3）

キ　その他

りんご６袋（4,100 円、令和５年 10 月購入）については、納入場所に指定されている農産物流通課には納品されていないものの、農産物流通課職員ＡＤは検査を行ったこととして整理した。使途も不明であり、一部は元連盟職員Ａが秘書課職員へ提供している。

また、春慶丸盆２個（13,200 円、令和６年５月購入）については、トルコ総領事らへの手土産として元連盟職員Ａから調達依頼があり、県の予算執行基準である 3,000 円／人を超える単価のため特殊事情承認伺書を作成する必要があったが、総領事以外のもう１名の相手方氏名を元連盟職員Ａから教えてもらえないため、農産物流通課職員ＡＡがやむを得ず総領事に次いで高位の職に当たる副総領事を便宜的に手土産の相手方と整理した伺書を作成し、農政部幹部ＡＫまでの決裁を受けた。実際は総領事に丸盆１個を手土産として渡したのみであり、残りの１個は使用されないまま観光連盟に保管された状態

となっていた（④表内 NO. 2 参照）。

その他、栗ペースト 2kg（10,400 円、令和 6 年 8 月購入）については、「『清流の国ぎふ』文化祭 2024」とのコラボスイーツの具材として元連盟職員Ａが現地調達したため、農産物流通課職員ＡＤは実際の納品を確認せずに検査を行ったこととして整理した。

④元連盟職員Ａによる物品の過剰な発注の状況

観光連盟は元連盟職員Ａの指示で県（表内 NO.17～20、27 は商工労働部、それ以外は農政部）が調達したと思われる物品のうち、観光連盟で預かったままとなっているものの一覧を監査委員事務局へ提出しており、調査チームは令和８年１月 23 日に実物を確認した。

確認の結果、下表のとおり、調達数の半数以上が未使用のまま残されている物品も複数存在し、全量が手つかずの状態で残されているものもあった（※）。その中には、飲食事業者へのサンプルの名目でありながら包装が施されているなど、贈答用や景品用等の目的外使用が疑われるもの（表内 NO.１、17、18 のとおり。）が含まれており、⑤で後述する自己消費を前提とした発注だった可能性がある。

観光連盟預かり品

全体数		82 品
	うち、県で購入したと思われるもの	44 品
	うち、半数以上が残っているもの（展示用途除く）	27 品

NO.	品名	単価	購入数		在庫		使用率	用途
		（円）	個数	金額	個数	金額	（個数）	
1	マスカットベリー酒 ※リボン包装あり	2,200	3	6,600	2	4,400	33%	飲食店へのサンプル提供
2	お盆（春慶）　※包装	6,600	2	13,200	1	6,600	50%	視察手土産
3	和紅茶（カモミール）	220	6	1,320	5	1,100	17%	イベントでの試飲提供
4	和紅茶（ローズ）	220	6	1,320	5	1,100	17%	イベントでの試飲提供
5	和紅茶（弐）	220	6	1,320	3	660	50%	イベントでの試飲提供
6	和紅茶（さくら）	220	6	1,320	4	880	33%	イベントでの試飲提供
7	和紅茶（ラベンダー）	220	6	1,320	4	880	33%	イベントでの試飲提供
8	和紅茶（ゆず）	220	6	1,320	4	880	33%	イベントでの試飲提供
9	和紅茶（紅富貴）	220	6	1,320	3	660	50%	イベントでの試飲提供
10	山椒茶漬け	788	2	1,576	2	1,576	0%	飲食店へのサンプル提供
11	青山椒セット	1,980	2	3,960	2	3,960	0%	飲食店へのサンプル提供
12	実山椒	756	2	1,512	1	756	50%	飲食店へのサンプル提供
13	花山椒	1,056	2	2,112	1	1,056	50%	飲食店へのサンプル提供
14	山椒塩	810	2	1,620	2	1,620	0%	飲食店へのサンプル提供
15	山椒	864	2	1,728	2	1,728	0%	飲食店へのサンプル提供
16	山椒七味	810	2	1,620	2	1,620	0%	飲食店へのサンプル提供
17	いちごリキュールＡ　※包装紙あり	1,760	2	3,520	2	3,520	0%	いちごフェアサンプル
18	いちごリキュールＢ　※包装紙あり	1,680	2	3,360	2	3,360	0%	いちごフェアサンプル
19	懐紙Ａ	550	2	1,100	1	550	50%	岐阜フェア県産品PR
20	懐紙Ｂ	550	2	1,100	1	550	50%	岐阜フェア県産品PR
21	柚子ポン酢	800	2	1,600	1	800	50%	飲食店へのサンプル提供
22	焼酎　720ml	1,450	2	2,900	1	1,450	50%	飲食事業者へのサンプル提供
23	日本酒　720ml	2,180	1	2,180	1	2,180	0%	飲食事業者へのサンプル提供
24	トマトジュース　720ml	700	1	700	1	700	0%	飲食事業者へのサンプル提供
25	はさみ（赤）	1,485	50	74,250	49	72,765	2%	詳細不明（③エ参照）
26	はさみ（黒）	1,485	50	74,250	49	72,765	2%	詳細不明（③エ参照）
27	県内温泉宿泊クーポン	20,000	3	60,000	3	60,000	0%	岐阜フェアの抽選景品
	合計	―	178	268,128	154	248,116	13%	

（※）購入量の半数以上が残されていた 27 品目のうち、少なくとも食品等の 19 品目については今後の活用が困難なため、廃棄処分とせざるを得ない状況である。

⑤元連盟職員Ａによる県産食材の私的利用の状況

ア　飛騨牛について

農産物流通課が令和２年度以降に元連盟職員Ａの求めに応じて調達した計 21 件の飛騨牛のうち、半数以上の 11 件の使用実態を農産物流通課が把握していない状況にあったのは前述のとおりである。

そこで、調査チームにおいて、これらの 21 件の飛騨牛を対象に、元連盟職員Ａが私的な利用をしていないか農産物流通課の調査内容を含めて調査したところ、以下のとおりＡ、Ｂ及びＣに分類した 17 件については、私的利用の可能性なし、極めて低い又は低いと認められた。一方で、③のカ-1 及びカ-3 において補足記載しているとおりＤに分類した３件については私的利用の可能性が高いと認められた。また、Ｅに分類した３件については、私的利用の確認はできないものの、その可能性を否定できない状況であった。

	私的利用の可能性評価	件数	評価の考え方
Ａ	可能性なし	８件	①元連盟職員Ａ以外が提供先に搬入 ②提供先への発送伝票あり
Ｂ	極めて低い	６件	①提供先との調整記録あり　②提供先からの証言あり
Ｃ	低い	３件	①元連盟職員Ａ以外が発送手続きを実施したが、発送伝票や提供先との調整記録が存在せず、提供先からの証言もあいまい ②元連盟職員Ａが提供先に搬入し、事後に元連盟職員Ａを通じて知事のコメント（フィードバック）を農政部が確認
Ｄ	高い	３件	県が認識していた提供先と異なる宛先への発送伝票又は当該宛先へ送信されたメッセージ履歴あり
Ｅ	確認不可	３件	元連盟職員Ａ自宅への発送

注１：当時の農産物流通課、東京事務所及び観光連盟職員並びに提供先へのヒアリングや当時のメール、ＳＭＳ、ＳＮＳ等の確認、また、店頭からの発送時は発送伝票等の確認をした結果を踏まえた整理

注２：複数の提供先に発送した案件があり、合計と内訳は一致していない。

注３：Ｃ②については、前知事のコメントとして「良い店なので県の食材をＰＲしてもらえるよう対応を」との指示が元連盟職員Ａから伝達された。

なお、各案件の確認状況については、次頁の表のとおりである。

（参考）飛騨牛の各調達案件に係る確認結果（No.は決裁番号順に付番している。）

No.	納品日	支出額	支出先 （調達元）	私的利用の 可能性評価	提供 形態	提供先 （途中経路）
1	R4. 5.17	42,065	食肉事業者 A	なし	搬入	名古屋市内のホテル
2	R5. 1.20	30,000	食肉事業者 A	なし	搬入	名古屋市内のホテル
3	R5. 3.24	29,000	食肉事業者 A	極めて低い	搬入	高山市内のホテル
4	R5. 3.28	29,000	食肉事業者 A	極めて低い	搬入	高山市内のホテル
5	R5. 5.10	29,900	食肉事業者 A	なし	搬入	名古屋市内のホテル
6	R5. 7. 3	29,000	食肉事業者 A	高い	発送	恵那市内スナック・
7	R5. 7. 4	28,750	食肉事業者 A	高い	発送	かぼちゃの生産者団体
8	R5.11. 2	29,500	食肉事業者 A	低い	搬入	都内のイタリア料理店
9	R5.11. 3	28,500	食肉事業者 A	低い	搬入	都内のイタリア料理店
10	R5.12.15	14,300	食肉事業者 B	なし	搬入	豊田市内のホテル
11	R6. 1.22	28,320	食肉事業者 A	なし	発送	名古屋市内のホテル
12	R6. 2.25	27,026	食肉事業者 C	確認不可	（発送）	（元連盟職員Ａ自宅）
13	R6. 2.22	18,900	食肉事業者 B	極めて低い	不明	レストラン経営事業者
14	R6. 2.24	16,713	食肉事業者 B	極めて低い	不明	レストラン経営事業者
15	R6. 4. 2	53,135	連盟職員Ｌ （食肉事業者 B）	高い	発送	芸能人自宅
16	R6. 4.25	19,560	食肉事業者 D	なし	搬入	レストラン経営事業者
17	R6. 4.12	120,528	食肉事業者 A	確認不可	（発送）	（元連盟職員Ａ自宅）
18	R6. 4.18	15,782	食肉事業者 A	なし	発送	都内のつけ麺専門店
				確認不可	（発送）	（元連盟職員Ａ自宅）
19	R6. 5.15	8,748	食肉事業者 B	なし	搬入	揖斐川町内の旅館
20	R6. 5. 7	5,316	食肉事業者 B	極めて低い	発送	レストラン経営事業者
21	R6. 5.20	23,373	食肉事業者 B	低い	発送	都内のフランス料理店
				極めて低い	発送	レストラン経営事業者

イ　飛騨牛以外について

飛騨牛以外では、飲食店にサンプル提供するとして元連盟職員Ａから求められた農産物流通課が本巣市内の柿生産者から調達した富有柿のうち、令和 4 年 12 月調達の３Ｌ２箱（14,768 円）は千葉県内の不動産事業者、令和 5 年 11 月調達の３Ｌ４箱のうち２箱（12,533 円相当）は高山市内の農家に東京事務所から発送（送料は２件合わせて 2,390 円）されていることが確認された。いずれもサンプル提供の必要性は確認できず、元連盟職員Ａによる私的利用の可能性が高いと認められる。　　【いずれも返還請求の対象】

また、観光連盟において調達した物品では、元連盟職員Ａが令和５年 10 月に都内の百貨店で首都圏の土産菓子を調達し、その翌日に旧知の県職員に手渡していることが確認された。そもそもこの土産菓子は岐阜県の県産品ではないため、サンプル提供等の必要性は確認できず、元連盟職員Ａによる私的利用の可能性が高いと認められる。

【返還請求の対象】

⑥元連盟職員Ａによる物品の発送の状況

ア　全体の概況

⑤の調査の過程において、県や観光連盟から元連盟職員Ａが多数の物品を発送していることが確認されたことから、調査チームにおいて令和 2 年度以降の発送状況を確認したところ、県又は観光連盟からの元連盟職員Ａによる発送が 608 件確認され、その発送経費は 805,224 円であった（発送先の相手方による着払いの１件については、発送経費を０円として計算している。また、東京事務所では令和 2 年度以前の発送伝票が廃棄されていたため、令和３年度以降の発送分を計上している。）。なお、元連盟職員Ａが県や観光連盟を経由せずに自ら発送処理を行うなどし、事後的にその送料を観光連盟に立替払いさせた事例も多数確認されたが、半数以上は元連盟職員Ａが情報管理などを理由に発送伝票を破棄しており、品名や発送先の詳細が確認できないため、上記の合計からは除外している（送料の立替払いは３（３）を参照）。

608 件のうち 286 件の発送経費を負担していた東京事務所では、本来、観光連盟の東京事務所駐在職員に係る経費について、全てを観光連盟に負担させることとしており、実際に事務所の使用料や光熱水費については経費負担相当額を観光連盟に請求している。また、予算資料において観光連盟運営事業費補助金の積算内訳を確認したところ、元連盟職員Ａが観光連盟に転籍した平成 25 年度には、宅配便送料を含む通信運搬費として約 300 万円が計上され、そのうち約 50 万円が東京事務所駐在職員の新たな配置に伴う増額分となっており、少なくとも平成 25 年度当初時点では宅配便送料を含む通信運搬費は全て観光連盟が負担する前提だったと考えられる。しかし、近年では、元連盟職員Ａが東京事務所備え付けの発送伝票を自由に使用し、宅配業者が東京事務所に集荷に訪れる際に通常の発送分と同様に集荷してもらうことが常態化していた。その中には、歯科医院、自動車ディーラー、スナック等を発送先とする伝票も存在していたが、東京事務所が元連盟職員Ａに対して発送の経緯を確認することはなかった。観光連盟が元連盟職員Ａに対して経費の縮減を依頼した際、観光連盟から発送すべき物品の一部を東京事務所から発送する等の経費縮減策を講じている旨、元連盟職員Ａが回答したこともあったが、東京事務所ではこうした取扱が発生した時期や経緯を把握しておらず、その回答の真偽は不明である。

また、608 件のうち 10 件の発送経費を負担していた農産物流通課では、あらかじめ農産物流通課が発注した物品を元連盟職員Ａの指定場所に納品する場合に、送料込みの物品の発注経費を支払い、受注者から指定場所に直接納品させることがあった。農産物流通

課に納品された場合には、職員が観光連盟に持ち込むなどして、観光連盟が発送等を処理して経費を負担していたため、従前は基本的に発送経費を農産物流通課が単独で負担する取扱とはしていなかった。しかし、県の事業の一環として発送する物品の発送経費を観光連盟が負担することについて観光連盟で疑義が生じたため、近年では、観光連盟から対応の改善を求められた農産物流通課において、農産物流通課が手配した物品の一部の発送は自ら負担することとしていた。

イ　個別の発送品目の状況

発送伝票に記載されている発送品目を確認したところ、観光連盟の経費において発送することが通常想定される品目であるノベルティ類が 149 件、ＰＲ用品類が 47 件確認された（1 件の発送において複数種類の品目が記載されている場合は、それぞれに計上している。以降も同様)。一方、送付先が妥当かどうかを確認する必要がある品目として、食品類が 124 件、酒類を含む県産品類が 66 件、水が 73 件、書類等を含むその他が 92 件確認されたほか、品目がサンプルとのみ記載され内容が不明なものや、空欄で記載のないものが 85 件確認された。

ウ　個別の発送先の状況

調査チームでは、発送伝票に記載されている発送先のうち、県又は観光連盟の事業との関係性が確認できない者について関係 3 部の当時の職員に確認し、それでも不明な場合は発送伝票に記載されている連絡先の情報をもとに発送先と県・観光連盟又は元連盟職員Ａとの関係性を確認した。

その結果、東京事務所や元連盟職員Ａの自宅、中京圏の元連盟職員Ａ宿泊先などの元連盟職員Ａ本人あての発送が 221 件と最多であった。次いで鉄道事業関係者あてが 84 件、飲食業者あてが 50 件、芸能関係者あてが 30 件、連盟職員あてが 20 件、県との関わりがもともと薄い県外の者であって元連盟職員Ａが前知事との面談を設定した者（以下「知事面談者」という。）あてが 18 件、県職員あてが 14 件確認されたほか、上記以外の関係者（以下「その他関係者」という。）あても 71 件確認された。その一方で、県や観光連盟の事業との関係性が確認できない元連盟職員Ａの個人的な知人・友人あてが 83 件、元連盟職員Ａの親族あてが 9 件確認されたほか、県や観光連盟とも元連盟職員Ａとも関係性が確認できない相手方（以下「属性不明者」という。）への発送も 8 件確認された。

エ　県費負担の妥当性について

（ア）本人あての発送について

本人あての発送については、いずれも元連盟職員Ａが受領後にイベント会場や飲食店等に搬入している可能性が否定できず、県費負担の妥当性がないとまでは認められない。

（イ）鉄道事業関係者等あての発送について

鉄道事業関係者、飲食業者、芸能関係者及び知事面談者あての発送については、いずれも元連盟職員Ａが県産品の取扱の促進や県事業のＰＲ、県政運営上のキーパーソンとの関係性の構築を図る趣旨で発送しているものと評価でき、県費負担の妥当性はあると認められる。

（ウ）連盟職員等あての発送について

連盟職員及び県職員あての発送については、いずれもイベント資材等の受け渡しを目的に発送しているものと評価でき、県費負担の妥当性はあると認められる。

（エ）その他関係者あての発送について

その他関係者あての発送 71 件のうち 38 件については、①発送先が県産品の取扱と関連する事業者や県事業のイベント会場である場合、②品目がノベルティ、ＰＲ用品やイベント資材である場合、③ノベルティ等の受領及び活用を相手方が証言している場合、又は④品目が書類であり、発送先との私的な関係がない場合のいずれかに該当し、いずれも元連盟職員Ａが県産品の取扱の促進や県事業のＰＲを図る趣旨で発送しているものと評価できるため、県費負担の妥当性はあると認められる。

また、8 件については、①発送先が県産品取扱関連事業者や県事業イベント会場ではないものの、品目が不明である場合、②品目が水であり、（ア）相手方に県事業のＰＲに関する認識がある場合若しくは（イ）相手方に対して同時期に別の水を県事業のＰＲ目的で発送している場合、又は③品目が書類であり、発送先と公私両面で関係がある場合のいずれかに該当し、元連盟職員Ａが県事業のＰＲのために広報資料や広報グッズを送付した可能性や県事業の開催に必要なイベント資材等を送付した可能性が否定できないため、県費負担の妥当性がないとまでは認められない。

一方、残りの 25 件のうち、これまでに返還請求の対象と整理済みの飛騨牛の発送１件及び富有柿の発送２件を除く 22 件については、①県産品の取扱と関連がなく、元連盟職員Ａが顔つなぎをする必要のない県内農家に対し、食品や県産品、水、サンプルを発送している場合、②県産品の取扱と関連がない中小企業支援団体や経営コンサルタントに対して水を発送しており、相手方に県事業のＰＲに関する認識がない場合、又は③県事業の契約の相手方に対し、県事業とは無関係で必要のない物品を発送している場合のいずれかに該当し、いずれも当該発送に県事業のＰＲや県産品の取扱の促進を図る目的があったとはいえないため、県費負担の妥当性はないと認められる。

（オ）知人・友人等あての発送について

知人・友人あての発送 83 件のうち１件については、発送先がＰＲ用品の受領及び活用を証言しているため、県事業のＰＲを図る趣旨で発送しているものと評価でき、県費負担の妥当性はあると認められる。

また、知人・友人あての発送のうち 6 件については、①品目がノベルティやパンフレットであり、発送先がその受領を否定していない場合、又は②品目が不明であっても（ア）

発送先がノベルティやパンフレットの受領を証言している場合若しくは（イ）発送先へのほかの発送品目にノベルティやパンフレットが含まれる場合のいずれかに該当し、元連盟職員ＡがノベルティやＰＲ用品を送付して県事業のＰＲを図った可能性が否定できないため、県費負担の妥当性がないとまでは認められない。

一方、知人・友人あての発送のうち 76 件（③において返還請求の対象と整理済みの飛騨牛の発送１件を含む。）及び親族あての発送 9 件については、①品目が食品、県産品、水、サンプルやその他（電化製品、食器、書類等）である場合、②品目がノベルティやパンフレットであるものの、発送先がその受領を否定している場合、又は③品目が不明であるものの、発送先がノベルティやパンフレットの受領を証言しておらず、発送先へのほかの発送品目にも②を除いてノベルティやパンフレットが含まれない場合のいずれかに該当し、元連盟職員Ａが個人的な交流や近所付き合い、私的な取引の御礼を目的に発送しているものと評価できるため、県費負担の妥当性はないと認められる。なお、上記 76 件の中には、品目がノベルティとなっていても実際は発送先が飼育するペットの餌を発送している場合や、岐阜県産の食材と称して実際は淡路島産のタマネギを発送している場合なども確認されている。

なお、３（３）で後述する立替払いのうち１件についても、発送先が知人・友人（次頁の表の No.18）あてであり、かつ、品目が食品である場合に該当し、元連盟職員Ａが個人的な交流等を目的に発送しているものと評価できるため、県費負担の妥当性はないと認められる。

（カ）属性不明者あての発送について

属性不明者のうち個人あての発送 4 件及びホテル事業を有する法人あての発送１件については、発送先の属性や業態によっては元連盟職員Ａが県事業のＰＲや県産品の取扱促進を図った可能性が否定できず、県費負担の妥当性がないとまでは認められない。

一方、法人又は個人事業主あての発送 3 件については、元連盟職員Ａの発送の意図は判然としないものの、いずれもその業態等から判断して発送先に県事業や県産品の取扱と関連がないと評価できるため、その発送にも県産品の取扱の促進や県事業のＰＲを図る目的があったとはいえず、県費負担の妥当性はないと認められる。

以上から、元連盟職員Ａが手配又は自ら処理した発送のうち 113 件（東京事務所 55 件、観光連盟 58 件）については県費で負担することが不適正であり、その発送経費 138,432 円（東京事務所 62,609 円、観光連盟 75,823 円）は返還請求の対象とした（③及び⑤において返還請求の対象と整理済みの飛騨牛及び富有柿の発送 4 件を除く 109 件の具体的な内訳は次頁の表のとおり。）。

（参考）県費負担の妥当性がない発送のうち整理済みの4件を除く109件の内訳

属性	No.	都道府県	相手方	件数	食品	県産品	水	ノベルティ	PR用品	その他	不明	発送先への確認結果
その他関係者	1	東京都	独立行政法人	1件			○					何かのイベント会場で知り合い、あいさつと名刺交換をした。
	2	神奈川県	コンサル会社	2件			○					元連盟職員Aが産経センターの頃、ベンチャー関係で仕事を受けた。つながりは前知事とはあるが、元連盟職員Aとはない。
	3	岐阜県	作家B	1件						○		元連盟職員Aから「新しい炊飯器を買ったので、送ろうか？」と打診があり、受け取った。令和5年イベントとは無関係。
	4	岐阜県	農家	14件	○	○	○			○	○	東京のお菓子などが送られてきたことがある。
	5	岐阜県	農家	4件	○	○	○	○				元連盟職員Aが活用しきれずに余った物をお裾分けでもらった。
知人・友人	6	北海道	建設会社	1件	○							知人の紹介で知り合って３～４回飲み会を行った御礼で送ってもらった。単なる飲み友達。
	7	青森県	個人	7件	○	○		○	○		○	昔からの友人。PR用品をもらった記憶はない。
	8	東京都 千葉県	個人	4件	○		○					近所付き合いがあった。
	9	東京都	個人	1件			○					引っ越しの関係で元連盟職員Aはお客さんだった。お中元か取引の御礼名目でもらった記憶がある。
	10	東京都	個人	3件	○						○	友人の友人として元連盟職員A主催のパーティーに参加した。医療機関に勤めており、コロナ禍に陣中見舞いをもらった。
	11	東京都	占い関係者	7件	○	○	○			○		知人から元連盟職員Aを紹介された縁で知り合った。近所付き合いがあった。
	12	東京都	自動車販売会社	1件		○						元連盟職員Aは会社の顧客。取引の御礼として送られてきた。
	13	東京都	個人	4件			○					近所付き合いがあった。
	14	東京都	司法書士事務所	1件						○		元連盟職員Aが経営する会社で関係がある。書類が送られてきた。
	15	東京都	弁護士	12件	○		○	○		○	○	元連盟職員Aは依頼者であった。個人的なプレゼントとして受け取った。
	16	岐阜県	個人	3件				○			○	元連盟職員Aが客として来店していたスナックで知り合った。
	17	岐阜県	スナック	22件	○	○	○	○		○	○	スナックの客が店に元連盟職員Aを連れてきた際に知り合った。
	18	岐阜県	中古車販売会社	4件	○	○			○	○		元連盟職員Aにお金を送ったり、車や宝石、米を買ってあげたりしたお返しがたまに元連盟職員Aから送られてきた。
	19	岐阜県	個人	1件			○					（元連盟職員Aの公用携帯のメッセージ履歴から、元連盟職員Aの知人又は友人であることを確認）
	20	岐阜県	個人	2件	○	○		○				元連盟職員Aが高山に出張で来た時、アルバイト先で知り合った。お中元を贈ったら、お返しが送られてきた。
	21	宮崎県	個人	2件	○				○			親戚の知り合い。私が農産物を送った際に御礼でお菓子を送ってもらった。PR用品を送ってもらった記憶はない。
親族	22	大阪府	個人	3件	○						○	元連盟職員Aは親類。
	23	大阪府	個人	6件	○	○					○	（No.22の確認結果から、元連盟職員Aの親類であることを確認）
不明	24	東京都	歯科医院	1件			○					元連盟職員Aという人物について全く覚えがない。
	25	東京都	自動車雑誌記者	2件	○		○					（元連盟職員Aとの関係性は不明）

（２）元連盟職員Ａからの求めに応じた報酬の増額

元連盟職員Ａに対しては、令和 4 年度まで、県で一般的な事務に従事する会計年度任用職員と同等の報酬（R4： 1 日 6 時間勤務、月額 142,717 円）が支払われていた。

令和５年１月中旬、元連盟職員Ａが前知事に対して次年度の報酬の増額を求めたため、前知事が副知事Ｉに対して「何とかならないか」と検討を指示した。

副知事Ｉから指示を受けた観光国際局では、元連盟職員Ａの実績・能力については評価していたこともあり、理由が整理できる範囲内で報酬を増額することを検討した。その結

果、年間約 50 万円の増額案で副知事Ｉに協議したところ、副知事Ｉの「年 50 万円増では知事は収まらない印象」との発言により、前知事から１回で了解を取り付けることを目的に、年間約 100 万円の増額案とすることとした。

同月下旬、副知事Ｉから前知事に対して検討結果が伝えられた。令和５年度から、元連盟職員Ａの報酬を、県で相当高度な資格又は経験を要する業務に従事する会計年度任用職員と同等の報酬（R5：1 日 7 時間勤務、月額 213,883 円（実績ベース））とすることが決定され、観光連盟に対する補助金が増額された。

これは予算案が決定する間近のことであり、当時の財政課では、本来の水準で精査や査定をすることができなかった。また、財政課の職員は、後述する、令和５年度から元連盟職員Ａに係る旅費と時間外手当の予算が大幅に増額された件と併せて、「後味の悪い予算要求であり、上層部と懇意であれば、必要性等がなくても予算が付く組織であることに大いに疑問を感じた」旨証言している。

なお、前知事自身は、元連盟職員Ａの報酬の増額について、「記憶にない」と証言しており、その一方で、「関係団体の一職員の給与について、いちいち適正かどうか検討するよう指示することは日常的にはない。」旨証言している。また、副知事Ｉは、前知事から「（元連盟職員Ａには）実績があるから報いたいみたいな、そういうお話」をされた旨証言している。

３　観光連盟における支出

観光連盟において、元連盟職員Ａは、県産品をＰＲするためのイベント等の業務に携わっていた。しかし、元連盟職員Ａの具体的な業務内容は、観光連盟組織内で情報共有がされておらず、常務理事、事務局幹部、職員の間の意思疎通も十分図られていなかった。

前述のように観光連盟内においても元連盟職員Ａに協力せざるを得ない状況の中で、元連盟職員Ａの申告どおりに旅費や時間外勤務手当が支給され、元連盟職員Ａの求めに応じて荷物の発送やノベルティ購入などが行われていた。元連盟職員Ａが関わったと推測される支出について、観光連盟事務局は、令和２年度、令和３年度及び令和６年度は毎年１千万円前後、元連盟職員Ａらの旅費や時間外勤務手当が大幅に増加した令和４年度及び令和５年度は年１千５百万円以上の規模であったと整理している（給与等の義務的経費を含む。）。特に出張や時間外勤務などは事後承認であり、業務内容の把握や必要性の判断も不十分であった。

令和５年度末ごろから、こうした状況や元連盟職員Ａの言動等を改善するため、観光連盟内において観光連盟事務局が中心となって元連盟職員Ａに対する指導等が行われつつあったが、観光連盟組織内の意思疎通は不十分なまま立替金詐取事案及び装飾品代金詐取事案が発覚することとなった。

県調査チームにおいては、元連盟職員Ａが関わったと推測される支出について、観光連盟が補助金交付要綱の規定に基づいて保存していた令和２年度以降の会計書類等をもと

に不適正な支出の有無を確認した。

（1）観光連盟における旅費の支給状況

＜状況＞

・令和 2 年度から令和 6 年度までの元連盟職員Ａの出張及び宿泊の状況等は以下のとおり。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
出張日数（日）	126	191	268	284	82
うち中京圏への出張	64	107	180	183	50
うち宿泊（泊数）	20	42	106	108	27
旅費支給額（円）	1,413,456	2,208,175	3,211,929	3,274,618	893,909

注：令和 6 年度は旅費支給期間（4～7 月）を対象。

・元連盟職員Ａの出張は、ほぼ出張の都度、元連盟職員Ａから連盟職員Ｌの公用携帯のＬＩＮＥに報告があり、連盟職員Ｒがこの報告をもとに、必要に応じて宿泊証明書や駐車場代等の領収書を元連盟職員Ａから入手した上で、出張命令・復命書をまとめて作成し、観光連盟内で決裁されることが常態化していた。

・業務内容も「打合せ」「面談」「搬入」など簡単な記載しかなく、特に連盟職員が同行しない都内を中心とした単独出張については、打合せの内容や相手方の記載もないため、業務内容の確認ができない状況であった。

・元連盟職員Ａは連盟職員に「連盟役員Ｋの了解を得ている」と伝え、連盟職員もほぼ毎朝、元連盟職員Ａから連盟役員Ｋに電話があるため、連盟役員Ｋが把握しているだろうと考えていたが、連盟役員Ｋには日々の具体的な出張先や業務内容の報告を受けていた認識はなかった。

ア　訪問回数が多い訪問先等へのヒアリング調査

・元連盟職員Ａの企画したイベント等により関係のあった以下のホテルや会社及び観光連盟が任命する特使の店舗は出張の回数も多いことから、調査チームでは当時の会長や社長等関係者に対するヒアリング調査を実施した。

・関係者に元連盟職員Ａの訪問実績を示して確認したところ、「明確には分からないが、頻繁に来ている印象で、概ねこの程度の訪問はあったのではないか。」との回答であった。

（令和２～６年度における回数の多い訪問先等）

・名古屋市内のホテルＢ　280 回

・都内のフランス料理店　107 回

・名古屋市内の百貨店　82 回

・鉄道事業者系列のレストラン経営事業者（名古屋市内）　72 回

・名古屋市内のホテルA　41回
・高山市内のホテル　38回
・都内のステーキ料理店　15回

・この中で、鉄道事業者系列のレストラン経営事業者の元役員については、同様の意見であったものの、元役員個人の手帳と元連盟職員Aの訪問実績を照らし合わせたところ、26回の面談は手帳に記録がなかった。また、うち1件（令和5年7月25日）は都内の飲食店で午後6時から元連盟職員Aほかと会食した記憶があった。ただし、元連盟職員Aから急に社外に呼び出され、アポなしで会ったことや、同社の別の社員が対応したこともあったとのことであった。

・また、都内のステーキ料理店のシェフは、「予約システムで確認する限り、（調査チームが示した）訪問日（元連盟職員Aの訪問実績の日）の全15回について予約もなく、令和元年7月9日を最後に、当店を訪れた記録がない。また、別途打合せを行った記憶もない。」旨述べている。同店が完全予約制でカウンターのみの店舗規模であるから、シェフ以外のスタッフが対応した可能性も低いため、来店記録のない令和元年7月9日以降は、訪問していない蓋然性が高く、訪問実績はないと判断した。

イ　用務目的に疑義がある訪問先へのヒアリング調査

・連盟職員が同行せず元連盟職員Aの単独行動となっている首都圏内や関西圏への出張について、旅費の請求書等を確認したところ、計211箇所の用務先が確認され、その延べ訪問回数は668回だった。

・調査チームから元連盟職員Aに対して、出張の目的等が判然としない不動産会社、スポーツクラブ、美容室、会員制クラブを例示して出張目的を質問予定項目として示したところ、元連盟職員Aから「（不動産会社は）岐阜県産のタイルを使ってほしいとのお願いをしに訪問」「（その他の訪問先も）業務に関連して訪問したもの」「（スポーツクラブ、美容室及び会員制クラブは、）県産品の取扱いをお願いするために行っていた」との回答があった。

・調査チームは、そのうち観光等との関連性に疑義がある出張先86箇所（170回分）に対してヒアリングを行った。

・その結果、（ア）元連盟職員Aが訪問してきた記録又は記憶があることが確認された訪問先が17箇所、（イ）元連盟職員Aが訪問してきた記録も記憶もないことが確認された訪問先が26箇所、（ウ）元連盟職員Aが訪問してきた記録があることが一部のみ確認され、残りは記録がないことが確認された訪問先が1箇所、（エ）元連盟職員Aが訪問してきた記録がないことが一部のみ確認されたものの、それ以外は訪問の有無が確認できなかった訪問先が2箇所、（オ）当時の訪問受付記録の廃棄や在籍職員の退職、訪問先の廃業等の理由から元連盟職員Aの訪問の有無が一切確認できなかった訪問先が40箇所あった。

・訪問が確認された（ア）及び（ウ）の 18 箇所のうち（ア）の開運グッズ販売会社、弁護士事務所及びイベント関連会社の計 6 箇所については、観光等との関連性が認められない私的な訪問であったことがヒアリングによって確認された。
・一部又は全部の訪問の有無が確認できなかった上記（エ）及び（オ）の 42 箇所について更に個別に検討したところ、元連盟職員 A が知事面談を設定した企業に関連する訪問先が 2 箇所、元連盟職員 A が過去に企業交流会に招待した実績のある訪問先が 2 箇所、県に過去に派遣されていた職員が復帰している訪問先が 3 箇所、一般人が私用で訪問することが一般に想定されない公的性質の強い訪問先が 13 箇所、同業他社が県産品の販路拡大等で県や観光連盟と関係性がある訪問先が 18 箇所、業態が不明な訪問先が 1 箇所あった。これら 39 箇所については、前知事等との面談調整や、県産品の販路拡大、観光イベントの会場確保、雑誌への県特集の掲載に関する打合せなどを目的に訪問した可能性を否定することができない。
・一方、（エ）及び（オ）の 42 箇所のうち上記の 39 箇所を除いた（オ）のうちの 3 箇所については、それぞれ以下のとおり判断した。

〇インナーウェア専門店（百貨店内店舗）

調査への協力は得られなかったものの、業態から県産品の売込みは想定し難く、そもそも売込みであれば、店舗ではなく本社を訪問することが適当であることから、実際はそうした売込みは行われていないものと判断した。

〇コンサートホール

施設の性質から観光イベント会場の確保に関する打合せ用務が想定されるが、事業所の休業日の訪問であったこと、用務内容に打合せや面談等の記載はないこと、当日の公演内容と県との関連性も認められないことから、実際はそうした打合せは行われていないものと判断した。

〇化粧品販売会社

元連盟職員 A の公用携帯のメッセージ履歴から、元連盟職員 A と販売会社代表者との間の私的な関係に基づく訪問と判断した。

・以上から、（ア）のうちの 6 箇所、（イ）の全 26 箇所及び（オ）のうちの上記 3 箇所への訪問並びに（ウ）の 1 箇所及び（エ）の 2 箇所への訪問の一部については、その実態がないこと又は実態があったとしても私的なものであったことが確認されたことから、これら 38 箇所への計 56 回分の訪問に係る出張旅費計 91,904 円については返還請求の対象とする。

※上記 38 箇所のうち、個別に評価を検討した（オ）の 3 箇所を除く 35 箇所の訪問先へのヒアリングの状況については次頁の表のとおり。

（参考）返還対象のうち確認不可の3箇所3回分を除く35箇所53回分の訪問先一覧

分類	No.	用務先	出張回数	確認結果
記憶あり	1	開運グッズ販売会社	1	家が近所なので近所付き合いがあった。食事をしたことはあるが、岐阜県との繋がりはない。元連盟職員Aと何か打合せをしたつもりはなく、元連盟職員Aが出張してきたというのは考えられない。
	2	開運グッズ販売会社	1	
	3	開運グッズ販売会社	1	
	4	開運グッズ販売会社	1	
	5	弁護士事務所	1	元連盟職員Aとは懇親会で知り合った。当日は、相談者に同伴して来所された。
	6	イベント関連会社	1	当社との関係はないが、個人的に元連盟職員Aとお付き合いがある。
記録・記憶なし	7	電子部品製造業者	4	代表には元連盟職員Aについての記憶がない。岐阜県との繋がりはない。
	8	社会事業団体	3	元連盟職員Aのことは存じ上げない。岐阜県との繋がりはない。
	9	住宅メーカー	2	受付記録を確認したが、両日とも元連盟職員Aの記録はない。
	10	建設会社	2	受付記録を確認したが、両日とも元連盟職員Aの記録はない。
	11	美容室	2	データを確認したが、本社及び店舗に訪問された記録はない。会長の予定も確認したが、そのような予定はなかった。私的な予定の時間もなかったと思う。
	12	美容室	2	
	13	官公庁	2	各部署が登録するデータ及び当日来庁時に登録した書類を確認したが、元連盟職員Aの登録はなかったため、訪問はないと思う。
	14	アクセサリー販売会社	2	社長や現場スタッフには元連盟職員Aについての記憶がない。
	15	衣類附属品専門店	1	スタッフに確認したが、元連盟職員Aは存じ上げず、お客様履歴にも残っていなかった。打合せであれば本店で行うため、当店で打合せはない。
	16	情報サービス業者	1	訪問者情報を登録している社内コミュニケーションアプリで確認したが該当はない。また、当時在籍した職員も知らないとのことだった。
	17	コンテンツ制作関連会社	1	岐阜県との繋がりは全くないため来訪されていないと思うし、元連盟職員Aも存じ上げない。カラ出張ということではないか。
	18	高級クラブ	1	オーナーは元連盟職員Aを存じ上げず、連絡帳にも名前が無かった。
	19	独立行政法人	1	イベント会場で元連盟職員Aと知り合い挨拶と名刺交換をしたことがある。 元連盟職員Aが当時訪問してきた記録はなく、外出先で会った記憶もない。
	20	家電量販店	1	（用務先エリアに該当店舗は存在していない。）
	21	ネットサービス運営会社	1	該当地域に弊社の関連会社は存在しない。
	22	金融機関	1	前任者には元連盟職員Aとの面識はない。名刺交換していれば全てクラウドに登録しているが、元連盟職員Aの登録はなかった。
	23	自動ドア製造メーカー	1	当時の営業部長に確認したが、元連盟職員Aは存じ上げないとのこと。 岐阜県との窓口は私が対応しているが、私も元連盟職員Aとの面識はない。
	24	経営コンサルタント業者	1	元連盟職員Aは存じ上げず、面談の記憶もない。岐阜県と繋がりもない。
	25	ITコンサルタント業者	1	代表は元連盟職員Aを存じ上げないとのこと。名刺や連絡先の記録もない。
	26	占い事業者	1	社内連絡ツール、メーリングリスト、カレンダー上で元連盟職員Aの記録はなく、業務委託先の関係者リストにも元連盟職員Aの記録はなかった。
	27	社内教育資料制作会社	1	元連盟職員Aは存じ上げないし、来訪もされていない。
	28	美容室	1	元連盟職員Aが顧客として来店した際に岐阜県産のハサミをもらっていたようだが、元連盟職員Aが来店したとされる日の来店記録はなかった。
	29	リゾート施設運営会社	1	社長に元連盟職員Aについて確認したが記憶にないとのことだった。
	30	公的迎賓施設	1	当時は一般の方が入れない接遇対応期間中。打合せなどはなかったと思う。
	31	美容室	1	来店記録には元連盟職員Aの記録は存在しない。
	32	歯科医院	1	院長には元連盟職員Aの面識はなく、患者でもない。
記録あり／記録なし	33	会員制社交クラブ	7	9回中2回のみ会員と同伴で入館されている。当クラブは氏名の事前登録と当日の身分証提示が必要なため、別日の入館は無いと思う。
記録なし／確認不可	34	プライベート・コンシェルジュサービス運営会社	2	代表には元連盟職員Aとの面識はなく、代表個人の手帳にも該当日に面談した記録が無いため、訪問はないと思う。編集長については既に退社済みのため、確認できない。岐阜県との繋がりはない。
	35	官公庁	1	令和5年度は記録が残っていないため確認できない。令和6年度は、事前登録及び当日の面会票も確認したが、元連盟職員Aの記録はない。

注：用務先は全て都内である。

ウ　弁護士による宿泊先施設への調査の実施等

・宿泊については、県内外の 21 ホテルに対し、領収書等で実績が確認できている宿泊（※）を除く合計 287 泊の宿泊実績の有無について、弁護士から、宿泊先に対して、宿泊の有無についての確認を行った。

・その結果、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）や社内規定により記録がないこと等を理由に不明と回答があった 105 泊分を除く 182 泊分について、160 泊は申請どおりの宿泊が確認できた一方、残りの 22 泊については宿泊実績がないことが確認されたため、当該宿泊に係る宿泊料として元連盟職員Ａに支給していた 222,200 円については返還請求の対象とする（元連盟職員Ａが再逮捕後に不起訴処分となった 3 泊分を含む。）。

・なお、調査チームから元連盟職員Ａに対して具体的な宿泊日を提示して宿泊実績の有無を質問したところ、元連盟職員Ａから「提示日の宿泊の有無は覚えていないが、申請した宿泊先とは別の宿泊先に宿泊したことがある。」との回答があった。

・この点については確かに上記 22 泊中少なくとも 5 泊については申請施設の近隣施設への宿泊が確認されている。しかし、実態と異なる旅費申請が行われていたことに変わりは無いため、他施設に宿泊していた事実が上記結論を左右するものではない。

・上記 105 泊のうち令和 4 年 6 月 16 日の宿泊については、出張命令とは別の施設に宿泊していたことが確認され、命令どおりの実績がないと認められることから、当該宿泊に係る宿泊料 9,800 円についても返還請求の対象とする。

・上記 287 泊とは別に、令和 6 年 2 月 3 日に名古屋市内で宿泊していたことが判明したことに伴い、同日の名古屋市から東京都内への出張命令及び翌日の東京都内から名古屋市への出張命令については、命令どおりの実績がないと認められるため、当該出張に係る交通費 23,180 円についても返還請求の対象とする。

・令和 6 年 6 月 30 日に岐阜市内ホテルでの私的な宿泊が確認されたことから、同年 7 月 1 日の東京都内から名古屋市への出張については、出張命令に基づく実績が認められないため、当該出張に係る交通費 11,280 円についても返還請求の対象とする。

（※）宿泊料は定額を支給するため、宿泊施設の証明を受けた宿泊証明書を根拠資料として会計処理するのが原則である。観光連盟が領収書の提出を受けていたのは、定額の範囲内での宿泊が困難であるとして元連盟職員Ａが宿泊料の増額調整を求めた場合や、自らが宿泊する客室においてイベント物資を保管する必要があるとして宿泊料ではなく使用料により経費を精算した場合など、例外的な処理を行った場合のみである。

上記の場合には客室代を満額で精算しているため、定額支給時と比べて経費が追加で発生している形となっているが、調査チームにおいて当時の資料等を確認した結果、当時の増額調整に係る協議内容や使用料による精算理由に特段の不備はなく、当時、増額調整が不要であったことや物資保管を客室で行う必要がなかったことを

示すような事情も特に見当たらないため、これらの追加経費については返還請求の対象外とする。ただし、使用料での精算に関しては、通常、東京駐在の職員が中京圏に滞在する際に宿泊施設に宿泊するのは不可避であり、実態としては宿泊が客室確保の主たる目的であって、物資の保管は従たる目的に過ぎなかったと考えられるため、今後は、目的の軽重を踏まえた経費での精算が必要であると考えられる。

エ　その他

・元連盟職員Aの公用携帯を確認した結果、令和4年11月15日の午前7時ごろに新幹線で都内から名古屋市内に移動している旨のメッセージ送信履歴が確認された。回答が得られなかった上記105泊のうち1泊は上記メッセージ送信日の前日であり、前日の申請上の宿泊施設は愛知県内の施設であることから、命令どおりの実績がないことが明らかであるため、当該宿泊に係る宿泊料10,900円について返還請求の対象とする。また、同メッセージから、東京都内から名古屋市内への移動日が出張命令上の11月14日ではないことが明らかであるため、当該移動に係る交通費11,280円についても返還請求の対象とする。

＜補助金返還＞

■旅費（宿泊料）に係る旅費補助金返還額：２４２，９００円

・出張命令書・復命書に記載された内容どおりの宿泊実績がないことが確認された以下の宿泊旅費の支給は、補助金実績報告で報告された交付決定の内容と異なるため、観光連盟は県に対して補助金を返還しなければならない。なお、装飾品代金詐取事案に係る補助金返還は、観光連盟が補助金返還額を確認し、観光連盟から県に申入れをして返還しているため加算金を課していないが、県調査チームが今回の調査で確認し、県から返還請求する補助金返還額に対しては、加算金を課すものとする（以下同様。）。

ホテル名	泊数	支給単価	返還対象額
岐阜市内のホテルA	8泊	9,800円	78,400円
岐阜市内のホテルB	3泊	9,800円	29,400円
名古屋市内のホテルB	3泊	10,900円	32,700円
高山市内のホテル	3泊	9,800円	29,400円
大阪府内のホテル	2泊	10,900円	21,800円
恵那市内のホテル	2泊	9,800円	19,600円
名古屋市内のホテルC	1泊	10,900円	10,900円
名古屋市内のホテルD	1泊	10,900円	10,900円
岐阜市内のホテルC	1泊	9,800円	9,800円
合　計	24泊	－	242,900円

■旅費（交通費）に係る補助金返還額：１８７，０９４円

・出張命令書・復命書に記載された内容どおりの出張実績がないこと又は出張目的が私

的な内容であることが確認された以下の出張旅費については、補助金実績報告の際に報告して額の確定を受けた内容と異なる経費に当たるため、観光連盟は県に対して補助金を返還しなければならない。

旅費の内容	件数	返還対象額
ア関係（都内のステーキ料理店への実態のない訪問）	15 件	49,450 円
イ関係（首都圏内の実態のない訪問又は私的訪問）	56 件	91,904 円
ウ関係（名古屋・東京間の実態のない移動）	2 件	34,460 円
エ関係（東京から名古屋への実態のない移動）	1 件	11,280 円
合　計	74 件	187,094 円

＜観光連盟に対して改善を求める事項＞

・観光連盟において、元連盟職員Ａの業務内容を正確に把握できていなかったことに起因するものであり、結果として、元連盟職員Ａの申出のまま旅費が支給されていた。今後は出張にかかる事前命令の手続きを徹底するとともに、事後においても面談者や打合せ内容などを確認できるような復命を作成するなど、手続き等を改善すること。

・観光連盟内において、元連盟職員Ａの出張先や業務内容に関して、連盟役員Ｋ以下職員の間で意思疎通が十分図られていなかった。このため、出張命令時に業務内容等を組織として十分確認・認識した上で出張命令を行うこと。

・元連盟職員Ａから出張の目的及び業務内容として回答のあった「県産品の取扱いをお願いする」ことについては、補助金交付要綱の「対象経費」や観光連盟の定款で定める「目的」において排除する規定等はない。このため、観光連盟において、業務の範囲を明確にし、職員を出張させる場合には業務範囲に該当するか否かを予め確実に確認できるようにすること。

（２）観光連盟における時間外勤務手当の支給状況

＜状況＞

・元連盟職員Ａは、連盟職員に時間外勤務手当が支給されていることを知り、令和３年 12 月以降は、観光連盟において時間外勤務を申請して認められるようになった。このため、以下のとおり時間外勤務手当の支給が急増した。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
時間外勤務（時間）	240	1,375	1,212	315
時間外勤務手当（円）	416,760	2,605,877	2,945,513	769,564

注：時間外勤務時間数は観光連盟支給実績による。

・令和 4 年度及び令和 5 年度は、三六協定で定めた上限を超える年 1,000 時間超の時間外勤務が行われ、手当が支給されていた。連盟役員Ｋは、元連盟職員Ａに三六協定を順守するよう口頭や文書での指導を繰り返し行ったが、改善されなかった。ただし、令和

６年５月末に連盟役員Ｋと連盟事務局幹部ＡＭが元連盟職員Ａと面談して三六協定の順守を指導したところ、翌月からは時間外勤務が激減している（令和６年５月：104 時間→同年６月：27 時間）。

・元連盟職員Ａの時間外勤務は、深夜帯（22 時以降）や週休日・休日に多く行われていた。

・時間外勤務の手続きについては、ほぼ毎日元連盟職員Ａから連盟職員Ｌの公用携帯の LINE に業務終了時間の報告があり、連盟職員Ｌが業務内容について別途口頭による聞き取り等を行い、代理で時間外勤務命令簿を月単位程度でまとめて作成していた。その後、事務局長が命令欄に押印する形で決裁を取っており、事後処理が常態化していた。

・調査チームから元連盟職員Ａに対して、時間外勤務の具体的な業務内容や実施方法等について質問予定項目として示したところ、元連盟職員Ａから「LINE や電話等を使って、業務内容や終了時間等を連盟職員に報告していた。」と回答があった。

・鉄道事業者系列のレストラン経営事業者の元役員からは「休日と夜は急な案件以外は対応しておらず、当社との時間外でのやりとりはなかったと思う。」との話であった。また、元連盟職員Ａの東京事務所への入退室記録（電子キー）を確認したが、時間外勤務の実態解明につながる記録はなかった。

・連盟職員Ｌは、「元連盟職員Ａは電話で調整等を行い、連盟職員とも１～２時間程度の長電話をすることもあった」「出張先では現地での対応に加え、ホテルでの打合せや作業など、遅くまで対応させられることが多かった。」と証言し、名古屋市内のホテルＡの職員は、「イベントの際に、宿泊する自身の部屋で、配付する装飾品のラッピングを時間外にしていた。」などと時間外の活動について証言している。

・観光連盟が承認した時間外勤務のうち、実際に時間外勤務を行っていない時間を確認することはできなかった。

＜観光連盟に対して改善を求める事項＞

・出張と同様、時間外勤務を行うための事前事後の正式な手続きが行われておらず、業務内容を正確に把握していない。これにより結果として元連盟職員Ａからの申し出どおりに時間外勤務手当が支給されていたことに課題がある。今後は、時間外勤務に係る事前手続きを徹底するとともに、事後においても業務内容を正確に把握できるよう手続き等を改善すること。

（３）観光連盟における送料の立替払いの状況等

＜状況＞

・令和２～６年度の５年間で、元連盟職員Ａに関連する送料に係る立替払いが計 99 件あり、うち 57 件において送付先が不明であった。また、会計上は、領収書に基づき処理されているため、支払いの確認は行われているものの、元連盟職員Ａと連盟職員

が立替払いした送料は計 292 千円であり、うち 193 千円が送付先不明であった。

・立替払いは、元連盟職員Ａが立て替えて領収書のみを提出するケースや、元連盟職員Ａが連盟職員に支払いを指示するケースなどがある。

・連盟職員の証言によると、送付荷物は、連盟職員が知る限り、元連盟職員Ａや県の購入品や現地企業等の提供品等であり、８～９割は食品（野菜や肉）とのことであった。

・元連盟職員Ａに対し、具体的な送付先や前知事等県幹部職員への送付の有無を質問予定項目で示したところ、「（前知事等県幹部への送付は）ないと記憶している。」との回答があったものの、具体的な送付先については、回答を得られなかった。

・具体的な送付先を領収書の発行元に確認したところ、自宅への送付が一部判明した。

・観光連盟における荷物の送付については、提携先の伝票を使用することで、立替払いが不要となり、送付先も明確になるが、別の会社を使用することで、送付先を十分把握しえない状況となっていた。

・本調査では、送付先は不明であるものの、支払いは運送事業者からの領収書により確認できており、会計書類上の不正な支出や発送が行われていた事実は確認することができなかったが、送付先へのヒアリングにより私的利用と判断される支出が確認された。

・また、送付関係では、観光連盟は年３回程度、定期的に総額１万円前後の切手を調達して元連盟職員Ａに渡していた。元連盟職員Ａの解雇に当たり、観光連盟が残存する切手の返還と使用履歴を整理した書面の提出を元連盟職員Ａに求めたところ、調達した切手約 11 万２千円分のうち約２万８千円分が返還されたため、残りの約８万４千円分が使用されたと考えられるものの、使用履歴については回答がなかった。また、当時、観光連盟としても切手の管理簿を整備していなかったほか、当時の観光連盟や東京事務所の職員も元連盟職員Ａが切手を使用している場面を見たことがないため、元連盟職員Ａがどのような用途で切手を使用していたかを確認することはできなかった。

＜補助金返還＞

■私的利用に係る送料補助金返還額：８０，４７３円

・荷物の送付先からのヒアリングにより私的利用と判断した送料 60 件 80,473 円（立替分２件 4,650 円）は、補助金実績報告で報告された交付決定の内容と異なるため、観光連盟は県に対して補助金を返還しなければならない。

＜観光連盟に対して改善を求める事項＞

・送付先を含め送付目的が不明瞭であるものの、会計上の手続きとして領収書により支払いの確認はできるため、支出に不正があったとまでは言えないが、予算の適正な執行の観点から、送付先及び送付目的は明確にしておく必要がある。今後は、観光連盟

が提携する業者の活用を徹底するなど、送付先の明確化とともに、職員の負担軽減の観点からも、立替払いを不要とするよう手続き等を改善すること。

・切手の管理簿を整備し、適正な執行に努めること。

（4）観光連盟におけるレンタカーの利用状況等

＜状況＞

・令和４～６年度の３年間で、元連盟職員Ａ関連のレンタカーの利用が計 32 回あり、ヤリスやシエンタ、ノアといった車種の利用も確認されたものの、トヨタ・アルファードの利用が 12 回と多く確認された。車種により使用料の単価が異なるところ、トヨタのアルファードはノアに比べて１日当たりのレンタル代が約 2,900 円高いなど割高であるため、レンタカーの使用料（車体代のみ）ベースでは計 1,042 千円のうち 553 千円がアルファード使用分であった。支払い関係における会計上の問題は確認できなかった。

・観光連盟では公用車を保有していないため、元連盟職員Ａ以外の職員もレンタカーを利用しており、車種についてもアルファードの利用自体を禁止しているわけではない。

・車種の選定について、元連盟職員Ａは、逮捕前の観光連盟事務局の質問に対して、「お客が乗車する場合はアルファード、自分達だけの場合は小さな車、荷物がある場合はヴォクシー等を利用している。」と回答していたが、逮捕後の県の質問に対しては、文書で「連盟職員が、アルファードが良いと言うので同車をお願いしていた。」と回答しており、回答が変遷している。連盟職員は、「お客が乗車することも、現地で入手した野菜等の荷物をたくさん積載することも多かった。車種は元連盟職員Ａから「アルファードで。」と指定があった。自分は可能な限り、用途に応じた車種（シエンタなど）を促していた。」と述べている。

＜観光連盟に対して改善を求める事項＞

・車種により金額が異なるため、予算の適正な執行の観点から、用途に応じた適正な車種の選定が求められる。実態として、観光連盟内で、事前に車種の承認を得る手続きはなく、事後に使用車種を確認する状況にあったことが課題であったと考えられる。今後は組織として、事前に使用車種の必要性を検討できるように、レンタカーを使用する都度、事前決裁を作成し、事前承認を得るなど、手続き等を改善すること。

（5）観光連盟におけるノベルティの購入状況等

＜状況＞

・観光連盟においては、ノベルティ等を含む消耗品が数多く購入されているが、会計書類上問題がないことを確認した。

・その中で、元連盟職員Ａが「私の 50 万円」と言って購入したノベルティとして、連盟職員に確認したところ、２（１）③アで前述したエコバッグや、「さるぼぼ」「ライト付きボールペン」が挙げられたが、いずれも会計書類上の問題はなく、品目自体はイベント等において配布するノベルティとして一般的なものであった。
・元連盟職員Ａが関連したノベルティ購入の中には、有名なアニメキャラクターがあしらわれたタンブラーなど、岐阜県への観光誘客に資するか不明なものもあった。納品業者に確認したところ、キャラクター会社との制約事項上、販売促進用には使用できないことを元連盟職員Ａに事前に伝え、元連盟職員Ａも了承していたとのことであり、ノベルティとしての購入の妥当性には疑義もあるが、品目自体はイベント等において配布するのに一般的なものであり、支出自体が不適正とまでは認められない。
・立替金詐取事案等を観光連盟が把握した後に元連盟職員 A が発注したことが判明したノベルティについては、事前承認の手続きは取られていないものの、連盟役員Ｋが事後に承認する形で手続きが取られていた。
・元連盟職員Ａに対して、ノベルティに係る購入品、購入先、配布先の決定方法を質問予定項目として提示したところ、「ノベルティの選定は、見積もりを取るなどの手続きを経て、連盟職員を中心に行った。配布先は岐阜県フェア等のお客様に配布した。」との回答であった。
・ただし、元連盟職員Ａが関連したノベルティは、「全て元連盟職員Ａが業者及び商品の選定を行い、具体的な配布予定がないまま発注されたものであった」と連盟職員が証言している。
・購入されたノベルティのうち観光連盟で保管されているものは、管理台帳が作成され使用数などが管理されていた。一方で東京事務所に送付されたノベルティは管理されていなかった。

＜補助金返還＞

■私的利用に係る消耗品費補助金返還額：３，６５０円

・元連盟職員Ａが知人への首都圏土産（私的利用）として購入したと判断した菓子（**２（１）⑤**イを参照）1 件 3,650 円は、補助金実績報告で報告された交付決定の内容と異なるため、観光連盟は県に対して補助金を返還しなければならない。

＜観光連盟に対して改善を求める事項＞

・組織として配布時期や配布先などを検討して計画的に購入すること。
・購入時には購入先、購入数、購入金額も含め事前承認を得るなど、正規の手続きを取ること。
・購入したノベルティは、配布日、配布先、配布数などを適切に管理すること。

（6）県による補助金検査

観光連盟に対して運営費及び事業費を補助している観光誘客推進課は、補助事業終了後に検査を行っている。

令和6年度の補助金検査（検査対象は令和5年度分）においては、1,000時間を超える時間外が支出されていることなどについて観光連盟から申告があったものの、観光連盟が組織として執行の意思決定をして支出されたものであり、書類上の不備もないことから、観光国際部幹部ＡＥまで決裁した上で実績報告書どおり補助金額を確定した。また、令和6年4月30日の補助金検査では、県から観光連盟に対し、時間外勤務が過大となっている職員があり、労務管理を適切に行うよう口頭で指導がされている。

令和7年度の補助金検査（検査対象は令和6年度分）においては、観光連盟の規則に反する立替払いの事後承認など会計処理の問題があることが明らかになっていたが、補助対象外とまでは言えないとし、観光文化スポーツ部幹部まで決裁した上で実績報告書どおり補助金額を確定した。

補助金検査については、観光連盟事務局は「県による指摘を受ける形で共同して元連盟職員Ａに係る会計処理等について指導是正を図ろうとしたものの、県は固辞した。」などと主張しており、観光誘客推進課からは、「指摘を求められた内容は、理由があれば認められるものばかりで指摘するような状況ではなかった」などの主張があった。

しかし、本調査において明らかとなった元連盟職員Ａの人物像や観光連盟における雇用の経緯を踏まえると、元連盟職員Ａ解雇前の補助金検査についてはこれを重要な機会ととらえて元連盟職員Ａの振る舞いや関連する支出を是正し得る可能性があったが、十分な対応はなされなかった。

（7）県による財源補填

元連盟職員Ａが名古屋市内のホテル等で自ら企画したイベントを数多く実施した令和4年度は、観光連盟において、元連盟職員Ａ及び同氏に随行する連盟職員の活動費（旅費及び時間外勤務手当）が不足したため、観光連盟が県（観光国際局及び農政部）に対して財源の補填を依頼し、農産物流通課が観光連盟に対し、「県産ブランド農産物販売促進業務」を二度（9月、12月）にわたって委託し、計1,994,850円が支出された。（問題点は「Ⅲ２（１）③イ　県産ブランド農産物（宿儺かぼちゃ）販売促進業務委託」及び「ウ　県産ブランド農産物（いちご）販売促進業務委託」に記載）

また、令和5年度からは、前年度の元連盟職員Ａらの活動費の不足を踏まえ、観光連盟補助金の東京駐在書記（元連盟職員Ａ）の旅費を40万円から420万円に、時間外勤務手当を0円から1,820,856円（852時間分）に増額させた。

当該増額について、財政課の職員は、「一個人が行きたい出張に行くためだけに旅費と時間外勤務手当を増額することは看過できないと考えていたが、当時の観光国際局の主管課である観光企画課は、前知事と元連盟職員Ａが懇意であるためやむを得ない要求で

あるとの一点張りであり、財政課内協議でも財政課として認めるということでなく、上層部の指示だから仕方ないという雰囲気であった」旨証言している。

なお、観光連盟が元連盟職員Ａの勤怠管理を十分にできていないことは、関係部局の職員らもある程度認識していた。その中には上司に対して反対を表明する者もいたが、観光企画課が主導する中で、今後、三六協定を守らせた上で既に生じている時間外勤務手当や出張旅費については支払わざるを得ないという観光国際局幹部の方針で、副知事Ｉの了承を得て元連盟職員Ａの活動費を確保するために対応したものである。

4　元連盟職員Ａから職員に対する不適切な言動への対応状況

（1）不適切な言動の内容

元連盟職員Ａは、県と事業を実施する中で、職員に対し、自らが前知事と近い存在であることを吹聴しながら、人事への影響力を示唆する発言や侮辱・暴言など、高圧的な態度で自らの要求に従わせていた（別添：元連盟職員Ａの不適切な言動に関する証言参照）。

（2）県における対応状況

元連盟職員Ａの言動や要求に対し、業務上関わりのある職員が疲弊し、対応に苦慮していることは、職員の上司等だけでなく、その周囲の職員にも広く認識されていた。

そうした中、令和６年６月初旬に、行政管理課に対し、元連盟職員Ａの言動により職場環境が悪化している旨の詳細かつ具体的な情報が寄せられた。同月中旬、総務部幹部から報告を受けた前知事は「（元連盟職員Ａからの提案が）進めるべき政策ならやらなくてはならないが、必要のない政策なら断れば良い。是々非々で対応すれば良い」「改善シートには詳細に書いてあるので何とかしてほしいという思いの表れ。（情報提供者は解決を求めていなかったが）聞き置くだけではなく対応は必要」「申立てとは切り離し、関係部局長や課長が組織としての対応を考えるべき。副知事Ｉに対応を検討してもらうこと。」と指示し、当該指示は、副知事Ｉを通じて関係部局へ伝えられた。

その後、関係部局において、元連盟職員Ａの対応を幹部及び管理職でも分担して行うこととしたが、元連盟職員Ａによる暴言等は管理職に対しても行われた。担当者の負担は一部軽減され、行政管理課が７月に担当者の様子を確認した際には、体調等に異常は認められず、元連盟職員Ａの態度などが改善したように感じられるとの回答が担当者からあったものの、担当者と元連盟職員Ａとの業務上の関わりは断たれることはなかった。

（3）対応状況の評価

前知事まで情報が上がった後も解決に至らなかった要因は、「問題の共有」と「是正措置」の間に断絶があったことが挙げられる。当該時点においては、既に元連盟職員Ａの言動に深刻な問題があることが、現場だけでなく管理職にも広く認識されていた。このため、必要なのは元連盟職員Ａに対する関係性の整理や業務関与の制限といった具体的な是正

措置であったと考えられる。

しかし、実際には、前知事からの「是々非々で対応する」との原則的な指示が、副知事Ｉを通じて伝えられたにとどまり、元連盟職員Ａに対して直接指導等ができる者がいない以上、具体的な是正措置は講じられなかった。その結果、現場における元連盟職員Ａの言動や振る舞い等が改善されることはなかった。

Ⅳ　原因と再発防止の取組

1　本事案の原因と考えられる事項

岐阜県庁では、少なくとも平成以降、知事の強力なトップダウン型のリーダーシップによる行政運営が長期間継続しており、特に平成 18 年度の不正資金問題発覚等を経て、知事と職員の関係においてこの傾向が強まった。

さらに、前知事には、職員がパワーハラスメントだと感じる程厳しく叱責するケースがあったこと、職員の間に、知事や副知事が、外部人材に影響を受けて人事を行っているとの噂があったことなどにより、組織全体として知事に対して萎縮した状態にあった。

このような中で、職員の側に、知事に対する過剰な忖度や、知事の意向を進めておけば良いという思考が生まれるなど、風通しの悪い組織風土が固定化した。

さらに、この傾向が、知事のみならず、副知事や外部人材を含め知事に近い立場の者に対しても持たれるようになっていたことから、職員に対する外部人材からの不当な要求の是正が組織としてできなくなっており、ここに「規範意識の低さ」、「恫喝的な言動」といった元連盟職員Ａ固有の要素が加わったことで、刑事事件にまでエスカレートする一連の不適正事案の発生に至ることとなった。

こうした問題構造を、以下のとおり「県庁組織の問題」「職員意識の問題」「元連盟職員Ａ固有の問題」等に整理した上で、個々の事項の分析を行った。

（1）県庁組織の問題

①組織内コミュニケーションの欠如（知事と職員との距離感）

職員にとって前知事に直接報告や相談する機会が限られていたことや、前知事から厳しい叱責を受ける可能性、職員が不信感を抱く人事異動に関する噂などもあって、前知事と職員との間には心理的距離の大きさと強い上下関係意識を伴う関係があった。このため、前知事と職員の間では円滑なコミュニケーションに欠ける状況があり、問題の迅速な共有が難しくなっていた。

その上で、元連盟職員Ａが職員に対して「知事が了解している」「知事はこうすべきだと言っている」として様々な要求をしてきたため、一部の幹部職員は元連盟職員Ａからの要求に疑問を感じ、前知事に直接確認して要求を断ったが、多くの幹部職員は、前知事と元連盟職員Ａの近い関係性を踏まえて萎縮し確認しなかった。

また、多くの職員にとって、知事は遠い存在であり、知事の威光を借りた元連盟職員Ａから「知事が了解している」と聞かされれば、確認する術がなく元連盟職員Ａの要求に従うしかなかった。

こうした知事とのコミュニケーション不足が、元連盟職員Ａの問題行動を助長させる大きな原因となったと考えられる。

②職員が是正を期待できない元連盟職員Ａの人事運用

知事、副知事等幹部職員が関わる元連盟職員Ａの雇用の経緯等と、前知事と元連盟職員Ａの近い関係性が長期にわたって継続していることを職員は認識しており、元連盟職員Ａに関することは、問題提起しても是正が期待できないことと受け止められた。

また、元連盟職員Ａが県ではなく観光連盟で雇用され、県が直接管理監督する職員でなかったことによって、県から元連盟職員Ａに対して改善等するために直接命令等をすることがなかった。さらに、雇用している観光連盟においても、これまでの元連盟職員Ａの人事運用等を踏まえると、元連盟職員Ａに対して十分な管理監督を行うことができず、元連盟職員Ａの問題行動が是正されずに刑事事件の発生に至る大きな原因となった。

（２）職員意識の問題

①不適正な対応を徐々に通常業務に組み込んだこと（業務の定例化）

関係部局の職員の中には県産農産物や県産品のＰＲにおける元連盟職員Ａの活動を一定程度評価する見方もあり、元連盟職員Ａの言動や振る舞いに問題があることを認識しながら、以前から元連盟職員Ａの依頼に応じてきた。

多くの職員は、前知事と元連盟職員Ａとの関係性から、元連盟職員Ａの依頼への対応に不手際があってはいけないというプレッシャーを常に感じており、元連盟職員Ａの不適切な言動等に苦慮しながらも依頼に応じていた。元連盟職員Ａとのトラブル回避を優先していく中で、無理な要求に対しても可能な限り応じなければならないと考えるようになった。

このため、元連盟職員Ａから求められるまま物品等を調達し、辻褄（つじつま）を合わせるため、事実と異なる会計書類の作成や検査、年度を跨（また）ぐ会計処理など不適正な事務処理を行っていた。

②上司等への影響に配慮した自制

職員の間では、元連盟職員Ａの人事運用等を踏まえ、前知事が元連盟職員Ａに対し一定の評価をしていると受け止めていた。

こうした中で、元連盟職員Ａが職員に対して「知事が了解している」と要求してきたため、元連盟職員Ａから要求を受けた職員の多くは、自身が元連盟職員Ａの要求を断った場合、元連盟職員Ａから前知事に対し、自身の上司や部局のことを悪く言われ、上司や部局に対する前知事の評価が下がることを恐れ、毅然とした態度をとることができなかった。

また、問題提起や是正しようとすれば、上司や部局に迷惑がかかるなどと考え、元連盟職員Ａの無理な要求にも応じざるを得なかった。

（３）元連盟職員Ａ固有の問題

①恫喝的な言動

元連盟職員Ａは、職員に対し、日ごろから前知事と近い関係にあるかのように周囲に振る舞い、実際に元連盟職員Ａが前知事に直接電話をかけるなどの近い関係性が長期間にわたって続いた。

元連盟職員Ａは、前知事に近い関係を吹聴しつつ、職員の人事への影響を示唆する発言や侮辱・暴言などにより、職員が断れない・逆らえない状況を作り出していた。

令和５年イベントにおいても、職員に対し、客がいる前でホテルスタッフへの謝罪を強要したり、自ら呼び寄せた職員を追い返したりするなど、高圧的な言動で自らの指示に従わせていた。

装飾品代金詐取事案においても、購入した物品等の納品先や使途等を確認すべきところ、元連盟職員Ａからの高圧的な言動があるのを危惧して確認等をしなかった。

また、「知事が了解している」として依頼や要求を繰り返し、装飾品代金詐取事案においても、職員は、元連盟職員Ａから「知事が了解している」と聞かされ、装飾品の購入を拒むことができなかった。

②計画性のない事業実施

元連盟職員Ａが企画し実施するイベント等で使用する物品の調達は、まず予算総額が決められた後、その範囲内で調達する品目、数量、単価等が決められていた。

そのため、実際に必要な数量とかい離し、未使用のまま残置された調達物品もあった。

装飾品代金詐取事案でも、元連盟職員Ａから“金額ありき”の過大ともいえる装飾品の調達が要求され、実際のイベントでは、半分以下の装飾品しか製作されず、その結果、不要となった装飾品の代金が県等に返金されていなかった。

また、元連盟職員Ａからの指示や連絡は口頭で伝えられるのみで、事業内容の変更も頻繁に行われるため、県担当者は事業の全体像の把握や進捗管理が難しい状況にあった。装飾品代金詐取事案でも、県担当者は、調達する装飾品の数や使途を正確に把握していなかった。

③事業に係る情報の独占

元連盟職員Ａが企画し実施するイベント等では、物品等の調達先や、物品等の提供先である事業者とのやり取りは元連盟職員Ａが一手に担い、県担当者が事業者と直接やり取りすることを極度に嫌い、これを禁じていた。

装飾品代金詐取事案でも、元連盟職員Ａから事業者とのやり取りを禁止されていたため、県担当者は装飾品の納入状況等を事業者に直接確認していなかった。また、事業規模が縮小したことについても元連盟職員Ａや事業者から連絡はなく、元連盟職員Ａがそれを理由にして作家Ｂから返金させていた事実も関知していなかった。

また、その他不適正事案でも、提供先に使途や数量を直接確認せず元連盟職員Ａに言われるがまま調達し、元連盟職員Ａから指定された観光連盟や東京事務所等に納品した後、県担当課の職員が提供先等に連絡を取らずに正確な使途を確認していないケースが散見された。

④その他

元連盟職員Ａは存在しない役職や肩書を名乗っていた。また、平成 29 年に自らが設立した法人として県産食材を飲食店に卸す等の事業活動を行う際には観光連盟の職員として得た情報を利用していたほか、当該法人の発行書類を連盟職員に作成させたり、当該発行書類には自らの知り合いの企業や関係者の名前、領収書、銀行口座などを無断で使用又は相手に十分な説明をしないまま安易な承諾を得て使用したりしていた。

（４）その他

①所属内の検査・審査体制の不備

契約の適正な履行を検査するため、県会計規則取扱要領では、検査者は、当該契約の事前決裁書の起案者及び直接会計事務を担当する者以外の職員を指定するものとされている。

装飾品代金詐取事案では、農産物流通課において、指定された検査者とは異なる、元連盟職員Ａの担当窓口となっていた職員が検査を行い、納品がないにもかかわらず、契約が履行されたものとして支出がなされていた。また、県産品流通支援課においては、予算執行が適正か審査し、支払いを命じる収支等命令者の立場にある管理職が元連盟職員Ａの担当窓口となり、自ら契約の締結や検査に関与し、不適正な会計処理に歯止めをかけることができなかった。

事業実施と検査業務を同一の職員が行い、職務の分担による相互牽（けん）制が全く機能していなかったことが、不適正な会計処理を許す一因となったと考えられる。

②出納事務局における書面に基づく形式的な審査

県の支出は、最終的には出納機関での審査を経た上でなされているが、今回の調査で複数の不適正な会計処理が明らかとなった。出納事務局における書面に基づく審査が形式的なものになっている可能性があり、そのことが不適正な会計処理を許す一因となったと考えられる。

③問題行為等に対する組織的対応の不足

元連盟職員Ａの言動や要求に問題があることは関係部局の職員の間では広く知られていたが、庁内に設けられたハラスメントや不当要求、内部通報の窓口に情報は寄せられなかった。

令和６年６月になり、行政管理課に元連盟職員Ａの問題行動について情報が寄せられた。前知事から副知事Ｉを通じて関係部局に対し、元連盟職員Ａからの要求に対しては是々非々で対応するよう指示がなされたが、元連盟職員Ａとの業務上の関わりは断たれることなく、問題の解決にはつながらなかった。

2　再発防止に向けた取組

本事案が生じた背景である、「元連盟職員Ａの雇用の経緯等」、「元連盟職員Ａを特別扱いし、異常な言動を許容した理由」、「内部統制が機能不全となった理由」に加え、本事案に至った原因を踏まえ、再発防止に向けた以下の取組を実施又は検討していく（前倒しで実施済みのものも含む。）。

（１）県庁組織の問題

①組織内コミュニケーション　→　心理的安全性の高い組織風土の醸成

ア　知事、副知事を行為者と想定したハラスメント防止条例の整備

職員等の証言にあるように、知事や副知事の厳しい言動によって、職場の「心理的安全性」を確保できていなかったことが今回の問題が発生した原因の一つとなっている。

職場におけるハラスメントは、被害を受けた職員の基本的人権を侵害するとともに、その能力の発揮に悪影響を与える上、周囲の職員も萎縮することとなり、ひいては行政サービスの低下につながる行為である。

一般職職員については、「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針（平成 29 年 10 月県制定）」により、ハラスメント行為が禁止されており、これに違反した場合には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく懲戒処分の対象となる。一方で、組織のトップである特別職の知事及び副知事については、より役割が重要であるにもかかわらず同様の規範が存在しない。

このため、知事、副知事を行為者と想定したハラスメント防止条例を整備し、ハラスメントの未然防止と抑止力の向上を図るとともに、安全かつ良好な職場環境を確立する。また、知事、副知事によるハラスメントが疑われる場合には、調査の客観性や公平性を担保するため、外部の弁護士等からなる第三者委員会による調査を行うことを当該条例に規定する。

イ　不正事案を未然に防止するための規程の整備

本事案は、下位の職責の者が上位の職責の者に対して相談することなく忖度し、多少の無理をしてでも元連盟職員Ａの要求に応じることを繰り返したことから一連の不適正事案が生じ、最後には刑事事件にまでエスカレートしたものである。

このため、職員が、業務において、法令に違反するおそれがあると感じた場合に上司に相談することや、上司が改めて適正な対応となっているか検討することを明文化した規程を整備する。

ウ　健全なコミュニケーションを図ることができる環境整備

本事案は、外部の人間が、知事との関係が近いことを誇示して職員に対して高圧的な態度をとり、ルールを無視した対応を強要する形態を取っており、常に起きる可能性がある

問題である。

こうした事態を回避するには、組織内外への情報の正確な伝達と、健全にコミュニケーションのできる環境を作ることが必要である。

このため、令和８年度の組織改正において、「秘書広報課」、「行政管理課」、「人事課」「職員厚生課」という４つの課による「知事公室」を創設し、情報の迅速かつ正確な発信を行い、県民や職員の意見が届きやすい環境を整備した。

知事公室では、できる限り多くの職員から意見を聞き、前例や役職に囚われず、思い込みや偏りを排し、純粋に事実を聞き取る態度を取ることで、職員の不安を和らげ、自由闊達に政策を議論できる環境や、率直に話せる風通しの良い職場づくりを推進する。

エ　知事と職員との直接対話の定期的な実施

県庁内の上下関係や部局を超えたコミュニケーションを促進するため、知事等幹部職員と職員が直接対話する機会を定期的に設ける。

知事等幹部職員が、組織運営の考え方や県の政策を目的や背景等も含めて説明し、職員との質疑応答や意見交換を行う。WEB 会議システム等も活用しながら現場の声を把握し、組織運営の改善や政策決定に反映させる。

オ　新たな「上司への意見具申制度」の導入

平成 18 年に発覚した本県における不正資金問題を受けて策定された「県政再生プログラム」には、管理職の意識改革の取組として、「管理職に対する部下からの意見具申制度」がある。当該制度は、部下が所属の上司に対し、必要なときにあらゆる方法（面談、文書、電子メール）で意見を述べることができるとされている。また、部下は、上司の対応が適切でないと考える場合、人事課に報告することができ、人事課はその内容を確認し、上司に指導・助言を行うとされていた。

しかしながら、本事案では、上司の対応に疑問を持ち、対応状況を記録に残していた職員もいたが、その内容を人事課まで報告する者はおらず、この制度は有効に機能していなかった。

このため、当該制度を見直し、部下が上司の指示・判断に疑義を持った場合に、当該上司より上位の上司に対し、当該指示等について確認及び再検討を求めることができる制度に改める。併せて当該制度の趣旨と利用方法を広く職員に周知し、職員が問題提起しやすい環境を整備する。

カ　幹部職員を主な対象とした厳守事項の明文化

外部人材への対応に担当課の職員が苦慮する場合、その職員と外部人材を用いている知事との間にいる幹部職員の果たす役割は非常に大きい。特に本庁部長級及び次長級職

員の姿勢次第で、多くの職員は無理をしてでも外部人材の意向に沿った対応をせざるを得なくなる。

このため今一度、順法精神の徹底や忖度の排除といった、厳守すべき事項を明文化し、幹部職員が日ごろから意識できるようにする。

②人事運用　→　外部人材任用の適正化

ア　外部人材任用ルールの策定

外部人材の専門的知識や経験を活用することは重要である。一方で、知事に近い立場にある外部人材が長期にわたって任用され業務に従事した場合、職員への影響力が強化・固定し、職員が過度にその意向を忖度する要因となるおそれがある。

このため、外部人材は、任用の方法や期間の基準を設ける。

その際、本件のように関係団体において補助金を財源として雇用される職員についても、雇用の無期転換ルール等に留意しつつ、同様の考え方を適用することを検討する。

（２）職員意識の問題

①業務の定例化　→　リスク管理と適正な会計事務の確保

ア　不正事案を未然に防止するための規程の整備【再掲】

職員が、業務において、法令に違反するおそれがあると感じた場合に上司に相談することや、上司が改めて適正な対応となっているか検討することを明文化した規程を整備する。

イ　通報窓口の環境整備と職員アンケートの実施

岐阜県庁には、法令違反や不正行為を見聞きしたときに職員が通報する「職員等公益通報窓口」があり、組織内部の通報窓口である行政管理課の通報窓口と組織外部の通報窓口である弁護士事務所の窓口が設置されている。これ以外の職員用の窓口として、人事異動や時間外勤務等に関する「人事・組織 110 番」、ハラスメントや体調不良に関する「働きやすさ 110 番」、研修やスキルアップに関する「人材育成 110 番」がある。また、外部の県民の方から職員の法令違反行為等を通報いただく「職員不正行為 110 番」がある。このように事案に応じた相談・通報窓口が複数設けられている。

複数の窓口が存在することで、不当要求（※）やカスタマーハラスメントなどを含む外部からの不正・不当な働きかけなどがあった場合に、職員等が相談・通報先に迷うことがないようにする必要がある。このため、窓口を整理して職員に広く周知するとともに、e-Learning システムを活用した研修でも相談窓口を題材にすることで、職員が相談しやすい環境を整備した。

また、定期的に実施している職員間のハラスメント等に関するアンケート（エントリーシート）では、例年、様々な情報が寄せられていることから、現在の「エントリーシート」

を「職場相談シート（仮称）」に改め、職員間のハラスメントだけでなく、外部からの不当な働きかけや職員による不正行為など、職場におけるリスク情報を幅広く収集し、不正やハラスメントの早期発見・早期対応につなげる。

（※）これまで、「不法・不当な働きかけ」「行政対象暴力」「不当要求等」の用語が乱立し、各用語の定義が曖昧だったため、危機管理対応を分掌する危機管理政策課では、令和８年度から用語を「不当要求」に統一するとともに、要求内容又は要求手段が違法又は不当であって、県行政の適正な運営に支障を及ぼすおそれ等がある場合は全て不当要求に該当すると整理した。また、「不当要求への対応方針」においては、職員に違法な会計処理等を強要する行為が不当要求の例として改めて明記された。

ウ　本庁部長級職員を含む職員の意識改革を促す研修等の実施

（ア）本庁部長級職員対象

外部の知事に近い人物から「知事の意向である」などと伝えられた場合であっても、不適正な内容である疑いがあるときは、本庁部長級職員が知事本人に対して「おかしくはないか」「本当に良いか」と直言・確認することが重要である。

また、本庁部長級職員がこうした場面で毅然とした対応を明確にとることは、職員が不当な要求に忖度して応じることを防ぎ、組織として適正な意思決定を行う上で重要である。

本庁部長級職員は、部局の責任者として副知事とともに知事に対して直言等を行う立場と職責を有しており、その判断や言動が組織と多くの職員に影響を与える。本事案を題材として、本庁部長級職員に求められる役割や責任について、改めて理解を深める研修を実施する。

（イ）職員全般対象

不適正な事案の原因には、単なるルール違反や行為者の能力不足ではなく、組織風土や職員一人ひとりが無意識に持つ思考や行動のパターン（マインドセット）があると考えられる。

本事案のような事例を二度と起こさないためには、組織や制度の見直しに加え、職員の意識や行動を変革する必要がある。

毎年 7 月の「岐阜県職員倫理月間」に合わせ、本事案を事例とした職場研修を実施する。なぜ不正は起きたのか、なぜ不正を止めることができなかったのか、組織風土に問題はなかったかなど、職員間で議論し、不正が起きた背景を組織全体で共有し、職員の思考や行動パターンの変革を促す。併せて、e-Learning システムを活用した研修により、不正防止の対応などについて確認する。

また、不正が起こりにくい組織にするためには、職員が上司に対して安心して意見を述

べ、問題提起ができる「心理的安全性」の高い職場環境を整備する必要がある。管理職を対象とした傾聴や対話を重視したマネジメント研修を実施する。

令和８年３月に改正された人材育成・確保基本方針において風通しの良い職場づくり等の「職場環境の整備」が追加されたことを踏まえ、各階層の人事評価（能力評価）において、それらの実現に係る能力を明確に評価できるよう評価項目に反映し、全職員が意識できるようにする。

エ　幹部職員を主な対象とした厳守事項の明文化【再掲】

順法精神の徹底や忖度の排除といった、厳守すべき事項を明文化し、幹部職員が日ごろから意識できるようにする。

オ　適正な会計事務の確保に向けた体制の強化と職員への周知徹底

（ア）物品の調達・管理に係るチェック体制の強化

本事案では、県が元連盟職員Ａの求めに応じてイベント用のノベルティグッズや飲食店サンプル用の県産食材などの物品調達を繰り返し行っていた。

こうした物品調達における事務処理では、購入の必要性、数量などについて事前に十分な検討がなされていないことや、購入した物品の納入確認を行わず、物品がどう使われたかを把握していないなど著しく不適正な取扱があったことが確認されている。

このため、まず所属において物品の購入を行うに当たっては、その必要性や数量を十分に検討し会計書類において目的や履行場所を明確にすることとした。また、検査時においては、物品の配布実績を確認し会計書類に添付するとともに、委託業務の成果物の場合は、県による現地確認や写真等による確実な履行確認をすることとした。

その上で、出納事務局の審査においては、抽出により行う電話等での事実確認について、今回問題となった消耗品費や業務委託料を加えるとともに、当該確認を対象所属の管理職に対して実施し、より実効性のある確認を行うこととした。

そのほか、従来の特定消耗品（金券に類するもの）に加え、各所属でイベント等での配布や貸出等を目的に購入した消耗品についても消耗品等配布計画書兼実績確認書を作成し、使用状況を明確化するとともに、各所属での検査が確実に実施されるよう促した。

（イ）会計事務検査の強化

監査委員による監査は、過年度の契約に係る詳細不明の返還金が収入されていたことが判明したことを端緒に実施されたものであるが、収入があった年度に会計処理を確認することで早期に問題に対処できた可能性がある。

出納事務局では、本庁所属については 5 年に１回程度の頻度で前年を中心に会計事務全般を対象とする会計事務検査を実施しており、今回問題発覚の端緒となった過年度戻入を検査の重点項目と位置付けるなど、効果的な検査を実施することとした。

また、今般の監査報告において不適正な事務処理の指摘を受けた所属に対しては、当分

の間、重点的に会計事務巡回指導を実施することとした。

（ウ）適正な会計事務処理に向けた研修の充実と職員への周知徹底

管理職は予算執行や物品管理が適正に行われるよう管理・監督する立場にあり、その職責は重い。しかし、装飾品代金詐取事案では、管理職自らが不適正な会計書類を作成するなどその職責を軽視し、所属内における相互牽制が機能していなかった。

このような問題はどの所属、どの職員にも起こり得ることを念頭に、特に会計処理で重要な役割を果たす所属長と出納員を対象に本事案を事例とした研修を実施するほか、メールマガジンにより全職員に対して事案の経緯、問題点及び再発防止策を周知し、適正な会計処理の徹底を図っていく。

（エ）内部統制制度のチェック項目（ポイント）の見直し

本事案を踏まえ、会計事務の検査が確実に行われるように内部統制制度のチェック項目に「検査者は、事前決裁者と別の職員を指定すること」「検査は業務完了を十分確認した上で行うこと」などを新たに加えた。

カ　文書の適正な作成に関する研修

業務の適正化を図るには、業務の経緯も含めた意思決定に至る過程や事務事業の実績を合理的に後付け、または検証できるように文書を作成しなければならない。

本件では、事実と異なる会計書類が作成されたほか、部長級職員との協議内容等が記録されておらず意思決定の過程が明らかでない状況が確認された。一方で職員が記録を残していたことによって、本件の経緯や実態の一部を解明することができた。

このため、公文書を作成・保存する意義について職員が十分理解し、文書を適切に作成するための研修を実施する。職員は自身が職責を果たしたことを記録するため、また上司が適正な判断をすることを促すためにも、重要な意思決定に関する記録を作成・保存する必要性について認識する必要がある。

②上司への配慮　→　幹部職員の職責意識の徹底

ア　本庁部長級職員に対する研修【再掲】

本事案を題材として、本庁部長級職員に求められる役割や責任について、改めて理解を深める研修を実施する。

イ　幹部職員を主な対象とした厳守事項の明文化【再掲】

順法精神の徹底や忖度の排除といった、厳守すべき事項を明文化し、幹部職員が日ごろから意識できるようにする。

（3）元連盟職員Ａ固有の問題　→　早期是正と対応力強化

ア　外部人材任用ルールの策定【再掲】

外部人材は、任用の方法や期間の基準を設ける。

その際、本件のように関係団体において補助金を財源として雇用される職員についても、雇用の無期転換ルール等に留意しつつ、同様の考え方を適用することを検討する。

イ　カスタマーハラスメントの防止及び対応のための体制整備

県の業務に関係する外部の関係者等からの不当な要求、侮辱、暴言その他の著しい迷惑行為から職員を守るため、職場におけるカスタマーハラスメントの防止及び対応に関し必要な事項を定めるカスタマーハラスメント指針を制定した。

また、対応マニュアルの策定、研修の実施及び相談体制の整備を行ったことにより、職員の不当要求等への対応力の向上を図るとともに、職員が安心して職務に従事できる職場環境を確保する。

ウ　通報窓口の環境整備と職員アンケートの実施【再掲】

複数の窓口を整理して職員に広く周知するとともに、e-Learning システムを活用した研修でも相談窓口を題材にすることで、職員が相談しやすい環境を整備した。

また、定期的に実施している職員間のハラスメント等に関するアンケートである「エントリーシート」を「職場相談シート（仮称）」に改め、職員間のハラスメントだけでなく、外部からの不当な働きかけや職員による不正行為など、職場におけるリスク情報を幅広く収集し、不正やハラスメントの早期発見・早期対応につなげる。

エ　本庁部長級職員を含めた職員の意識改革を促す研修等の実施【再掲】

（ア）本庁部長級職員対象

本事案を題材として、本庁部長級職員に求められる役割や責任について、改めて理解を深める研修を実施する。

（イ）職員全般対象

毎年 7 月の「岐阜県職員倫理月間」に合わせ、本事案を事例とした職場研修を実施する。併せて、e-Learning システムを活用した研修により、不正防止の対応などについて確認する。また、管理職を対象とした傾聴や対話を重視したマネジメント研修を実施する。

オ　幹部職員を主な対象とした厳守事項の明文化【再掲】

順法精神の徹底や忖度の排除といった、厳守すべき事項を明文化し、幹部職員が日ごろから意識できるようにする。

V　総括

本事案は、特定の個人だけによって引き起こされたものではなく、小さな例外や特別扱いの許容を長期間にわたって組織内で積み重ねてきたことにより発生したものである。

このため再発防止には、会計の制度やルールの整備だけでなく、職員一人ひとりが違和感を放置せず声を上げ、上司がそれを真摯に受け止め、組織全体で適切に対応できる環境づくりが不可欠である。

本事案を組織運営の在り方を見直す重要な契機とし、職員が「おかしいことをおかしいと言える組織」、「安心して声を上げることのできる組織」となるよう改革を不断に進めていかなければならない。

また本事案は、一人の外部関係者が知事に近い存在であると多くの職員が認識したことにより、組織が正常な判断を失っていった事案でもある。したがって、組織のトップである知事や副知事は、自らの権限や影響力が、自身の意図とは関係なく組織内の意思決定や職員の行動に大きな影響を与えることを認識する必要がある。知事や副知事が特定の人物を評価し、近くで起用しているとの認識が広がれば、職員はその人物の言動を知事等の意向と受け止める可能性がある。仮に知事や副知事が関与していなくても、周囲が忖度し、その結果、組織の判断が歪められたり統制が形骸化したりすることがある。

今後の県政運営においては、知事や副知事自身が常に県民及び職員に対して透明性の高い意思決定を行うとともに、「知事や副知事に近いから認められる」「知事や副知事の名前を出せば物事が動く」といった状況を決して許さない姿勢を明確に示し続けなければならない。また、知事や副知事にとって耳の痛い情報や批判的な意見ほど集まる組織づくりを継続して心掛けなければならない。

本事案を組織運営の教訓とし、風通しの良い組織づくりを進めることで、県行政に対する県民の信頼回復に全力で取り組むことが求められる。

なお、本調査では、「元連盟職員Ａと県との関係の経緯」、「元連盟職員Ａを特別扱いし、異常な言動を許容した理由」、「内部統制が機能不全となった理由」の３つの観点から、不適正な事務処理に至った経緯や背景を総合的に調査することに主眼を置いた。

その上で、刑事事件となった装飾品代金詐取事案、さらに、その他不適正事案の全容を解明することを目的に調査を行った。これまで見てきたとおり、３つの観点や装飾品代金詐取事案については、調査と検証により一定の解明に至ったと考えられる。

一方で、多くのその他不適正事案においても、相当程度、実態が判明したところであるが、未だ確認できていない部分も一部残っている。

例えば、飛騨牛については、元連盟職員Ａの自宅に送られ、その後どう使われたか分からないものがあった。その他の県産食材サンプル、ノベルティなどについても、使用実態が分からないものがあった。発送についても発送先や発送品目が不明であり、適正か不適

正か判断できないケースがあった。

さらに、多額の手当が支給されていた時間外勤務については、実態を伴っていたのかどうか確認できなかった。

これまでの調査で明らかとなった事項を本報告書として取りまとめたが、本報告書を弁護士に検証していただくとともに、今後の新たな事案の判明状況等を勘案した上で、第三者委員会の設置を含め、県として更なる調査の必要性を検討していく。

別添：元連盟職員Ａの不適切な言動に関する証言

①県関係部局の職員の証言

＜前知事に近い存在であることを示唆する発言＞

・「知事はこうすべきだと言っている」「知事が『そうしろ』と言っている」「知事からOKをもらっている」
・「（元連盟職員Ａ企画のイベントに）知事が『出る』と言っている」
・「知事に話してやる」「知事や副知事に言うぞ」
・「知事に○○部は本当にダメだと言っておいた」「知事の評価はこうだ」
・「県の仕切りが悪いからこうなったんだと、知事に言っておいた」

＜人事への影響を示唆する発言＞

・元連盟職員Ａと折り合いが悪く、異動となった職員の名前を出して「こんなことにならないようにね。頼むよ。」「ああいう風になっちゃうけど、良いの？」
・「○○ができなければ、○○部長に言ってクビにさせる。」

＜侮辱・暴言＞

・関係者が大勢いる前で「あなたは間に合わないわね」「何でそんなことできないの」「○○部の職員はできないから、□□部の職員でやって」
・職員の名前を呼び捨てにしながら「あいつは使えないやつだ」
・自身の思いどおりに動かない職員に対して「仕事ができない」「無能だね」「それぐらいできないのか」「こんなメンツでやってはダメだ」
・若手職員に対して「速く行きなさい、パシリ」
・イベント会場で立っていた職員に対して某警備会社名のあだ名呼び
・県庁内の簡単な打合せでお茶を出さなかった職員に対して「気が利かない」「配慮ができない」
・作成させた資料をほとんど確認せず「こんな資料では駄目だ。やり直せ」
・日常的に、周りに職員がいる中で、厳しい口調で叱責や他人の悪口を言う。

＜継続的・執拗な言動＞

・1日に20回以上、県庁に電話をかけ、担当者が不在であれば「使えない」「役に立たない」「肝心な時にいない」と言い捨てて電話を切る。
・夜の24時ごろまで平気で電話連絡があり、不急の用務を指示する。
・夜の3時まで無理やり仕事に付き合わせる。

＜嫌がらせ＞

・嫌いな職員に対し、打合せの時間をあえて伝えない。聞いたことを聞いていないことにする。
・担当者が聞いていないようなことでも「自分は言ったんだけど、やってない」
・会議室に鍵をかけ、自らの意に沿わない職員を打合せに入れないようにする。
・自身が呼んだにもかかわらず「また来たの」「何でいるの」「お前は必要ない。帰れ」

＜不当な謝罪要求＞

・客がいる前で、ホテルスタッフへの謝罪を強要する。

＜業務範囲を超える過剰な要求＞

・イベント会場で売り子をさせる。
・イベント資材として木の枝の剪（せん）定をさせる。
・元連盟職員Ａが使用する資料を作成させる。

②観光連盟職員等の証言

＜業務に関する理不尽な言動＞

・元連盟職員Ａの出張の行程を詳細に書いた職員を怒る。
・ほぼ毎日時間関係なく電話をかける。電話に出ない職員に対し、「なんで出ないのよ。何のための公用電話なのよ。」と怒る。
・休暇取得日や休日にノートパソコンを携行しておらず指示された作業が対応できないと話す職員を怒る。
・職員面談の時期には、「面談終わった？何を話した？なんて答えた？」と職員に聞き出そうとする。
・時間外勤務について、「あなたたちも私と同じ時間やっていたことにしなさいよ」と職員に言う。
・資料作成について、「5 分でやれ」「3 分でやれ」「すぐできるでしょ」と職員に言う。
・物品の発送伝票を「情報管理」であるとか「あなたが知る必要はない。」などと言い、その場で破ったり、丸めて捨てたりする。
・畑での作業時に、「暑い」「ヒールが汚れる」という理由で職員に代わりに行かせる。
・上司への報告や説明をした職員に対し、「情報管理が必要なのに、なぜ話したのか？」と怒る。逆に都合が悪くなると「なぜ話してないのか？」と怒る。
・緊急だと指示されて職員が急いで作った資料をもう要らないと言う。
・勝手に職員の鞄の中身を確認し、こんな資料は要らないと元連盟職員Ａの指示で準備していた資料を抜き取る。

＜出張・宿泊に関する理不尽な言動＞

・名古屋への出張時に日帰りすると話す職員に「泊まれ」と言う。
・職員の宿泊先を勝手に決めて予約し部屋も指定する。「私の価格があるから勝手にチェックインしちゃいけない。」と言う。
・職員分のホテルでの宿泊代や食事代などの支払いをまとめて行い、職員には後日領収書等も提示せずに口頭のみで請求する。
・レストラン等での食事は、「払ってきて。」と職員に立替払いさせ、精算時に「細かいものがない。」などと言い、払わないままのことが幾度もある。
・職員に一度受領済みの費用を重複して請求する。支払い済みと伝えてきた職員に対してあれこれ言い、嫌な思いをさせて支払わせる。
・ホテルのフロントで先に自身の分を精算した職員に対し、「何勝手なことするのよ」と怒る。
・早く迎えに来た職員にも迎えが遅くなった職員にも怒る。集合時間前にもかかわらず、「どこにいるのよ。何でそんなところにいるのよ」と言う。
・1 日に 300km、多い時は 600km ぐらい職員に車を運転させる。
・改札に迎えに行った職員に「重たいじゃない」と荷物を持たせる。また、「持ちます」と言わない職員にも怒る。

＜関係事業者に対する理不尽な言動＞

・生産者等に対し、「ＰＲしてあげるから頂戴よ。」と迫る。
・多量の牛肉のサンプル提供を要請し、販売担当者を困らせる。
・オーダーしたとおりにサンプル提供されているにもかかわらず、肉の種類が頼んだものと違うとクレームを入れる。
・農産物直売所でサンプル品として商品をあれこれ持ってきて、責任者に「お金は良いわね」と言って、代金を踏み倒す。
・「農政に 50 万、商工に 50 万、連盟に 50 万、私の予算あるでしょ」

＜その他の不適切な言動＞

・ホテルマンがいる際、自ら荷物を運ぶ職員を怒る。自らエレベーターのボタンを押す職員にも怒る。
・ホテルマンがいない際、荷物の運搬やエレベーターの操作が遅れた職員を怒る。
・元連盟職員Ａの個人的なものを買いに行かせ、レシートを渡されても代金を渡さないことが幾度もある。
・良かれと思い対応した職員に対し、事前の説明がない、人として社会人として非常識だと何度も怒る。「申し訳ありませんでした。」の声が涙声になった職員に対し、「仕事の上で女の涙は許せない。」と更に怒る。

・ベビーカーを押している人に「邪魔！」と大きな声で言ったり、鞄をぶつけたりしながら追い抜く。
・支払いを待つ時間にしびれを切らし、前のお客に暴言を吐き口論になる。
・ホテルクロークでの荷物の受け渡しについて、元連盟職員Aのルールを逸脱した運用を、ホテルスタッフから連盟職員が注意されたが、それを聞いた元連盟職員Aは「精神的に弱い連盟職員に対してなぜ注意したのか。」等と上司まで呼びつけて叱責して謝らせ、「敵を取ってやったわ。」と元連盟職員Aへ礼を言わせる。
・人前であっても、「あなたの給料は税金で支払われているのだからね。」と言う。
・携帯電話を見せるように言い、電話の相手やメールのやり取りを確認し、「電話で何を話したのか。」などと問い詰める。